

第63回SGRAフォーラム

第4回 日本・中国・韓国における国史たちの対話の可能性

《予稿集》

『東アジア』の誕生 —19世紀における国際秩序の転換—

会場：フィリピン・アラバン市ペルビューホテル、フィリピン大学ロスバニョス校

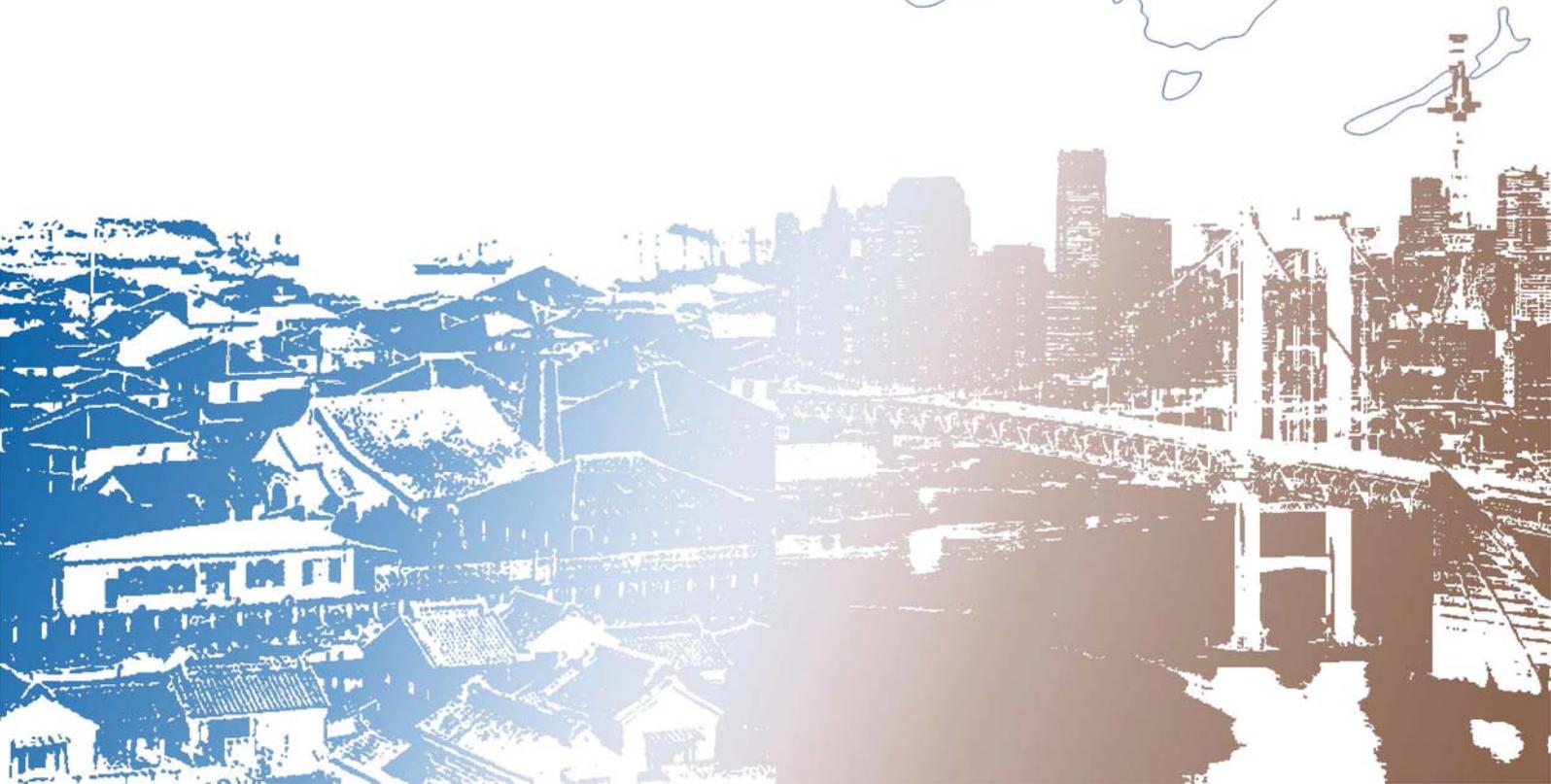
日時：2020年1月8日（水）～12日（日）

主催

渥美国際交流財団 関口グローバル研究会（SGRA）

共催

科学研究費新領域研究「和解学の創成」
早稲田大学東アジア国際関係研究所
フィリピン大学ロスバニョス校





■フォーラムの趣旨

19世紀以前の東アジアは、域内各国の関係は比較的疎遠で、各国が個別に外国との関係を結んでいた。しかし、西洋の諸国がグローバル化の運動を北太平洋まで及ぼしたとき、日中韓の関係は政治・経済・通信のいずれの面でも緊密化し始め、その中で「東アジア」を一体のリージョンと見なす想像力が生れた。今回は、このような東アジアの国際秩序の変化、その中での各国の国内秩序の変化を主題に国際対話を試みる。

西洋が強い商業関心と新たな交通・通信・軍事技術をもって該地域に再登場したとき、中国・日本・朝鮮はどのように西洋を認識したか。伝統的な知の体系とそれはどう絡み合ったのか。いずれの国でも反発と同時に新たな知への憧憬が生れ、一方では伝統への挑戦、他方では伝統の再造が試みられた。例えば、日本では、洋学が学校教育の軸に据えられる一方、秩序の核心に天皇を置き、家族では儒教的な男性優位観が一般化した。この西洋への反発と憧れは国ごとに組み合わせ方が異なり、それは今に至る文化の相違を生み出すことになった。

西洋の進出は各国に自衛を促し、結果的に各国を「国民国家」に変えていった。遅速の差はあっても、国境を明確化し、内部の団結を促すナショナリズムを生み出すことになったのである。その一方、西洋の持込んだ海運網は、人々を国境の外に誘うことにもなった。中国からは東南アジアに加えてアメリカ大陸に大量の出稼ぎ労働者が向い、以前は皆無だった日本からも移民が海を越えるようになった。朝鮮では移民は少なかったが、外国留学生や政治亡命者が現れ、やがて国の将来に大きな影響を及ぼすようになった。ナショナリズムの形成と国境を越える移民・留学・亡命との交錯は、従来の東アジアの秩序を国際関係と国内秩序の両面で大きく変化させ、20世紀の大変動を準備することになる。

今回のフォーラムでは、およそ以上のような問題群を取上げ、3つのセッションに分けて各国の事情を比較し、討論して、19世紀東アジア世界に起きた大転換の全体像を把握したい。

なお、円滑な対話を進めるため、日本語⇄中国語、日本語⇄韓国語、中国語⇄韓国語の同時通訳をつける。円卓会議の講演録は、SGRA レポートして3カ国語で発行しSGRA ホームページに掲載する。

■フォーラムの経緯

渥美国際交流財団は2015年7月に第49回SGRA(関口グローバル研究会)フォーラムを開催し、「東アジアの公共財」及び「東アジア市民社会」の可能性について議論した。そのなかで、先ず東アジアに「知の共有空間」あるいは「知のプラットフォーム」を構築し、そこから和解につながる智恵を東アジアに供給することの意義を確認した。

このプラットフォームに「国史たちの対話」のコーナーを設置したのは2016年9月のアジア未来会議の機会に開催された第1回「国史たちの対話」であった。いままで3カ国の研究者の間ではさまざまな対話が行われてきたが、各国の歴史認識を左右する「国史研究者」同士の対話はまだ深められていない、という意識から、先ず東アジアにおける歴史対話を可能にする条件を探った。具体的には、三谷博先生(東京大学名誉教授)、葛兆光先生(復旦大学教授)、趙珖先生(高麗大学名誉教授)の講演により、3カ国のそれぞれの「国史」の中でアジアの出来事がどのように扱われているかを検討した。

第2回対話は、自国史と国際関係をより構造的に理解するために、「蒙古襲来と13世紀モンゴル帝国のグローバル化」というテーマを設定した。2017年8月北九州にて、日本・中国・韓国・モンゴルから11名の国史研究者が集まり、各国の国史の視点からの研究発表の後、東アジアの歴史という視点から、朝貢冊封の問題、モンゴル史と中国史の問題、資料の扱い方等について活発な議論が行われた。この会議の諸発表は、東アジア全体の動きに注目すると、国際関係だけでなく、個別の国と社会をより深く理解する手掛りも示すことを明らかにした。

第3回対話はさらに時代を下げて「17世紀東アジアの国際関係」と設定した。2018年8月ソウルに日本・中国・韓国から9名の国史研究者が集まり、日本の豊臣秀吉と満洲のホンタイジによる各2度の朝鮮侵攻と、その背景にある銀貿易を軸とする緊密な経済関係、戦乱の後の安定について検討した。また、3回の国史対話を振り返って次に繋げるため、早稲田大学主催による「和解に向けた歴史家共同研究ネットワークの検証」のパネルディスカッションが開催された。

この円卓会議は2016年度から毎年1回、全部で5回開催する。残りの2回は近現代をテーマとして取り上げる。また、3カ国語に対応したレポートの配布とリレーエッセイのメールマガジン等により、円卓会議参加者のネットワーク化を図る。

メールマガジンのバックナンバーは下記リンクよりご覧いただけます。

<https://kokushinewsletter.tumblr.com/>

Program & Contents

1月9日(木)

9:00~10:30 第1セッション：開会 [司会：李 恩民（桜美林大学）]

	発表者	所属	演題	
開会挨拶	趙 珧	韓国国史編纂委員会	第4回円卓会議開催にあたって	p 3
歓迎挨拶	F. マキト	フィリピン大学 ロスバニョス校	19世紀のフィリピン—マニラ・ガレオン貿易を中心に—	p 5
基調講演	三谷 博	跡見学園女子大学	「アジア」の発明—19世紀におけるリージョンの生成—	p 8
コメント	宋 志勇	南開大学	「『アジア』の発明—19世紀におけるリージョンの生成—」についての感想	p14

11:00~12:30 第2セッション：西洋の認識 [司会：南 基正（ソウル大学）]

	発表者	所属	演題	要旨／論文
発表1	日本 大久保健晴	慶應義塾大学	19世紀東アジアの国際秩序と「万国公法」受容—日本の場合—	p15／p22
発表2	韓国 韓 承勳	高麗大学	19世紀後半における東アジア3国の不平等条約克服の可能性と限界	p15／p32
発表3	中国 孫 青	復旦大学	魔灯鏡影—18世紀から20世紀にかけての中国のマジックランタンの放映と製作と伝播—	p16／p39

14:00~15:30 第3セッション：伝統への挑戦と創造 [司会：村 和明（東京大学）]

	発表者	所属	演題	要旨／論文
発表4	日本 大川 真	中央大学	18・19世紀における女性天皇・女系天皇論	p17／p51
発表5	韓国 南 基玄	成均館大学	日本民法の形成と植民地朝鮮での適用—制令第7号〈朝鮮民事令〉を中心に—	p18／p60
発表6	中国 郭 衛東	北京大学	伝統と制度の創造—19世紀後期の中国の洋務運動—	p18／p67

16:00~17:30 第4セッション：国境を越えた人の移動 [司会：彭 浩（大阪市立大学）]

	発表者	所属	演題	要旨／論文
発表7	日本 塩出浩之	京都大学	東アジア公共圏の誕生—19世紀後半の東アジアにおける英語新聞・中国語新聞・日本語新聞—	p19／p75
発表8	韓国 韓 成敏	大田大学	金玉均の亡命に対する日本社会の認識と対応	p20／p83
発表9	中国 秦 方	首都師範大学	近代中国女性のモビリティ—経験と女性「解放」に関する再思考	p21／p90

1月10日(金)

14:00~15:30 第5セッション：全体討議 [司会：劉 傑（早稲田大学）]

青山治世（亜細亜大学）、平山 昇（九州産業大学）
朴 漢珉（東国大学）、孫 衛国（南開大学）、

16:00~17:30 第6セッション：全体討議 [座長：劉 傑（早稲田大学）]

・自由討論
・総括／三谷 博（跡見学園女子大学）

著者略歴…………… p97
メンバーリスト…………… p100

【開会挨拶】

第4回円卓会議開催にあたって

趙 珖 (高麗大学名誉教授、国史編纂委員会委員長)

[原文は韓国語、翻訳：金キョンテ]

まず、『東アジア』の誕生—19世紀の国際秩序の転換—というテーマで開催される第4回国史たちの対話の可能性円卓会議の開催をお祝い申し上げます。さらに、今回の大会が開催されるここ、フィリピンは19世紀の国際秩序の変動に大きな影響を受けた国でもあります。それだけではなく、この円卓会議に出席する韓国、日本、中国三ヶ国を含む東アジアの国々も19世紀の国際秩序の転換によって非常に大きな影響を受けることになりました。この地域の研究者がここで一堂に会し、東アジアの近現代がもつ特性を検討し、そこから対話の可能性を見出そうとする努力は、かなりの結実が期待できます。この円卓会議の成功を祈りながら、この地域の共通した思潮だったナショナリズムに関する問題をじっくり考えてみることにしたいと思います。

アジア地域は19世紀のナショナリズムの影響の下で自国の歴史に対する認識を新たにすることになり、ここで“国史”という概念が形成されました。ところが19世紀の欧州のナショナリズムは人種主義的特性及び金融資本主義と結合して強力な帝国主義的性格を持つようになりました。一方、この時期、韓国と中国など東アジアの多くの国々が持っていたナショナリズムは侵略に対する防衛的機能を持っていました。したがって、ナショナリズムといっても、各国の歴史的特性によってその性格には大きな違いが生じるはずでした。

また韓国と中国、日本など東アジア三国はそのナショナリズムにおいても違いがありました。これによってこの三国は国史(national history)という単語の概念においてもそれぞれ異なる性格が明らかになりました。しかし、国史という用語の中には自国の歴史に対するプライドが共通して含まれていました。そして過去の歴史的事実に対する民族主義的な解釈を通じて、自国と他国間に展開される侵略や抵抗の正当性を探る努力が発生しました。国史が形成されていた19世紀末から20世紀序盤に至るこの時期は社会進化論や地理決定論と一緒に、自然科学の影響が歴史学の解釈と敘述に深い影響を与えていました。

この過程で、各国の国史を叙述しようとする人々は、各国が直面した地政学的特性に着目しました。中国と日本、そして韓国の研究者たちは大陸勢力と海洋勢力そして陸橋的位置などのようにその地理的特性に注目するようになりました。そして彼らは19世紀の産物である決定論の影響のもとに各国の地理という要素を、歴史を決定する動力として注目するようになりました。

ところが、地政学という言葉は1899年にスウェーデンの政治学者ルドルフ・ゲレン(R.kjellén、1864~1922)が新たに創案した単語でした。彼は当時勃興していた地理決定論の影響を一定に受け入れながら、この単語を作って使いました。そのため、地政学という単語自体は帝国主義的侵略勢力の拡散過程を説明する用語として使われ始めました。この単語が東アジアに伝来した時期は20世紀

初めとして、各国で“国史”らが勃興した時でした。特に20世紀前半期に使われていた地政学という用語も帝国主義的勢力関係を説明する過程で提示された単語でした。

だから、今日の世界の学界では19世紀の性格を持つ用語を借用して歴史を叙述していません。そして歴史の叙述では、もはや国粹主義的な解釈や人種主義的な解釈、あるいは地理決定論や経済決定論などの理論が定着する場を失ってしまいました。これに鑑み、東アジア諸国の歴史も新たな角度から自国の歴史を見つめ、解釈に努めています。この過程で注目されるのは、歴史の民主化現象です。

そもそも、ヨーロッパのナショナリズムは民主主義と同時に起こって展開されていき、同一の歴史の軌跡を描いていました。それなら、もはや我らの国史も閉鎖的な民族主義ではなく、開放的な民族主義と民主主義を目指し、過去の事件を省察する時、「国史の民主化」も可能になると思います。「国史の民主化」を通じて、東アジアは過去の歴史を新たに解釈していき、新たな歴史を切り開いていくことができます。そして国史と国史の対話がさらに活発に進展し、自分たちの誇りである国史を自分だけの専有物ではなく、東アジアの共有物にしていくことができます。

国史たちの歴史的対話は、アジアの相互理解と発展に寄与できると思います。これには若手研究者の研究が重要であると考えられます。幸い、第4回まで続けたこの円卓会議は韓国と中国、日本の三国で多くの若い研究者らに対話の必要性を共感するようにしてくれたと考えられます。このような努力を通じて、国史と国史たちとの対話は歴史的意味をより強く表すことができると思います。

もともと橋は断絶した二つの地域をひとつにまとめる役割を果たします。したがって、断絶された二つの地域を結ぶ「橋を架けること」は、東アジアが共通している仏教文化の伝統の中でも重要な功德と評価しています。歴史を研究する人々が進める国史たちの対話も断絶した二つの歴史と文化を一つに結びつけ、東アジア人の相互理解と共同発展に役立つと考えられます。国史たちの対話は、新しい功德を積むことです。今大会の成功を改めて祈願します。ご清聴ありがとうございました。

【歓迎挨拶】

19 世紀のフィリピン

－ マニラ・ガレオン貿易を中心に－

マキト・フェルディナンド (フィリピン大学ロスバニョス校)

本日は、「日本・中国・韓国における国史たちの対話の可能性」というチャレンジングな円卓会議を、フィリピンで開催して下さってありがとうございます。この会議では英語が公用語に入っていないということで、私のつたない日本語で皆さんを歓迎するご挨拶をさせていただきます。

私は、今回のシンポジウムを共催しているフィリピン大学ロスバニョス校のマキトと申します。今から 25 年前に東京大学で博士論文を書いている時に渥美財団にお世話になりました。そのご縁で、第 5 回アジア未来会議をフィリピンで開催できることになったことを大変嬉しく思っています。私の専門は歴史ではなく経済学ですが、せっかくですから、19 世紀までのフィリピンのガレオン貿易について簡単にご紹介させていただきます。

本会議の最終日のスタディツアーでマニラ・ツアー 1 に申し込んだ方は、ガレオン博物館にいらっしやいます。この博物館は、中華系財閥の大班 (タイパン)、ヘンリー・シー氏の財閥が開発したモール・オブ・アジアの中にあり、2017 年にソフト・オープンしましたが、最終的には実物大のガレオン船が建設される予定とのことです。この博物館には、マニラ・ガレオン貿易について様々な歴史資料が展示されています。

マニラ・ガレオン貿易は、マニラ港を出港したガレオン船が 1~2 年をかけて太平洋を渡り、現在のメキシコのアカプルコまで行き、またマニラに帰ってきました。1565 年の航路発見からメキシコ独立直前の 1815 年までの 250 年間で合計 110 隻の船が行き来したことが記録されています。

最初は、マニラとアカプルコから毎年それぞれ 3 隻以上の船が出ていましたが、ポルトガルからのクレームにより制定された 1593 年の法律によって、両港から年間 2 隻ずつの運航に制限されました。こうした制限から、大きな船を建造する必要が生じました。ガレオン船は平均 1700~2000 トンで、フィリピンの木材で建造され、1000 人の乗客を運ぶことができました。ほとんどの船はフィリピンで建造され、メキシコで建造されたものは 8 隻とされています。

フィリピンは、当時のグローバル化に重要な役割を果たしていました。スペインとポルトガルは大航海時代で、世界の境界の拡大の最先端にありました。16 世紀にスペインが派遣したマゼランとエルカノにより、地球は平ではなく、球体であることが証明されました。

マゼランの遠征は、5 隻の船と 270 人の乗組員で構成された船団で、1519 年 9 月 20 日にスペインを出航し、南下しながら大西洋を横断しました。南アメリカの南の先端を発見した時、船団長のフェルディナンド・マゼラン (私と同じ名前のポルトガル人) を称えるために、その重要な航路をマゼラン海峡と名付けました。そこから太平洋を横断して、1521 年 3 月 16 日に、フィリピンの歴史家レナト・コンスタンチノ氏によれば、「フィリピンの再発見 (re-discovery)」が実現しました。

この「フィリピンの再発見」の意義を説明するために、ここでイスラム教についてお話をさせていただきます。ご存知のように、7 世紀にサウジアラビアで生まれたイスラム教は、拡大方針をとり、9 世

紀の初めには当時のスペインの殆どを侵略しました。11世紀になるとキリスト教の国々が十字軍を結成して領土を取り戻そうとしたので、ヨーロッパでは13世紀にはキリスト教がある程度勢力を取り戻していましたが、イスラムの教えは東に広まりインドまで進行しました。15世紀になると、キリスト教はスペインを取り戻しましたが、イスラム教はインドネシアまで拡大しました。

マゼランがフィリピンに到達した時、フィリピンの中でもインドネシアに近いミンダナオ島はイスラム教に支配されていました。私の歴史の先生は「1521年に、フィリピン中部のセブ島にやってきたスペインの探検船団が『十字架を建てて、南から来るイスラムの波を止めた』と描写していました。この時から、フィリピン人の大半がキリスト教になっています。残念ながら、ミンダナオ島では、当時から今に至るまで、キリスト教対イスラム教の対立の問題を抱えています。

ラプラブが司るマクタン島の種族との戦いでマゼランが戦死したため、フィリピンからスペインに戻った最後の一隻はエルカノ船長の手に委ねられました。スペインから出航したおおよそ2年後の1522年9月6日、出発の時のたった6%の乗組員を乗せて、5隻から唯一残ったヴィクトリア号がスペインの港に戻りました。

最初のスペインの本拠はセブ島にありましたが、アジア各地からの船があまり寄港しないことに気がつきました。セブ島に貿易にやってくる船は、主にマニラからのものでした。マニラ湾にはアジア近辺から船が寄港し、そこで下ろした品物の一部が、フィリピンの他の島々に運ばれています。スペインに再発見される前から、マニラはすでに中継貿易をしていたのです。

スペインの本拠地が、セブ島からマニラへ移ったのは当然でした。今でも、マニラ市内には、スペイン時代に建てられたイントラムロス（壁の中）の遺跡が残っています。

幼いスペイン植民地の次の問題は、マニラで集めた物をいかにスペインまで運ぶかということでした。マゼランが太平洋でとった海路を逆に東方向に航海しても、東から西へ吹く風が強いので当時の船では進まないのです。数回の失敗後、日本の方向に流れる黒潮に乗って北上し、日本から東へ吹く風をやっと見つけて、1565年にマニラ・アカプルコのガレオン貿易が誕生しました。こうして、フィリピンは当時のグローバル経済の発展過程における商業主義（マーカンティリズム）の時代に突入しました。商業主義の通り、ガレオン貿易は政府が独占的に大きく介入する保護主義の下に実施されました。

マニラ港を出発したガレオン船は、インドネシアの香辛料、中国や東南アジアの磁器、象牙、漆器、絹製品をメキシコに運びました。中でも中国産の絹織物が多かったので、アカプルコ行きの船は「絹船」と呼ばれました。アカプルコについた荷物は陸路でメキシコを横断して、カリブ海に面した港ベラクルスまで運ばれ、そこからスペイン王国のインディアス艦隊に積み込まれスペインに向かいました。

一方、アカプルコを経由してやってきたガレオン船の貨物は、東アジアで通貨等として使われていた銀が大半でした。当時は、銀が貴重だったので、鞘取（さやとり・アービトレッジ）売買の対象になっていました。メキシコとマニラの銀の値段の差によって、ガレオン貿易は、100%から300%までの利益を生みました。このように莫大な利益をもたらしたので、スペイン政府は、フィリピン国内の経済開発を怠りました。たとえ開発の提案があっても、ガレオン貿易には勝てない低利益しか約束できないので殆ど無視されました。そのおかげでしょうか、国内の資源があまり貿易の対象にならず、南アメリカで実施されたアシエンダ（大土地所有）制度がフィリピンではあまり実施されなかったのです。

ガレオン貿易は、1815年まで続きました。スペインの影響力が低迷し、他の入植国も太平洋貿易に参加するようになりました。マニラ・ガレオン貿易は過激な競争に晒され、衰退していきました。

1819年にイギリスの植民地になったシンガポールは、マニラのような中継貿易型発展モデルで開発され、東南アジアの重要なハブとしてマニラ・ガレオン貿易を受け継ぎました。1860年には、香港も同じく中継貿易型発展モデルに乗り込みました。

どうして、マニラ・ガレオン貿易は歴史が長いにも関わらず、シンガポールや香港と同レベルの世界貿易の地位を保ち続けられなかったのでしょうか。

さまざまな要素を指摘することができると思いますが、経済歴史学の観点から興味深い説があります。MITのアセモグル教授のグループが提唱する「運命の逆転」説です。この説によると、植民地化のやり方は基本的に2種類あります。「易出の植民地化」(colonization of extraction)と「集落の植民地化」(colonization of settlement)です。

前者は、植民地化当初の人口密度が高く、排他的な制度を生み出す傾向があるが、後者は、人口密度が低く、包括的な制度を生み出す傾向があります。マニラ・ガレオン貿易は、どちらかという、前者であり、マニラ・ガレオン貿易に参加できるものが大体社会の権力者達に限られていて、政府の保護による独占的な仕組みであったのです。

スペインのこのような保護主義の仕組みは、イギリスがとった自由主義の仕組みと正反対でした。18世紀に産業革命を起こしたイギリスはグローバル経済のトップに立ったため、自由主義をとる余裕がありました。自由主義では、財産権が強く守られ、起業家が優遇され、エリート of 過剰な力が制限されるように、包括的な制度を生み出すのです。

「運命の逆転」説によると、「易出の植民地化」は、比較的裕福なところ(=人口密度が高い)で、その社会の富を抽出するために排他的な仕組みが構築されるので、数世紀後にその社会の発展が鈍くなると言います。一方、「集落の植民地化」は比較的貧しいところ(=人口密度が低い)に、包括的な仕組みが構築されるという事です。

全ての説明はなりませんが、マニラ・ガレオン貿易の衰退と今のフィリピン経済の現状が説明できるように思います。

以上、簡単に19世紀までのフィリピンの歴史をご紹介させていただきました。

ご清聴ありがとうございました。

【基調講演】

「アジア」の発明

—19世紀におけるリージョンの生成—

三谷 博 (跡見学園女子大学)

【発表要旨】

19世紀は、今日、「東アジア」と呼ばれる地域にあった国々が、ヨーロッパが主導するグローバル化の波に飲み込まれ、それを機に互いの関係を再組織した時代であった。「アジア」という言葉は元来、ヨーロッパ人がその居住地域の東に広がる広漠たる空間を指して用いていた言葉であった。この講演は、それがいかんにして中身のある地域概念に変わったのかをスケッチする。外部との差別を強調し、さらに何らかの共通性、内部連関、さらには連帯性を指す言葉として用いられるようになった過程を紹介し、今回の会議のテーマ群、西洋の知の影響、ナショナリズム、および国境を越える移動を考える素地としたい。

今日、「アジア」は世界で日常的に使われる言葉となっているが、その指し示す範囲はすこぶる曖昧である。今日の日本人にとってはおそらく、「アジア」は日本から始まって中国の先のどこかまで広がっている空間というイメージであろう。そこには多分、ベトナム、インドネシア、インドなどが含まれるはずである。しかし、西洋で言う「中東」がそこに含まれるか否かは確かでない。また、普通の日本人にとって、シベリアが「アジア」に含まれるか否かも疑問である。逆に、視点を地球の反対側、西ヨーロッパに移すとどうだろうか。「アジア」と「ヨーロッパ」の境目はどこにあるのだろうか。よくボスフォラス海峡が持ち出されるが、トルコの真ん中に線を引くのは妥当だろうか。また、ロシアはどちらに属するのだろうか。一つの大陸を「アジア」と「ヨーロッパ」に分割するのに確かな根拠はあるのだろうか。他方、中国ではしばしば、自らを「アジア」に含めることを否定する見解が表明される。中国を世界の中心に置くと、その外部はすべて等価な存在となり、地球をリージョンに分割することは意味が無くなるからである。

他方、世界には、「アジア」という名を冠する組織がしばしば見受けられる。北米の研究者たちが組織する‘Association for Asian Studies’や、アジアに生きると自認するアスリートが組織する「アジア大会」などがそれである。しかし、どこが「アジア」に属し、どこが属さないのかは常に曖昧であり、その外部との境界は話者の関心、聴衆の如何、そしてどこから見るかという立脚地によってしばしば変化する。

この講演では、この「アジア」という言葉がどのようにして「リージョン」の名として使われるようになったのかを概観する。その要旨を予め示すと、それは1880年頃の日本で発明された。「アジア」は元来、ヨーロッパ人がその居住地域の東に広がる広漠たる空間を指して用いていた言葉であった。以下では、それがいかんにして中身のある地域概念、外部との差別を強調し、さらに何らかの共通性、内部連関、さらには連帯性を指す言葉として用いられるように変わったかを、簡単にスケッチし

てゆくことにする¹。

1. 東アジア世界への「アジア」概念の導入

ヨーロッパの影響が世界を席卷した「近代」以前には、地球上には少なくとも四つの「世界」があった。中国的世界、インド世界、イスラム世界、キリスト教世界である。この分節は後代の観察者によるものであるが、それぞれの内部で前近代に生きていた人々は、自らの世界を自己完結的なものに見なし、その外部の世界にはほとんど注意を払わなかった。

「アジア」という言葉もそのような世界観の一種である。ヨーロッパ中世後期のキリスト教徒たちは、地球世界をヨーロッパ・アジア・アフリカの三つに分割して把握していた。「アジア」はヨーロッパから見て、外部にある「その他」の土地のうち、東にある部分を指す言葉であった。それが指し示す地域には、ヨーロッパと異なって共有された宗教や特徴がなく、内部の連関も乏しかった。ここには大小様々の国家があっただけでなく、少なくとも五つの世界宗教があった。儒教、仏教、ヒンドゥー教、イスラム教、キリスト教である。「アジア」という言葉は、元々はほとんど無内容だったのである。

この言葉が中国を中心とする世界に導入されたのは、キリスト教宣教師のマテオ・リッチ（利瑪竇）が、1602年に北京で世界図『坤輿萬國全圖』を刊行したときであった。彼は「亜細亜」という文字を北シベリアからマレー半島にかけて書き込んだが、その説明は地理的範囲の注釈に留まる。まもなく日本人はこの世界図を輸入したが、そこに記された「亜細亜」という地理名称を自らの著作で使うことはほとんどなかった。世界地理書を著わしたとき、「亜細亜」という名の章を設けたが、その中では国々の地誌を列挙するに留まったのである²。事情は中国でも同様だったのではないだろうか。

この当時、ヨーロッパ人は、東方の地域に対し、他の名称も併用していた。「オリエント」、「インド」や「タルタル」である。うち「オリエント」は「日の昇る土地」という意味で、古代ローマ人が「オクシデント」すなわち「日の沈む土地」と対にして用いていたものである。「アジア」同様に内容に乏しい名であった。これに対し、他の二つはもう少し内容が濃かった。「インド」はその主な住民が聖書を共有しなかった土地と見て良いだろう。コロンブスが「新大陸」を「発見」した後、「インド」は東西二つに分かれた。1494年のトルデシーヤス条約でスペインとポルトガルは地球を二分割して、「東インド」と「西インド」と呼び、いずれをもキリスト教徒の征服すべき地と定めている。その後、19世紀に至るまで、欧米の国々は「東インド会社」や「東インド艦隊」など、「東インド」という名称をアジアで活動する組織に使っている。

他方、「タルタル」（韃靼）は、ヨーロッパ人にとってはかつてのモンゴル征服を想起させる恐るべき名であった。ヨーロッパ人は満洲族の清朝に「タルタル」を使ったが、そこには「恐るべき野蛮人」というニュアンスが伴っていたようである³。

中国人や日本人は、「東インド」という西洋の地理名は受け入れなかった。ずっと昔から「インド」（天竺）を別の高い文明を持ち、仏教が生まれた土地として知っており、自らをその一員とは考えなかったからである。「韃靼」については態度が分かれたようである。清朝はこれを種族として捉え、自らを「韃靼」の一つとみなしたが、人口の多数派をなす漢族は自らを北方の蛮族と差別しようとしていたから受け入れなかった。これに対し、日本人は自らを「韃靼」一つと見なすことがあった。ただし、地理名としては、中国本部の北にあってモンゴル族や満洲族その他の種族が住む地域に限定し

¹ 本稿の議論につき、詳しくは次を参照。三谷博「『アジア』概念の受容と変容」、朴忠錫・渡辺浩編『韓国・日本・「西洋」』慶應義塾大学出版会、2005年。以下の註では、そこで取り上げなかった文献を引く。

² 新井白石『采覧異言』18世紀初頭。

³ 馮明珠編『経緯天下』国立故宫博物院、民国94年（2005年）。

て用いていた。

このような事情があったため、中国人や日本人は自ら居住する地域の名として「東印度」や「韃靼」は受け入れず、より内容の希薄な「亜細亜」を受け入れたのである。

他方、現在「東洋」と訳され、「亜細亜」とほぼ同視されている「オリエント」については、込み入った歴史がある。マテオ・リッチの世界図には、「東洋」という文字が書き込まれているが、それは「オリエント」ではなく、伝統的な中国での用法に即したものであった。日本の沖合に「小東洋」、メキシコの沖合に「大東洋」がある。同様にペルシャの南に「小西洋」、ポルトガル沖に「大西洋」の文字が見える。彼の世界図では、「東洋」は漢字の文字どおり「東にある大洋」という意味に過ぎなかったのである。

しかしながら、その後まもなく、「西洋」が「オクシデント」の訳として使われ始めた。リッチの後輩宣教師の一人、ジュリオ・アレーニ（艾儒略）がリッチの地図に付けた地誌の注釈書『職方外記』（1623年刊）は、「西洋」を海洋でなく、「西方」ないし「オクシデント」の意味で使った。ただし、この書には、対になるはずの「東洋」はない。

日本人もこの用法を受け入れた。18世紀初頭の儒者新井白石は、将軍から日本に潜入した宣教師の尋問を命じられ、その様子を書き留めた書に『西洋紀聞』と名付けた。しかしながら、この書には、やはり「オリエント」の訳としての「東洋」はない。そうした用法は、1802年に山村才助が新井の著書を豊かな蘭学知識に基づいて著わした『訂正増訳 采覧異言』に初めて見ることができる。「西洋」の登場以来、100年近くもこうした不均等な用法が続いたのは興味深いことである。中国でも同様であったらうか。

以上をまとめると、東アジアの住民はヨーロッパ人の生み出した種々の地域名称のうち、17世紀以後、内容の乏しい「アジア」と「西洋」だけを受け入れたのである。かつ、「オリエント」に相当する言葉は、中国に「西洋」が登場した後も、二百年近くも出現しなかった。さらに、彼らは19世紀の中葉まで、「アジア」という地域名称もほとんど使わなかったのである。

2. 「亜細亜」概念の実質化：地政学的用法への転換

元来は空虚であった「亜細亜」は、1880年、琉球を巡る日中間の危機の中、日本人によって、西洋に対する共通の利害を持つ地域という言葉として再発明された。

この変化は明治維新の直後に生じた。1870年代の初期、日本では新聞が刊行され始め、そこには貿易情報とともに国際関係に関する記事も掲載され始めた。これを通じ、日本人は西洋の世界制覇を恐れているのは自分たちだけではないことを知った。近隣だけでなく、アジアの全域に注意を向けるようになったのである。それはロシアとの関係から来た。ロシアは西洋で唯一日本と国境を接している大国であったが、それだけでなく、その長い国境線全域で、トルコから中央アジア、さらに中国に至るまで、領土膨張政策を追求していた。こうした情報の源泉は上海や横浜などの開港地で刊行されていたイギリスの新聞であった。イギリスはロシアを相手に地球大の「グレート・ゲーム」を展開しており、ロシアの動向に強い関心を注いでいたからである。

日本人は新聞を通じてアジアの住民が共通して西洋による圧迫に苦しんでいることを知ったものの、当初は自らの苦境にのみ関心を注ぎ、その克服手段を自らの西洋化に求めた。しかし、1870年代の後半には、西洋の侵略を防ぎ、覇権に対抗するため、アジアの連帯を主張するものが出現した。それが生まれたのは、日本が琉球を併合した直後、1880年のことであった。琉球併合は日本と中国との間に戦争勃発の可能性を生み、それは双方の側に戦争回避の努力を促した。両国では関心を琉球から朝鮮に移し、ロシアを共通の潜在敵として持ち出すことによって、対立を緩和しようとする動きが生まれ

たのである。

琉球には 14 世紀に統一王朝が生まれたが、それは当初から明朝と朝貢・冊封関係を結んでいた⁴。また、17 世紀初頭には、日本の一大名薩摩の島津家の侵攻を受け、その支配下に入った。その結果、首里の琉球政府は、中国の明・清王朝の冊封を受けて朝貢しつつ、同時に那覇に滞在する薩摩の役人の掣肘も受ける、いわば「二重朝貢体制」の下に生きていた。しかし、維新によって生まれた日本政府は大名国家を廃して中央集権国家を作った後、琉球もまた、西洋国際法の「主権」原則に準拠する排他的な領土に変える方針を打ち出した。これに対し、清朝は「夷狄」による「藩属」国の併合は容認できないとの意思を示したが、日本はこれを無視し、1879 年、琉球を併合して「沖縄県」とした。清朝は厳しい抗議を繰り返し、中国の新聞の中には戦争を主張するものも現れた。

しかしながら、当時、両国のいずれもが戦争できない事情を抱えていた。日本は西南内乱が収束してからまだ 2 年後で、政府財政は負債と税収低下に苦しんでおり、新聞もまたこれ以上の戦争を厭っていた。一方、清朝は中央アジアでロシアとのより深刻な対立を抱えていた。新疆に発生したヤクーブ・ベクの独立運動は鎮圧したものの、イリでロシアとの国境紛争を続けていたのである。また、清朝の内部にはより重要な朝貢国であった朝鮮を失う可能性を懸念する者もあった。このため、両国とも琉球を巡って生じた敵意を緩和し、何らかの妥協を図らざるを得ない立場を自覚することになったのである。

その方法はロシアを共通の敵とすることであった。民間レベルでは、両国の新聞に、ロシアを共通の仮想敵とみなし、「白人」の覇権に対抗するため、「同文同種」を基礎に両国民が団結しようとの主張が現れた。東京では、1880 年に曾根俊虎が「興亜会」を設立し、日中韓三国民の間のコミュニケーションと交易を推進しようと呼びかけ、漢文による雑誌を発行した上、上海に学校を設けた。いわゆる「アジア主義」、西洋への対抗を目的とする「亜細亜」連帯の主張と運動がはっきりと姿を現したのである⁵。

他方、政府レベルでは琉球問題を棚上げし、朝鮮に焦点を移して、ここで協力体制を創ろうという工夫がなされた。ロシアを共通の仮想敵とし、その朝鮮への進出を阻むため、朝鮮に「自強」を勧め、それを清朝が指導し、日本が支持するというアイデアである。1880 年、在東京清国公使館の黄遵憲は何如璋公使の指示を受けて『朝鮮策略』を著わし、折から朝鮮から来日中の修信使金弘集に与えた⁶。その内容は朝鮮に「親中国」・「結日本」・「聯美国」、すなわち「宗主」たる中国と従来以上に関係を深め、日本と提携し、アメリカを皮切りに西洋との外交関係を開くよう勧めるものであった。金弘集はこれを国王に奉呈し、高宗はこれを採用して実行に移した。1882 年、朝鮮は李鴻章の仲立ちでアメリカと条約を結び、世界政治の仲間に加わったのである。日本側はこの動き知らされなかったが、実はこのアイデアは元来、外務卿寺島宗則が何如璋に提案したものであったから、これを黙認している。

とはいえ、これで東北アジアが平穏になったわけではない。朝米条約締結の年、高宗の実父大院君は、政府の改革政策に反対してクーデタを発動したが、政府は在漢城駐在官の馬建忠の勧めを納れて清朝に介入を要請し、これを覆した⁷。また、その 2 年後、朝鮮の急進改革派は日本公使の支援を当てにして、清朝を後ろ盾とする政府に対しクーデタを試みたが、清軍によって鎮圧された。このとき、日本側は公使が襲われ、民間人 44 名が殺害されている。しかしながら、三国の政府は紛争拡大の抑

⁴ 赤嶺守『琉球王国：東アジアのコーナーストーン』講談社、2004 年。村井章介・三谷博編『琉球からみた世界史』山川出版社、2011 年。

⁵ 並木頼寿「明治初期の興亜論と曾根俊虎について」、同著『近現代の日中関係を問う』研文出版、2012 年。

⁶ 平野健一郎「黄遵憲『朝鮮策略』異本校合一近代初頭東アジア国際政治における三つの文化の交錯について」日本国際政治学会『国際政治』129 号、2002 年。

⁷ 岡本隆司『馬建忠の中国近代』京都大学学術出版会、2007 年。

制に努め、朝鮮は日本に賠償し、清朝と日本は条約を結んで双方の軍隊を朝鮮半島から撤兵することを決めて、局を結んだ。

ただし、これらの事件をきっかけに清朝による朝鮮支配は強まった。とくに漢城に袁世凱が駐在してからは、朝鮮政府は以前の「属国」にして「自主」という立場を維持できなくなっている⁸。しかしながら、日本政府はこの動きを静観する政策をとった。当時の日本には軍事力がなく、経済の不況にもさらされていたので、単独で介入する力はなかった。そこで外務卿井上馨は、ロシアを除く列強、すなわちイギリス・アメリカ・清朝と提携して朝鮮半島を中立化し、それにより清朝とロシアの勢力伸長を牽制する策をとったのである。

周知のように、この朝鮮不介入政策は 1894 年の日清戦争を境に放棄された。日本は軍事力を使って朝鮮半島から中国の勢力を排除し、自らの勢力を伸ばすことを選んだのである。1890 年、陸軍の創設者であった山県有朋首相は、閣内で朝鮮半島中立化政策を主張していたから、その後になって対外政策の枠組みが変わったのであろう。しかしながら、それ以前、1880 年代においては、フランスのベトナム侵攻やイギリスの巨文島占拠のように、西洋の進出による波乱はあったものの、東北アジア三国の関係は安定していた。日本政府は強兵政策が実を結ぶ以前には温和な政策をとり、清朝もまた近隣との対立を避けながら実質的に朝鮮支配を強める政策をとったためである。相対的な安定とは言え、1880 年代には、東アジア三国は、西洋の動向を意識しながら国際関係の調整に努力し、新たな秩序を創り出すことにある程度は成功しつつあったのである⁹。

3. 20 世紀への展望

日本は日清戦争によって東アジアにおける勢力均衡策を放棄し、その結果、台湾を中国から割取して植民地帝国に変化した。1873 年、岩倉具視と大久保利通が征韓を退けたのは、日本が朝鮮半島に手を出した場合、中国やロシアによる干渉を防ぐ国力がないためであったが、その約 20 年経った日本は、経済の急成長が始まる中で、海外派兵の経済的・軍事的基盤ができていた。経済環境の変化が外交政策を守勢から攻勢へと転じたのであった。

他方、日中戦争の回避のため提唱されたアジア主義は、その後も、傍流の地位に留まった。日清戦争後に中国東北と朝鮮をめぐる、ロシアと中国・日本の対立が深まると、日本と中国では、ロシアを共通敵とする日清同盟論が提唱され、政治的に追求されることもあった。しかし、日露戦後の日本では西洋列強と互角の地位を築くことが政策の主流となり、アジア連帯は西洋嫌いの少数者の主張に留まった。まして、中国では「亜細亜」単位の政治思考は広まらなかった。孫文は例外的存在である。彼は 1924 年、神戸で「大亜細亜主義」を主張したが、それは、日本人の帝国主義志向を抑制するため、日本人が好む亜細亜連帯観を利用するためであった。

その後、日本人が想像するアジアは西方まで拡大し、元来、西洋人が想定したアジア全域を含むようになった。日露戦争後、中東のムスリムが日本との協力・利用を考えて日本に來訪したが、これと接触したサンスクリット研究者大川周明は、関心をイスラム教に広げ、『復興期亜細亜の諸問題』（1922 年）など、ムスリムを含むアジア復興を主唱する著書を著した。ただし、彼は、西洋の帝国主義に対するアジア連帯の必要を説いたものの、朝鮮や中国など日本自体の帝国主義の対象となった地域は無視している。こうした「アジア」の西方拡大に伴い、日本人が元来想像していた「アジア」

⁸ Owen Nickerson Denny, *China and Korea* (Seoul, 1888). Denny was an American Adviser of Korea, 1886-1890. 岡本隆司校訂・訳注『ON. デニー「清韓論」』東北アジア文献研究会（横浜：成文社）、2010 年。一般的に、岡本隆司『属国と自主のあいだ 近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会、2004 年。

⁹ 三谷博・並木頼寿。月脚達彦編『大人のための近現代史 19 世紀編』東京大学出版会、2009 年。

は、しばしば「東亜」と呼び変えられるようになっている。

日本が 1931 年の満州事変を機に再び膨張政策を採り始めたとき、自らを「アジア」の盟主として位置づけ、これを正当化することになる。満州国で「協和会」を作り、「五族協和」の頂点に日本民族を据えたのがその始めで、欧米諸国を相手に世界戦争を始めた後、1943 年に東京で「大東亜会議」を開いたのがその頂点であった。これには、西洋の帝国主義からの独立をめざす運動家が集まった。インドの独立運動家スバシュ・チャンドラ・ボースが典型で、彼が訪れたのはソ連とナチのドイツで思わしい結果が得られなかった後のことであった。西洋に代わって日本の勢力下に入ることは棚に上げ、イギリスの敵対勢力は何でも利用しようと思ったのである¹⁰。

第二次世界大戦の敗北後、日本人はアジア大陸の植民地から撤退し、国内では米軍の占領下に、再び西洋化による改革が政策の主流となった。冷戦によって東アジアが分断されたのもこの傾向を助長した。しかし、アジア主義は、後景に退きはじめたものの、米軍占領下の強制的な西洋化に伴う屈辱感を緩和するため、補完的なイデオロギーという役割を果たし続けた¹¹。

むすび

今日、21 世紀は「中国の世紀」となるのではないかという予想が囁かれている。現在の中米摩擦もそうした未来予想に起因することは間違いない。「東アジア」は、20 世紀の「日本の世紀」を経て、再び、19 世紀以前に戻ろうとしているのかも知れない。

しかしながら、今日の東アジアに、中国中心の世界秩序の再現を望んでいる国民はどれほどいるだろうか。「東アジア」というリージョンがあると見なす人は確かにいるが、ヨーロッパと違って、国同士のサイズには大きな相違がある。そこに対等な秩序が創りうるだろうか。20 世紀の日本と同じく、中国は盟主の道を目指すのだろうか。それとも別を道を探るのだろうか。周辺の国々は中国やアメリカ・ヨーロッパとの関係、そして隣国との関係をどう築こうとするのだろうか。

この講演は 19 世紀における変化、東アジアにリージョナルな想像力が誕生し、日本が伝統的な中華世界像への挑戦を始めたことを概観し、さらに 20 世紀前半に日本がアジアの盟主を目指して失敗した経緯にも触れた。今回の参加者が取り上げるテーマは、西洋への認識、伝統への挑戦と創造、国境を越えた人の移動などであって、直接、このようなパワー・バランスや秩序の転換に触れるものではない。しかし、そうした問題の背後には、東アジアの未来にも繋がるような国際秩序の転換という大問題があったことを意識していただきたいと思う。良い発表を目指すだけでなく、むしろ他者の発表に注意深く耳を傾け、自らの問題意識との関連に思いをめぐらして、進んで議論に身を投じていただきたい。それは自分を成長させ、同時に国境の向こう側にかけてがえのない学友を見つける絶好の機会となるはずである。

¹⁰ 長崎暢子『インド独立 逆光の中のチャンドラ・ボース』朝日新聞社、1989 年。

¹¹ 最近、アジア各地のアジア主義に関する包括的な研究が出版された。今後の研究はその参照を抜きにしては、不可能であろう。松浦正孝編『アジア主義は何を語るのか』ミネルヴァ書房、2013 年。

【コメント】

「『アジア』の発明—19世紀における リージョンの生成—」についての感想

宋 志勇 (南開大学)

[原文は中国語、翻訳：梁 奕華 (東京外国語大学)]

三谷博教授の「『アジア』の発明—19世紀におけるリージョンの生成」を拝読し、非常に感銘を受けました。専門ではありませんが、この課題に大変興味を持っております。コメントというほどのものではありませんが、感想を述べさせていただきます。

アジア、アジア人、アジア主義、アジア思想文化等の概念について、我々にとっては馴染みがあるものですが、その根源を追求するのは容易なことではありません。三谷先生の論述通り、最初に「アジア」はヨーロッパ人によって提出された地域概念です。しかし、19世紀に入ってから、ヨーロッパの影響が東へと広がり、ヨーロッパ植民者が武力と貿易によってこの地域概念に実質的な内容を与えるようになり、アジア人は自分とヨーロッパ人とは異なる存在であるとはっきり認識しはじめました。また、徐々に「アジア」という概念を受け入れました。更に、自身の発展と共に「アジア」に様々なアジア的な内容を賦与しつつ、その上にアジアの連帯感、アジア主義、アジア的な思想文化等を生み出しました。千年に渡ってアジアを統治していた「中華思想」も、この転換の中で新しい近代的世界観によって取り替えられました。

三谷氏の報告の中で、19世紀においての「アジア」概念の生成だけではなく、その後「アジア」概念の百年間の複雑な変遷をも紹介されています。実際、近代のアジア観は東アジアを核心としています。東アジアの近代化の中で、中国・日本・朝鮮半島はそれぞれ異なった発展の道を辿った故、各国の持っているアジア観もそれぞれ違います。アジア主義は各国によってそれぞれ異なった内容が賦与され、東アジアの国際関係の理念も影響されました。近代日本の侵略と拡張さえも始終「アジア共同体」というスローガンの下で行われていたのです。

アジアの未来に対して、三谷氏は展望を示し、多くの問題を提起しました。それらは真剣に考えるに値する問題です。19世紀アジア概念が実質化してから既に百年以上も過ぎました。「アジア」は時代に新しい意味を賦与され、その活力もヨーロッパに羨望されています。アジアの時代は既に来ました。私は、新しいアジアの時代が、他の地域と協力して「ウィンウィン」を目指して共に進歩する時代であってほしいです。アジア各国はゼロサム思考を排除し、ともに発展して進歩することを強く願っております。また、我々の会議もこの課題の研究とアジアの未来に寄与できると強く希望しております。

【発表要旨】

〈発表1〉

19世紀東アジアの国際秩序と「万国公法」受容 —日本の場合—

大久保健晴（慶應義塾大学）

本報告では、近代黎明期の東アジアにおいて西洋国際法がどのように受容され、新たな国際秩序の創出に向けていかに実践的に適用されたのか、オランダを起点に日本へ伝えられた学識と、中国を経由し普及した漢訳文献という、二つの知的源泉に光を当てながら、比較政治思想史の視座から解明を試みる。

19世紀東アジアにおいて、西洋列強と対峙し、条約交渉を進めるとともに、旧来の近隣アジア諸国相互の関係性が流動化するなか、新しい学術知識として広く人々の関心を集めたのが、西洋国際法「万国公法」であった。

東アジア世界に体系的な西洋国際法の知識をもたらした最初期の書物として知られるのが、『恵頓著・丁騷良訳 万国公法』である。だが日本では同時期にもう一冊、同じ書名を冠した書物が存在した。徳川政権初の欧州留学生として1863年から2年間にわたってオランダで学んだ西周と津田真道による留学の成果、『畢洒林氏説・西周助訳述 万国公法』である。

本報告では、この中国経由とオランダ経由、二つの『万国公法』の比較検討を通じて、明治初期日本の学者や官僚がいかなる論争を展開したのか、さらにそれは明治政府の外交政策にどのような影響を与えたのか、明らかにする。

近代日本における西洋国際法との思想的格闘と、それに伴うアジア世界への眼差しの変容を検討することにより、19世紀国際秩序の転換と「東アジア」の誕生を巡る全体の討議に貢献したい。

〈問題提起〉

- 1) 大久保報告のうち、当時の時代状況のなかで、(1)西周・津田真道、(2)中村正直、(3)福澤諭吉の3人のうち、果たして誰の主張（政治的立場）が最も優れていると考えられるか。
- 2) 19世紀から20世紀のアジア諸国において、ヨーロッパ国際法の受容には、それぞれの国でどのような違いが見られるか。ヨーロッパ国際法は、アジア近代に何をもたらしたのか。
- 3) 上記1、2の議論をふまえて、現代アジアにおいて、我々は国際法とどう向き合っていくべきか。（中村正直が志向したような）儒学など、アジアの思想的伝統を基礎にした国際法思想の形成は可能か。あるいは、そもそもアジア世界において国際法など不要なのか。

〈発表2〉

19世紀後半における —東アジア3国の不平等条約克服の可能性と限界—

韓承勳（高麗大学）

19世紀の朝鮮、日本、清国を一つに連結する歴史的用語は不平等条約である。世界の主要な事典も不平等条約を19世紀の朝鮮、日本、清国が他国と締結した不平等な条約として定義している。つまり19世紀に東アジア三国が締結した不平等条約は自國史、東アジア史、そして世界史で持つ意義が大きいと言える。

ところが1880年初め、日本、朝鮮、清国はイギリスをはじめとする西欧列強が構築した不平等条約体制を克服しようとする動きがあった。1880年代初めの東京は朝鮮、日本、清国が東アジア条約体制が不平等であるという認識が表出された空間であった。日本は条約改定の豫備會談を通じてイギリスをはじめとする西欧列強と締結した条約の不平等な内容を改定しようとした。朝鮮は日本との条約の改定と西欧列強との不平等な内容が排除された条約締結を準備することができた。清国は朝鮮と西欧列強の条約締結を手配する過程で、朝鮮に不平等な内容の一部を排除することにより、朝鮮が締結した条約を根拠に、自分と西欧列強が締結した条約の改正を企画した。

以上のように、1880年初めに東アジアに西欧列強が貫徹させた条約の不平等な内容を改定しようとする動きが活発に展開された。もちろん、この改定の動きは現実化されなかった。本発表文は1880年代初めの東アジア三国の不平等条約を克服する可能性を調べて、その可能性が持つ現在の意義を考察していくところに目的がある。

〈問題提起〉

発表者が本発表文において「不平等条約体制の克服の可能性」を提起したのは次のような理由による。

- 1) 一つに、東アジア3国の競争と葛藤の近現代史の裏に隠されている多様な姿、特に、共に生きるための共存と共栄の空間として東アジアを創ろうとした努力ないし端緒を探ることができるのではないかという希望があったからである。
- 2) 二つに、韓国、日本、中国の歴史学者たちがデジタル・アーカイブを通じて相互共感し、また疎通の記録を共有することによって、今日の歴史的な葛藤を少しずつ治癒していく可能性を模索したいと思ったからである。
- 3) 本稿は、東アジア3国の西洋認識を明らかにすることの一環として企画された。その中で、不平等条約については、帝国主義国家の侵略という観点が強いのではないかと思われる。では、東アジア3国だけでなく、イギリスをはじめ西欧圏の多様なデジタル・アーカイブを共有する場合、「不平等条約」の持つ西洋の「侵略的な構図」の中に隠された和解と平和を志向した事例はあるのだろうか。いや、事例を探すことはできるのだろうか。事例を探すことができるという期待の共有を祈願しつつ、本稿のむすびとしたい。

〈発表3〉

魔灯鏡影—18世紀から20世紀にかけての

中国のマジックランタンの上映と製作と伝播—

孫青 (復旦大学)

マジックランタンは、17世紀の半ばにヨーロッパ人によって発明されて、イエズス会士の伝教活動や海外貿易によって中国に伝来された。19世紀に入ると、この「西器」はプロテスタントが「科学的に伝教する」重要な道具として中国に普及されて、それによるプレゼンテーションも近代の知識を伝播させる重要な手段となる。17世紀から19世紀までにおいては、知識のグローバル化のもとで、この

「西器」は名称、製造、使用、流通などの各方面においては、中国在来のものと互いに働きかける。それによって、イギリスの近代教育の技術と様式は、伝教ための講演や開港地での公共講座や学校での講義などの場において流行りだした。この過程の中で、中国知識人の集まり方や発表方法なども、以前の閉門結社（秘密結社）から公衆に向けて発信する「影灯講演」へと変化している。さらに、その流行も「士」が「知識人」へと変身することに多大な影響を及ぼしている。

〈問題提起〉

- 1) 近代東アジアの西洋認識における技術と伝播の条件とその転換と影響。
- 2) 工業化、器物の伝来と、近代東アジアにおける西洋知識の構築との関係。
- 3) 西洋化のもとで近代東アジアが如何に知識をディシプリン (discipline) するかということと、公衆に向けて発信する時におけるエリートたちの役割と位置づけの転換。

〈発表4〉

18・19 世紀における女性天皇・女系天皇論

大川 真 (中央大学)

今年5月には新天皇の即位があり、皇位継承に国民からの多大な関心が寄せられている。しかし基礎的な知見が不足しているために、国民の大半の意識は、旧・現の皇室典範の規定が前代までの歴史的・文化的な蓄積を直線的に反映して決定されたと考えがちである。本研究は、皇位継承をめぐる議論が非学問的な自己意見の披瀝に陥っている状況を打破するためにも、女性天皇・女系天皇論が旧・皇室典範（1889年制定）の成立前後で、どのように連続・変化していくのか、その詳細を解明していくことを目的とする。

上記の問題を考察する上でまず押さえておかななくてはならないのは、旧・皇室典範第一条における男系男子継承主義の成立に大きな役割を果たした井上毅の具申、その形成に大きな影響を与えた民権派結社・嚶鳴社内の論争である。また井上に影響を与えたグループには、嚶鳴社のような都市民権派だけではなく、国学者たちの存在があったことも看過できない。特に男系主義を説いた小中村清規の影響は大きかったと考えられる。しかし当時の国学者グループのなかには、女帝を認めるのみならず、直系、傍系で男子皇族がいなくなった場合には女系天皇の即位を提案した横山由清もいる。民権派結社・嚶鳴社と同様に、国学者グループも、一枚岩で捉えるのは不適當である。より微細な分析が必要となろう。

〈問題提起〉

- 1) 日本では8人10代の女性天皇が即位したが、中国では武則天、朝鮮半島では新羅で、善徳王、真徳王、真聖王がそれぞれ即位している。中国や韓国で彼女たちの即位や治政に対してはどのように評価されてきたのか。
- 2) 日本では新しく天皇が即位し元号も令和へとかわったが、現在の中国、韓国の歴史学会では天皇制はどのように考えられているのか。
- 3) 日中韓内で多少の差はあるにしても、世界的な基準からみれば女性の社会・政治進出の度合いはいまだかなり低い。様々な affirmative action が試みられているが、いまだ抜本的な是正には至っていない。女性の社会・政治進出を妨げる要因はどこにあると思われるか。

〈発表5〉

日本民法の形成と植民地朝鮮での適用

— 制令第7号〈朝鮮民事令〉を中心に —

南 基玄 (成均館大学)

今回の発表の目的は、1896年(明治29)法律第89号に定められた日本民法と、以後施行された民事法関連法律が植民地朝鮮で適用される様相を考察する。これは今後、日本と植民地朝鮮の間で形成された「法的構造」の形を調べるための基礎的な考察でもある。

日本の明治政府は1888年(明治21)民法典を編纂した。しかし、この施行は延期された、1896年の総則、物権、債権の部分が、1898年に親族、相続部分が公布され、1899年7月16日からすべて施行されることとなった。民事訴訟法と商法は1899年から事実上施行されることになった。こうした日本の民事関連法律は植民地朝鮮でも適用されることになった。

1912年8月、制令第7号〈朝鮮民事令〉が発表された。日本の内閣と朝鮮総督府との間で約2年間の調整を経た末に作られた法令だった。同法の各条項は内容別に大きく二つに大別できる。

第一に、日本の民事関連法を“依用”することを定めた第1条である。第二に、植民地朝鮮にのみ適用される事項を適用した“特例条項”である。

〈朝鮮民事令〉は、日本の法律を適用しながらも、日本とは違って、法律を適用し統治するという朝鮮総督府および日本政府の方針が盛り込まれている法令だったのだ。

〈問題提起〉

以上の論議から、次のような三点について考えていただきたい。

- 1) 19世紀後半は日本の法的体制が完成された時期であった。憲法が作られ、また民法、民事訴訟法などが次々と作られた。このような日本の法令は、1910年、つまり20世紀初めに韓国が日本の植民地になってから「制令」という形で「依用」された。
- 2) 朝鮮総督の立法権限である「制令権」、〈朝鮮民事令〉の公布は、日本政府、帝国議会、朝鮮総督府間の牽制と妥協の結果物であった。
- 3) 朝鮮総督府は日本の法令を植民地朝鮮社会に適用しながら、「特例条項」を通して植民統治を強化していった。これは、朝鮮総督の権限ともつながるものであった。

〈発表6〉

伝統と制度の創造—19世紀後期の中国の洋務運動—

郭 衛東 (北京大学)

アヘン戦争の勃発は画期的な事件であった。19世紀中葉、中華伝統の古典的な文明が空前の挑戦に直面した。それまで、変化がなかったわけではないが、主に内部における調整であった。たとえほかの地域から影響を受けたとしても、おもに東洋文明からのそれであって、西洋文明の影響はおおむね間接的で些細なものであった。しかし、近代以降となると、中国文明と西洋文明が衝突するなか、

伝統と制度の創造がこの時代の二大主題となった。一方では、中華伝統文明に変化が起き、他の文明体系とりわけ西洋の文明体系から多くのものを受容し吸収した。他方では、伝統文明のある要素が脈々と受け継がれ、中華文明はなおも民族的特色を失わなかった。19世紀後期の中国の洋務運動がこの社会的転換の核心であった。

まず、物質の面からいうと、アヘン戦争の惨敗によって「物質の面では敵わない」という結論が下された。そこで、近代機械工業が現れ、軍事兵器文化の勃興という特殊な現象が現れた。また、近代的都市化が進むにつれ、都市住民の消費構造と習慣が変り、社会生活とりわけ都市生活が新しい様相を呈した。近代の市政建設がスタートし、専門の消防隊や水道会社、地下水道、街灯、電話（当時「徳律風 delufeng」と英語から音訳された）が出現した。次に、文化の面からいうと、西洋の学問が衝撃をもたらし、中体西用の洋務観が現れ、博学の人と無知の人が一瞬にして逆転した。近代の文教事業が始まり、文化を伝播する新しいメディアが現れ、学問の系譜が新たに作られた。文化の面では伝統的な因習が多かっただけ直面した挑戦も最も根本的であった。最後に制度の面からいうと、立憲政治の導入の非同時性、近代的財政や司法、官僚制度の構築が挙げられる。共和制が伝統の政治制度を根本的に覆したのである。

〈問題提起〉

- 1) 梁啓超の器物、制度、文化三段階説について、どのように考えているのか。
- 2) 近代東アジアの誕生に日本がどうかかわっていたか、或いはどういう働きをしたのか。
- 3) 中国の洋務運動について、どこが成功したのか、どこが失敗したのか。

〈発表7〉

東アジア公共圏の誕生 – 19世紀後半の東アジアにおける 英語新聞・中国語新聞・日本語新聞 –

塩出浩之（京都大学）

19世紀後半の東アジアでは、英語新聞と中国語新聞、日本語新聞によって、国境と言語を越える報道と言論の流通が生まれた。報告者はこれを、東アジアにおける公共圏の誕生として捉えたい。

東アジアは世界市場に編入される過程で、開港地間の貿易ネットワークを通じて、一つの地域として機能し始めた。開港地で主導的な立場にあったイギリス人は各地に英語新聞をもたらしたが、これらの英語新聞は互いに記事の参照や転載をさかんに行い、国境を越えた言論圏を形成した。

英語新聞の活動に触発されて、中国と日本ではそれぞれ中国語新聞と日本語新聞が誕生した。これらの新聞と各地の英語新聞の間では、翻訳と転載を通じて記事が流通し、中国側も英語新聞を通じて日本語新聞の論調を知るようになった。また日本側では中国古典の教養により、日本に輸入された中国語新聞がそのまま読解された。

このような報道と言論の流通は、1870年代以降に東アジアで頻発した国際紛争と密接に関わっていた。明治維新後の日本が台湾や琉球（沖縄）、朝鮮をめぐる中国と対立する中で、英語新聞と中国語新聞、日本語新聞の間では互いの報道や言論に対する関心が増大し、共通の関心事について互いに異なる立場や意見をもっていることが明らかになったのである。本報告では台湾出兵や琉球処分を具体例として、このような東アジア公共圏の誕生を分析する。

〈問題提起〉

- 1) 開港地とそこに居住する外国人は、19世紀の中国や朝鮮にどのような影響を与えたか。
- 2) 19世紀の中国・朝鮮における国境管理はどのように変化したか。
- 3) 19世紀の東アジアで中国・朝鮮・日本に共通する重要な経験とは何か。またそれぞれの経験にはどのような相違点があったか。

〈発表8〉

金玉均の亡命に対する日本社会の認識と対応

韓 成敏 (大田大学)

金玉均を中心とした急進開化派は、1884年12月4日に甲申政変を起こしたが、清国軍の介入でわずか3日で失敗に終わって、かれらは日本に亡命した。彼らは近代の日本社会が受け入れた最初の政治亡命者だった。

亡命以来金玉均の行動は常に朝鮮・日本・清国政府の関心事であり、「金玉均の引渡問題」は重要な外交争点だった。日本における金玉均に対する処遇は日本政府の閣議決定により行われた。したがって亡命後の金玉均の活動と関連した研究は甲申政変以後の韓日関係または東アジアの国際関係を把握するうえで重要な意味を持つ。

金玉均をはじめとする朝鮮人亡命者たちは本国からの相次ぐ暗殺の脅威に悩まされた。そして日本政府は、甲申政変との関連を否定し、金玉均らを政治的に支援するどころか、亡命者として待遇しなかった。しかし、日本の新聞の報道などにより日本社会の反朝鮮・反清国の感情を刺激し、開化派を「日本党」と称するなど、金玉均らは日本の民間社会からは大きな同情と支援を受けた。その後、朝鮮人亡命者は日本社会で大きな関心の対象となった。

金玉均が日本に亡命していた時期は、日本が欧米との不平等条約の撤廃に多大な努力を傾けていた時期だった。亡命者金玉均の存在は、日本の欧米化・文明化を測る尺度のようなものであった。本研究は近代日本社会が金玉均を中心にした朝鮮からの政治亡命者をどう認識し、また対応したのかを明らかにしたい。

〈問題提起〉

- 1) 近代東アジア社会における中国と日本の政治的亡命者はどのような人物であったのか。彼らは政治的に何を志していたのか。
- 2) 1890年代の日本で対外強硬論が広がった背景には何があったのか。
- 3) 19世紀後半、東アジア三国において三国連帯論あるいは三国の連帯に基づいた東洋平和論が登場した。三国の平等な連帯に基づいた東洋平和あるいは東アジア経済ブロックの実現は不可能な夢なのか。

〈発表9〉

近代中国女性のモビリティ経験と 女性「解放」に関する再思考

秦方（首都師範大学）

近代中国女性のモビリティ（移動）経験は、1840年以降の中国社会で起きた変化を物語っている。例えば、物質生活の面においては、新しい交通道具の現れがその一つである。同時に、女性のモビリティは、その思想が閉鎖から解放へと移行することを反映している。もとより称賛されていた「深居閨閣」（閨に居る）という女性の生き方と、それを支える道徳観は、逆に女性の不開化の根源とされて批判されるようになった。それに代わって、閉鎖状態から解放する新しい女性像が称賛されるようになる。そのために、女性のモビリティは当時の人々によって楽観視され美化されており、女性解放の象徴となる。しかし、そのようなモビリティへの推賞は、歴史記述の面においては、当時の人々ないし学者が進歩と解放などといった現代の特質を鵜呑みにする態度を反映している。女性の「解放」というまでもなく、女性の暮らし方に大きな変化をもたらしたが、それ自体は自明の概念ではない。その背景には、殖民主義によって支えられた言論覇権の歴史的枠組があった。「解放」と「圧迫」の内容は、そのような言論覇権によって決められたものである。もしそれを十分に批判せず、その現代性と正当性を鵜呑みにし、さらにそれを中国社会と女性の改革とに用いると、思想と社会との間にズレが生じて、女性が犠牲者となると考えられる。そのために、女性「解放」という課題の歴史性を正しく認識する必要がある。さらに、「解放」された後、女性がより複雑な問題を前にするようになる。如何にそれらに対処すべきかを考えるべきである。そのような思考を通して、女性は政治的・道徳的・経済的な負担をせずに自由に「解放」と「圧迫」を選ぶことができるようになると思われる。

〈問題提起〉

- 1) 他のアジアの国においては、女性が公共空間に進出する時、どんなチャンスと挑戦に遇ったか。
- 2) 中国では、「解放」という言葉は最も早く、女性纏足の習慣に関する論述に見られたが、アジアの他の国においては、その発生はどこからか。
- 3) もし「男」「女」というカテゴリー（性別としての「男・女」のみならず、メタファーとしての「男・女」をもいう）から脱出するならば、女性の経験を思考するためには、ほかにどんな構造や枠組が考えられるか。

【発表論文1】

19世紀東アジアの国際秩序と
「万国公法」受容—日本の場合—

大久保 健晴 (慶應義塾大学)

はじめに

本報告は、近代黎明期の東アジアにおいて西洋国際法がどのように受容され、新たな国際秩序の創出に向けていかに実践的に適用されたのか、日本を中心に検討する¹。近世東アジアでは、とりわけ中華王朝である明朝と朝鮮との間に朝貢関係を築かれ、それは明清交替によって動揺するものの、19世紀中葉までその枠組みは維持された。他方、日本は独自の位置を占めた。17世紀中葉以降、徳川政権は海禁政策のもと、長崎、対馬藩、鹿児島（薩摩）藩、松前藩を通じて、中国、オランダ、朝鮮、琉球、アイヌと交易を行った。中華王朝との間には宗属関係は成立せず、公式の交流は途絶え、中国商人が長崎で貿易する通商関係だけが存在した。朝鮮との間には交隣関係が結ばれたが、これも両国間の個別の交流にとどまった。こうして近世期の東アジア国際秩序は、比較的安定した状態が続いた²。

しかし19世紀に入ると、西洋世界との本格的な接触を通じて、旧来の東アジアの国際秩序や世界認識は根底から揺り動かされる。特に日本では1853年のペリー率いるアメリカ艦隊の来航以降、事態は一変する。西洋諸国との間で締結された条約は、領事裁判権の規定や、関税自主権の喪失を含む、非対称的な内容を含んだ。これをきっかけに、250年以上続いてきた徳川政権は、僅か14年余りで瓦解し、明治新政府が樹立された。こうして西洋列強と対峙し、条約交渉を進めるとともに、旧来の近隣アジア諸国相互の関係性が流動化するなか、新しい学術知識として広く人々の関心を集めたのが、西洋国際法「万国公法」であった³。

¹ 本論文は、大久保健晴「近代日本の黎明とヨーロッパ国際法受容」（酒井哲哉編著『日本の外交 第3巻 外交思想』岩波書店、2013年）、OKUBO Takeharu, *The Quest for Civilization*, translated by David Noble, Brill, Boston & Leiden, 2013, Chapter 4, の研究成果に基づく。

² 19世紀東アジアの国際秩序ならびに日本の対外政策の変容については、浜下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、1997年、荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会、1988年、三谷博『明治維新とナショナリズム—幕末外交と政治変動』、山川出版社、2009年、岡本隆司『属国と自主のあいだ—近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会、2004年、佐藤誠三郎『「死の跳躍」を越えて—西洋の衝撃と日本』都市出版株式会社、1992年、藤田覚『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会、2005年、眞壁仁『徳川後期の学問と政治—昌平坂学問所儒者と幕末外交変容』名古屋大学出版会、2007年、など参照。

³ 「開国」を巡る重要な政治思想史研究として、丸山眞男「開国」（『丸山眞男集』第8巻、岩波書店、1996年）、宮村治雄『開国経験の思想史—兆民と時代精神』東京大学出版会、1996年、渡辺浩「思想問題としての『開国』—日本の場合」（朴忠錫、渡辺浩編『国家理念と対外認識 17-19世紀』慶應義塾大学出版会、2001年）、同『日本政治思想史—17-19世紀』東京大学出版会、2010年、WATANABE Hiroshi, *A History of Japanese Political Thought: 1600-1901*, translated by David

東アジア世界に体系的な西洋国際法の知識をもたらした先駆的な書物として知られるのが、在中国アメリカ人宣教師マーティン (William Alexander Martin, 丁韪良) がアメリカの法律家・外交官ホイートン (Henry Wheaton) の *Elements of International Law* を漢訳した『惠頓著、丁韪良訳、万国公法』(以下、漢訳ホイートン『万国公法』) である⁴。この書は、清朝の総理衙門の支援のもと北京で出版され、刊行直後の1865年に日本でも江戸開成所から翻刻が出された。

これまでの先行研究の多くは、この漢訳ホイートン『万国公法』の分析の中心に据えてきた。特に吉野作造や尾佐竹猛らの古典的研究は、同書の自然法論を巡る漢訳が「性法、天法、天理、自然之法などの文字が夥しく眼にうつる」ものであったことから、明治初年の日本において万国公法が、儒学の「道」の観念と重ね合わせて解釈され、普遍的な規範「天地自然の理法」に基づく「天地の公道」として広く理解されたことを指摘する⁵。

しかし徳川末期の日本では、漢訳ホイートン『万国公法』とともにもう一冊、「万国公法」の名を冠し、影響を及ぼした書物が存在した。オランダ・ライデン大学教授、フィッセリング (Simon Vissering) が口述し、西周が訳述した『畢洒林(フィッセリング)氏説、西周助訳述、万国公法』(以下『畢洒林氏万国公法』) である。

周知のように日本では、17世紀初頭よりオランダとの間で交易が行われ、18世紀になるとオランダ語を通じて西洋学術に取り組む「蘭学」が勃興した。西周が訳した『畢洒林氏万国公法』もまた、こうした蘭学の分厚い学問的伝統の上に成立した。

本報告では、この中国経由とオランダ経由、二つの『万国公法』の比較検討を通じて、幕末明治初期の日本でいかなる論争が展開されたのか、さらにそれは明治政府の外交政策にどのような影響を与えたのか、明らかにする。

1 『畢洒林氏万国公法』とオランダ法学

『畢洒林氏万国公法』は、西周と津田真道によるオランダ留学の成果である。徳川政権はペリー来航直後の1856年、洋学教育と西洋事情の調査を目的にした学問所「蕃書調所」を創設し、1862年に2人の若き学者をオランダ留学に派遣する。それが、西周と津田真道であった。彼らは近代日本初の欧州留学生であった。

西と津田はオランダの地で、ライデン大学法学部教授フィッセリングから2年間にわたり、自然法、国際法、国法、経済学、統計学からなる五科講義のプライベート・レッスンを受けた。1865年に帰国した後、彼らは徳川政権の命により、留学の成果である講義ノートを分担して訳述する。そのうち国際法講義を翻訳した作品こそ、西周訳『畢洒林氏万国公法』であり、1868年に刊行され

Noble, *International House of Japan*, Tokyo, 2012, Kinji Akashi (明石欽司), “Japanese ‘Acceptance’ of the European Law of nations. A Brief History of International Law in Japan c. 1853-1900”, in *East Asian and European Perspectives on International Law*, Nomos, Baden-Baden, 2014, などがある。

⁴ 本報告では、惠頓著、丁韪良訳『万国公法』同治3年、慶應元年開成所繙刻、京都崇実観存版、及び Henry Wheaton, *Elements of International Law*, sixth edition, Little, Brown and Company, Boston, 1855, を利用する。

⁵ 吉野作造、「我国近代史に於ける政治意識の発生」『吉野作造著作集』第11巻、岩波書店、1995年、尾佐竹猛「維新前後に於ける立憲思想—帝国議会史前記」、『近世日本の国際観念の発達』「万国公法と明治維新」『尾佐竹猛著作集』第9巻・第13巻、ゆまに書房、2006年など。なお、1990年以降の漢訳ホイートン『万国公法』研究については、註29を参照のこと。

た⁶。西と津田が日本を離れたのは、漢訳ホイートン『万国公法』出版以前のことである。彼らの取り組みは、ヨーロッパの地で国際法を直接、体系的に学び、日本に導入した最先駆の試みであった。

西と津田が学んだフィッセリングは当時、ライデン大学法学部で、経済学・外交史・統計学を担当していた。興味深いことに、フィッセリングが19世紀オランダを代表する法学者・政治家であるトルベッケ(Johan Rudolf Thorbecke)の弟子であり、後継者であった。トルベッケは専制君主制を批判し、立憲主義に根ざした1848年憲法改正を実現した、オランダ自由主義改革の主導者である。西と津田が学んだフィッセリング五科講義には、19世紀オランダ自由主義の精神が流れ込んでいる。実際、西と津田はフィッセリングから国法学講義を通じて、権力分立のもと、国民の諸権利を重んじる立憲思想を学んだ。また経済学講義では、スミス(Adam Smith)やバスティア(Frédéric Bastiat)らの系譜を引く自由経済論を教授された⁷。

以下では、彼らがオランダから持ち帰った手書きの蘭文講義筆記“Volkenregt”と、西周の翻訳『畢洒林氏万国公法』を手がかりに、彼らがフィッセリングから学んだ国際法の特徴を、特に三つの角度から検討する⁸。

第一の特徴として、この講義は「泰西公法」ヨーロッパ国際法を主題とする。フィッセリングによれば、「泰西公法」とは、ヨーロッパの「文明」化の歴史を通じて形づくられてきた「交際の條規」である。そこでは、「性理公法」自然法論は、一つの法的源泉ではあるが、全ての法体系を演繹するような原理ではない。むしろ、国家の諸権利を定める「泰西公法」は、各国が交際を積み重ね利害関係を深める中で築き上げた、様々な条約や慣例を法的源泉とする⁹。むしろその範囲は今日、「欧羅巴洲内基督教を奉ずる諸国」にとどまらない。1856年の「巴里斯の会盟」により、「土耳其も明許に依て泰西公法の同盟に列したり」¹⁰。ただしここでも、「同盟」への参加を承認する主体は、あくまでヨーロッパ諸国である。

そのためフィッセリングは、「自主」や「平行の権」など、主権国家の諸権利に関しても、それは確かに「性理公法」を起源とするが、「然れども是を事実には泰西公法にて採用確定したる

⁶ 『畢洒林氏万国公法』に関する先行研究として、田岡良一「西周助『万国公法』」『国際法外交雑誌』第71巻第1号、1972年、がある。しかし田岡の研究を含め、従来の先行研究では、同時代オランダの学問状況やフィッセリングの著作、あるいは西達が残した蘭文講義ノートにまで遡った法学・国際関係思想や国際認識の検討はほとんどなされていない。

⁷ 西周と津田真道が学んだフィッセリング講義の詳細な内容については、大久保健晴『近代日本の政治構想とオランダ』(東京大学出版会、2011年)、ならびに、OKUBO Takeharu, *The Quest For Civilization*を参照のこと。国際法講義については、S. Vissering, *Dictaat over de Diplomatische Geschiedenis*, Universiteitsbibliotheek Leiden, 1859-1860, との比較検討を試みている。同時代オランダの国際法学史については、W. J. M. van Eysinga, “Geschiedenis van de Nederlandsche wetenschap van het volkenrecht”, in *Geschiedenis der Nederlandsche rechtswetenschap*, dl 3, afd. 1, Noord-Hollandsche Uitgevers Mij, Amsterdam, 1950, など参照。

⁸ 以下、フィッセリング口授、西周訳『畢洒林氏万国公法』のテキストは、大久保利謙編著、前掲『西周全集』第2巻所収、の作品を利用する。

また、国立国会図書館には、津田真道が筆記し持ち帰った、フィッセリング国際法講義の手書きのオランダ語講義筆記“Volkenregt”が所蔵されている。同オランダ語講義ノート“Volkenregt”は、日蘭學會編、大久保利謙編著、前掲『幕末和蘭留學關係資料集成』のなかで、活字化されている。著者は国立国会図書館憲政資料室に所蔵される原文(マイクロフィルム)を利用しているが、引用に際しては、活字版のページ数を記す(以下、同オランダ語資料からの引用は、BAと略記する)。ただしこのノートは、第二巻冒頭から第二巻第二章の途中までと、第四章が欠落している。

⁹ 「故に文明の諸国合して一大局をなせる(中略)欧羅巴に在ては此公法漸次に詳備し、時を歴るに従て其條規愈一定せり」(西周訳『畢洒林氏万国公法』(前掲『西周全集』第2巻)19-20頁。BA, pp. 42-43.)

¹⁰ 同上書、20頁。BA, p. 43.

條規に遵て始めて可なり」と説く¹¹。ここから、いずれの国にも属していない土地を自分の領土として占拠・領有することを認める、無主地を巡る「取有」先占の法などが、「泰西公法」の名のもとに定められる¹²。

第二の特徴として、フィッセリングは、ヨーロッパ国際体系が、列強「五大国」を中心に、勢力の均衡によって成立することを指摘する¹³。西はここに、補注を付け、ヨーロッパの国際関係を、古代中国の「春秋列国」との類推のもとに捉えている¹⁴。ただし、フィッセリングは続けて、それは「力の論理」のみに還元されるものではないと主張する。彼によれば、国家間の対等な均衡関係と諸条約は、相互の「信実」(goede trouw)の上に成り立つ。「万国其交際日に多きに従ひ月に密なるに従ふて、此権義の定まるも益々精密にして、是を守るも愈信実(goede trouw)なり」¹⁵。

とはいえ、もちろんそれは純粋な道徳心のみには依拠するわけではない。「万国互に相交はる」中で、諸国家は他国を侵略するなど「不正不義」を行い関係諸国から報復されるよりも、「正と信とを以て是か根本」とした方が結果的に「智にして且益ある」と功利計算をする¹⁶。近代ヨーロッパでは、各国が勢力の維持拡大をかけて鎬を削る中で、交際・交易が深まり、勢力均衡の原理が形作られ、「信実」という文明社会における国際政治固有のモラルが培われてきた。

それ故、フィッセリングは国家平等権や内事自主権とともに、「交際の権」を主権国家の基本的な権利義務と定める。「性理の公法」では、交際の定めはなく、他国と交際するか否かはその国の自主権による。しかし、「然れとも泰西公法の條規にては、交際の権欠く可らざる所なり」¹⁷。他の諸国との交際・交易の拒絶は、「人道に悖るの大なる者」である。まして「文明の諸国此泰西公法を奉する同盟」においては、利害得失が連関し「其交義の羅織する亦極て密」である。「礼儀化洽の国」は「国を鎖」すべきではない。ここではもはや自然法よりも、「泰西公法」上の交際の論理が優先される¹⁸。

第三に興味深いのが、正戦論批判である。フィッセリングによれば、自然法論では、正義の名による正戦の正当性が認められてきた。だが「泰西公法」の戦争観は大きく異なる¹⁹。主権国家間の戦争では、もはや戦争の実質的原因の正・不正は問われない。両交戦国はともに対等の地位・権利を有する。こうして彼は中世以来の、自然法論に流れ込む正戦論の伝統を斥けた。

しかし、それは決して規範なき力の横溢を招くものではない。むしろ、正義をかざし相手を悪とみなす正戦論こそ、殲滅戦争を招く危険がある。「方今文明の諸国」は、交戦国双方に対等な権利

¹¹ 同上書、22頁。

¹² 同上書、29-38頁。BA, pp. 52-65.

¹³ 同上書、44-45頁。BA, p. 74.

¹⁴ 「欧羅巴諸国其政治互に相關干渉し猶春秋列国の如し是を泰西大局又齊盟大局と訳す」(同上書、44-45頁)。なお、漢訳ホイートン『万国公法』巻頭の張斯桂による「万国公法序」でも、同様に、ヨーロッパをはじめとする同時代の「天下大局」を、「春秋時大列国也」との類推のもとに描いている(前掲、恵頓著、丁臚良訳『万国公法』、第1巻、1丁表)。ただし張斯桂はそこで、この現今「天下大局」の中でも「中華首善の区と為す」と記しているが、そうした「中華」に関する議論は西周には見られない。

¹⁵ 西周訳『畢洒林氏万国公法』、19-20頁。BA, pp. 42-43.

¹⁶ 同上書、19頁。BA, p. 42.

¹⁷ 同上書、27頁。BA, p. 49.

¹⁸ 同上書、27-29頁。BA, pp. 49-52.

¹⁹ 「然れとも泰西公法にては自主の国相戦ふは彼此とも其理直なりとす(中略)是を以て兩國共に其権亦匹敵なる也」(同上書、57頁。BA, p. 90.)。

このような戦争観は、シュミット(Carl Schmitt)の国際法研究の影響もあり、今日、日本の法学・政治学の世界では広く「無差別戦争観」として理解される。

を認めることで、戦争のルール化、人道化を進めてきた²⁰。ここに交戦法規が成立する。例えば、不必要な殺人や強奪、毒の混入など卑劣な手段は禁止される。「敵に対すと雖ども亦廉恥忠信仁愛の道(*goede trouw en menschelijkheid*)の失う可ら」ず²¹。ここでもまた、‘*goede trouw*’という文明の公法のモラルが提示される。さらに「泰西公法」では、講和条約締結に際し、戦勝国といえども、敵国の人々の「人身自主の権」や「所有安堵の権」を侵害してはならない²²。「泰西公法」は、諸国民の「人身自主の権」「所有権」を保護する。言い換えれば、国民の諸権利を重んじる立憲国家でなければ、「泰西公法を奉ずる同盟」にはなれない。

以上のようにフィッセリングは西周と津田真道に対して、ヨーロッパ近代の歴史を通じて形づくられた、ヨーロッパ国際法「泰西公法」について教授した。彼によれば、それは勢力均衡を背景に、「信実」という国際政治のモラルや、自由貿易、立憲主義など経済的・政治的諸価値を共有する、ヨーロッパの文明の公法であった。それ故に、西と津田にとっては、日本を含む非西洋諸国がそこでどう位置づけられるかが、中心的な問題関心となる。

改めて講義を振り返れば、フィッセリングはまず、「泰西公法」のもと現実には、文明化と国力に即して第一等国から第三等国まで存在すると教える。そして、次のようにヨーロッパ公法の内部と外部を区別する。「泰西公法の同盟たらざる諸国日本、唐、暹羅、波斯等に對しては、歐羅巴諸国其臣民を保護する為に預め註箭の使臣等に仮すに特例の権を以てすることを定めたり」²³。日本や中国など、諸個人の権利を守る憲法や法が定まっていない非西洋圏において、西洋人と現地の国民との間でトラブルがあった場合には、「歐羅巴諸国其臣民を保護する」ため、西洋人は自らの国の法で裁かれる、領事裁判権の要求が正当化される。「何となれば此諸国の交際未だ全然泰西公法の基礎に準して律す可らされはなり」²⁴。

だがそれは逆に、非西洋諸国の側からみれば、西洋人がどんな無法な行動をしても、自分たち(非西洋諸国)の法では処罰できないことを意味する。これは不平等ではないか。

そうである時、非西洋諸国からは、自然法「性理公法」に基づく「自主の権」を盾に、不均等な条約を掲げる国とは交際しないという反論も出てこよう。それに対するフィッセリングの応答が、先の「交際の権」論である。確かに自然法論には他国と交際せよという定めはない。だが「泰西公法」では、国を鎖す行為は、国益を失うだけでなく「人道に悖る」。逆に交際・交易を通じて「泰西公法の基礎」を共有し、主権国家として認められれば、領事裁判制度も撤廃される。ヨーロッパ公法の内側に生きるフィッセリングにとって、「性理公法」と「泰西公法」は矛盾していない。しかしその外部から見れば、両者は矛盾・対立する要素を抱えている。

では、相手国に武力をもって通商条約を無理矢理押しつけられた場合はどうか。フィッセリングによれば、「泰西公法の條規通習」では、それを解消することは簡単では。なぜなら「泰西公法の本規」では、一度締結した条約は両国が好んで結んだものと判断される。「欺詐要脅を口実」に、その破棄を求める行為は、むしろ自らの主権国家としての権利の欠如を認めるものであり、「遵守すへき信実の道」に「背馳」する²⁵。

ならば武力で不平等な条約を迫る強国に戦争で敗北し、講和条約結んだ後、改めて自国の正義を主張することは可能か。これに関しても、フィッセリングは否定的である。交戦国は対等な権利を

²⁰ 西周訳『畢洒林氏万国公法』、58頁。BA, p. 102.

²¹ 同上書、58頁。BA, p. 91.

²² 同上書、69頁。BA, pp. 108-109.

²³ 同上書、26頁。BA, p. 47.

²⁴ 同上書、94-95頁。

²⁵ 同上書、45-46頁。BA, pp. 75-76.

有し、講和条約もまた、自由意思(vrijwillig)によって結ばれたと考えられる。そのため、敗戦国は不本意な条約をも甘受し、「遵守」せねばならない。これが国際法上のモラルである²⁶。

こうしてみると、ヨーロッパ公法の周縁及び外部に位置し、いまだ均衡する力を持たない非西洋圏の国々にとって「万国公法」とは、文明という名の「泰西」「列強」による、理不尽な教えではないか。しかしそれにも関わらずフィッセリング講義は、二つの点で、単なる強者の力の論理と切り捨てることのできない要素を含んでおり、問題は複雑である。第一にそれはなお、交際の意義を説き、残虐な戦争行為を禁止し、諸個人の権利を擁護するという、一種の普遍性を持った政治的価値を有している。第二にそれは、経済学講義で教授された自由貿易論を基礎とする。それ故、その経済学説を学問的真理として認めるのであれば、「泰西公法」を受け入れる以外に選択肢は残されないことになる。ここに西と津田が帰国後に取り組み課題が浮かび上がってくる。

2 二つの「万国公法」—中国経由とオランダ経由—

それでは『畢洒林氏万国公法』との比較において、もう一つの万国公法、漢訳ホイートン『万国公法』の受容はどう捉えられるのか²⁷。

ホイートンの原著を繙くならば、実はホイートンも実定的国際法学の成果を積極的に採り入れ、主権国・半主権国・従属国の区分を導入し、正戦論への批判を展開するなど、フィッセリング講義と多くの共通性を持つ。

ところが、在中国アメリカ人宣教師マーティンによる漢訳に目を転じると、そこには「翻訳」に伴う幾つかの問題が浮上する。例えばそこでは、決して誤訳ではないが、「性法」「天法」「天理」「自然之法」など、儒学を強く意識した訳語が多く使われている。また、例えば西洋諸国と中国との外交についても、原文と漢訳には微妙な差異が見られる²⁸。原文と比較するならば(詳細は註28を参照)、漢訳では、中国の従来政策への批判的な語調(its inveterate anti-commercial and anti-social principles)が弱められ、条約締結に伴う西洋「文明」諸国と非西洋圏との間の力の非対称性(the former has been compelled to abandon…)も影を潜めている。結果として、万国公法の公平性が強調されている。このことは、マーティンが宣教師として、中国にキリスト教の精神を伝えようとしていたこととも、関係していよう²⁹。

²⁶ 同上書、72頁。BA, p. 113.

²⁷ 近年の日本における漢訳ホイートン『万国公法』の受容に関する研究として、井上勝生、「万国公法(文献解題)」『日本近代思想大系1 開国』岩波書店、1991年、張嘉寧「解説『万国公法』成立事情と翻訳問題—その中国語訳と和訳をめぐって」『万国公法(文献解題)』(『日本近代思想大系15 翻訳の思想』岩波書店、1991年)、周圓「丁韞良『万国公法』の翻訳手法—漢訳『万国公法』1巻を素材として」(『一橋法学』第10巻第2号、2011年)、など参照。

²⁸ Henry Wheaton, *op. cit.*, p. 22. 恵頓著、丁韞良訳、前掲『万国公法』第1巻、12丁裏)。

‘The same remark may be applied to the recent diplomatic transactions between the Chinese Empire and the Christian nations of Europe and America, in which the former has been compelled to abandon its inveterate anti-commercial and anti-social principles, and to acknowledge the independence and equality of other nations in the mutual intercourse of war and peace.’

「歐羅巴亞美利加諸國奉耶穌之教者。與中國邇來亦共議和約。中國既弛其舊禁。與各國交際往來。無論平時戰時。要皆認之。為平行自主之國也。」

²⁹ 張嘉寧は、マーティンの翻訳動機の一つに、中国人にキリスト教の精神を伝えようという意図があったことを、書簡などから明らかにしている(張嘉寧、前掲論文、386頁)。

さらに、同書が海を越えて、同時代の日本に受容されると、漢訳の読み方にさらなる幅が生まれる。当時の日本では、漢訳ホイートン『万国公法』に対して、和訳や注解という形で、新たに解釈が加えられた。例えば1876年、漢学者・高谷龍洲が訓点・注解を付け、中村正直が批閲した『万国公法蠡管』が出版された。中村はその序文で、「蓋し万国公法は公是非を以て私是非を正すの具なり（中略）。是に於てか、強は弱を暴するを得ず」と記す。その上で、「嗚呼、公法の学日月の精を加へ、完善具備、以て我地球の美楽、天国の如きものと致す」と唱えている³⁰。

このように、ホイートンの『万国公法』は、マーティンの漢訳を介して、徳川末期・明治初期日本人の手に渡った。その過程で、難解なテキストの性格とも相まって、特に儒学的素養を有する学者達の中には、国際社会のうちに普遍的規範を求める問題意識に引き付けて読む者もいた。そしてその解釈は時に増幅し、原テキストから離れて一人歩きする。

しかしここから、<彼ら儒者達が抽象的な議論を好み、現実政治から乖離していた>と断じるのは、一面的である。実際、先の序文を書いた中村正直は1866年、徳川政府から留学生としてイギリスに派遣され、約2年間ロンドンに滞在し、ヴィクトリア中期の政治文化を見聞している。彼は留学を通じてヨーロッパ社会における倫理の根源にキリスト教を見出し、儒学とキリスト教に通底する倫理を模索した。帰国後には、ミル(John Stuart Mill)のOn Libertyの翻訳出版(中村正直訳『自由之理』)にも従事した。

興味深いことに、徳川政治体制の学問所である聖堂・昌平黌の御儒者として、中国の古典世界に深く精通していた中村正直は、留学の途上、上海や香港で中国の官吏らと筆談を交わすとともに、英華書院(香港)を訪れ、校長である宣教師レッグ(James Legge, 理雅各)の中国古典研究や英訳注解に触れている³¹。中村はイギリスでも、香港総督を務めた中国研究の大家・ディヴィス(John F. Davis)と交流し、さらに後には、マーティンが中国で記したキリスト教の教理書『天道遡源』の訓点本も刊行している。こうした西洋・中国経験を持つ中村にとって、「開国」に伴う文化接触を通じて、万国に共通する「道理」を探究する営みは、極めてリアルな実感に基づくものであった。ここに、西や津田とは異なる、もう一つの留学経験がある。

だがそれに対して、西と津田が学んだフィッセルリング万国公法講義には、少なくとも中村のような解釈が登場する余地は残されていない。それでは西周と津田真道は、明治初期の政治状況の中で、留学の成果をいかに実践し、どのような論争を繰り広げたのであろうか。

3.『明六雑誌』と文明化構想の相剋—西周・津田真道と中村正直、福澤諭吉—

1868年、徳川政権が瓦解し、明治政治体制が成立する。開国和親を掲げながら、西洋諸国との不平等条約の改正を政治課題とする新政府にとって、西周と津田真道の国際法の学識は貴重であった。早速、明治政府は津田真道を改正交渉準備専任の取調掛に招聘している。その後、津田は「国際法の権威」として外務権大丞に就き、日清修好条規の締結交渉に携わった。また西周は陸軍省において、山縣有朋もと、外交戦略に深く関与した。

ところで当時の日本社会は輸出入構造の不均衡による経済危機に直面していた。明治政府内部でも大久保利通らは保護税導入を主張した。それに対して、西洋各国公使は自由貿易を盾にして、さらなる貿易の拡大を訴え、居留地を越えた、外国人の内地旅行を要求した。

³⁰ 恵頓著、重野安繹訳述、『和訳万国公法』巻1、鹿兒嶋藩蔵梓、1870年頃、筑波大学中央図書館所蔵、3丁裏。

同上書、「序」、2丁裏-3丁表。

³¹ 中村正直のイギリス留学に伴う「中国」経験については、松沢弘陽『近代日本の形成と西洋経験』岩波書店、1993年、第2章、に詳しい。

こうしたなか、西周と津田真道は 1874 年から、『明六雑誌』上に論説を次々に発表する、そこで西と津田は、保護税導入を批判し、自由貿易と内地旅行の実施を積極的に主張した。津田によれば、自由貿易は次第に輸出入の不均衡を是正し社会全体を開化へと誘う。それは「自然の天律」であり³²、現今の輸入超過は、むしろ文明化へ進む国民の「進取の気象」の現れでさえある³³。今の現状を憂う必要は、全くない。そう唱えた上で津田は、〈領事裁判権の撤廃や関税自主権の回復など、不平等条約の改正なしに、内地旅行は容認できない〉と唱える論者を、正面から批判した。津田は説く。「外国交際は自然の運歩」であり、まずは内地旅行を認め、西洋人との交際を深め、信頼を作り出すことが重要である。そうすれば、「十年の後」には必ずや「一般人民の智識開化幾層も増加」する。その時初めて、日本は条約改正を実現できる。「余が臆想をもってこれを度れば、我輩のもとより渴望するところのわが政府、裁判・征税の両権を収めて五大州中独立不羈の自主帝国となるは、今にして断然内地旅行を許すにあり」³⁴。

以上のように西と津田は、フィッセリングの万国公法講義と自由主義的な経済論を背景に、「泰西公法」に則って、「交際」と「通商交易」を拡充し、自国の文明化を実現するとともに、国際社会における「信実」を獲得することではじめて、独立自主の国として条約改正も可能になると考えた。だが裏面から見れば、彼らの言説は、未だ日本は開化の途上にあるという認識を媒介に、主権国家としての関税自主権の回復を棚上げにし、領事裁判権を甘んじて受け入れる態度と表裏をなすものであった。

こうした津田と西の対外政策論を巡っては、『明六雑誌』を中心に論争が巻き起こった。津田と西と同様に、自由貿易論を唱えたのが中村正直である。彼は、バステアの *Sophismes Economiques* を林正明が訳述した『経済辨妄』の序文で、「経済の道猶水を治むるが如く、其の自然の勢に因るのみ」と唱え、保護税を批判し「自由貿易」を擁護している³⁵。ただし中村正直の自由貿易論を支える「自然」観は、「天理」に根差した国際秩序規範としての万国公法観に支えられており、津田や西とは、大きな隔たりがあった。

それに対して、論説「内地旅行西先生の説を駁す」などを執筆し、津田と西に根源的な批判を加えたのが福澤諭吉である。福澤によれば、西洋の学問や精神など「無形の気風」の摂取は重要だが、貿易など「有形」の外国交際は、現今日本に「損ありて益なし」である。さらに領事裁判制度により、外国人との訴訟は困難を極め、「無気無力」の人民は一層卑屈になっている。内地旅行は時期尚早であり、まずは「唯内を修めて、人民一般の気力を養うべきである」³⁶。そう唱えた上で福澤は、西に対し、外国交際とは所詮「パワ、イス、ライト (Power is Right)、権力は正理の源」ではないかと論難する³⁷。こうして福澤は、西と津田がオランダで学んだ自由貿易・万国公法論を、「泰西」の「権力」によって創出されたイデオロギー的言説に過ぎないと喝破し、「外国交際」と「独立」との鋭い緊張とディレンマを直視した。

さらに福澤は『文明論之概略』のなかで、西洋諸国による植民地支配の実態について、次のように指摘する。「欧人の触るる所は、あたかも土地の生力を絶ち、草も木もその成長を遂ること能わず。甚しきはその人種を殲すに至るものあり」。今や「支那帝国も正に欧人の田園」に陥ろうとし

³² 津田真道「保護税を非とする説」(山室信一、中野目徹校注、『明六雑誌』上巻、岩波文庫、1999年)、175頁。

³³ 津田真道「貿易権衡論」(同上『明六雑誌』中巻、岩波文庫、2008年)、340頁。

³⁴ 津田真道「内地旅行論」(同上『明六雑誌』中巻)、288-289頁。

³⁵ 中村正直、「経済弁妄序」『敬字文集』第3冊巻7、吉川弘文館、1904年、2丁裏。

³⁶ 福澤諭吉「外国人の内地雑居許す可らざるの論」(慶應義塾編『福澤諭吉全集』再版、第19巻、岩波書店、1971年)、518-524頁。

³⁷ 福澤諭吉「内地旅行西先生の説を駁す」(前掲『明六雑誌』中巻)、336-337頁。

ている³⁸。そして福澤は、この危機的状況においてなお、「天地の公道」を掲げて「自由に貿易し自由に往来」すべきと説く西周らを、正面から非難する。福澤からみれば、彼らの議論は「結構人の議論」であり「迂闊もまた甚し」³⁹。もし西洋諸国が「天地の公道」に基づいて交際するならば、我々も従おう。しかし現今の西洋諸国の行動は「私情」に基づいている。そうである以上、日本はまず目的を「独立」に定め、あえて「封建の時代」の道徳的紐帯（「モラル・タイ」）であった「君臣の義、先祖の由緒、上下の名分、本末の差別」をも「文明の方便」として動員しながら、「報国心」を涵養せねばならない⁴⁰。

果たしてそれでは、以上の論争をどう理解解釈できるか。西周と津田真道、中村正直、福澤諭吉、それぞれの万国公法観をめぐり、三極の対立図式から読み解いてみよう。

まず、中村と、西・津田の相違について。福澤諭吉が「天理の公道」「自由貿易」を唱える学者を批判するとき、福澤のなかでは、中村正直も、西・津田の主張も、同じ枠組みの中で理解されたであろう。しかし、漢訳ホイートン『万国公法』を媒介にした中村の規範的な「万国公法」理解と、西・津田が学んだ「泰西公法」論との間には大きな違いがあった。むしろ中村正直も、国際社会における権力政治の横行を強く認識し憂慮していた。しかし彼はそれでもなお、否それ故にこそ、「万国公法」のうちに、儒学に通じる「天理」に根ざした、「万国」が従うべき秩序規範を見出し、国際社会における「自然」の「理」に合致したものとして自由貿易の積極的意義を唱えた。ここには、「開国」を通じて、東アジアと西洋の思想的伝統を架橋する普遍的規範を析出しようという、道徳哲学者としての中村の姿がある。

それに対して、西と津田から見れば、中村のような理想主義的な「万国公法」解釈は、彼らがオランダで直接学んだ、同時代ヨーロッパで具体的に機能する国際法理解とは大きくかけ離れたものであった。中村とは異なり、西・津田、ならびに福澤は、西洋を中心とした国際政治における権力の所在を直視し、その権力構造を内側から解明するなかで、日本の進むべき方途を模索した。この点において、西・津田と福澤には共通性がある。

しかしなお、彼らのヨーロッパ国際法に対する態度は対極的であった。それだけに、福澤による西と津田への批判は興味深い。福澤は西周に対して、国際政治が「パワ、イス、ライト(Power is Right)」であることを理解していないと批判した。だが、西と津田は、フィッセルング講義を通じて、まさに「泰西公法」それ自体が「パワ、イス、ライト(Power is Right)」の歴史的所産であることを強く認識していた。むしろ、だからこそ西と津田は、ヨーロッパ国際法を受け入れ、外国交際を通じて自由貿易と立憲主義に立脚した文明社会の制度的枠組みを確立する以外に、日本が独立国として生き延びる道はないと考えた。そして彼らはこの「パワ(Power)」の源泉に、諸個人の権利を擁護する立憲主義と自由経済論があることを学び、そこに文明的な価値を見出した。

対照的に、「文明」と「独立」の緊張関係を見据えた福澤は、日本が西洋諸国の「パワ(Power)」に飲み込まれることを危惧した。それ故に、何よりもまず「内を修め」「報国心」を涵養し、独立国としての基盤を確立せねばならないと唱えた。福澤は後の1878年には、「百巻の万国公法は数門の大砲に若かず」とも主張している⁴¹。

このように彼らの議論の応酬は、対外政策論争を超え、それぞれの文明化構想と分かちがたく結び付いている。それはまた、ヨーロッパ国際体系の周縁に位置する日本が、いかに「万国公法」と向き合うかという、極めて困難な政治思想的課題を体現したのもでもあった。

³⁸ 福澤諭吉著『文明論之概略』松沢弘陽校注、岩波文庫、1995年、291頁。

³⁹ 同上書、292頁。

⁴⁰ 同上書、304頁。

⁴¹ 福澤諭吉「通俗国権論」（前掲『福澤諭吉全集』第4巻、岩波書店、1970年）、637頁。

おわりに

本報告で論じてきたように、19世紀後期日本において国際法の受容は、西洋諸国と条約交渉を行う中で避けて通れない緊急の実践的な政治課題であるとともに、その根底には、西洋世界を基礎付けている法・道徳観念をいかに捉えるかという思想課題が存在した。そこから、自らの国家の存続をかけてとるべき政治的選択肢を巡って、多様かつ高度な論争が繰り広げられた。

津田と西が「国際法の権威」と目され、外務省や陸軍省に官僚として登庸されたことに示されるように、明治維新後、日本政府は西洋諸国との不平等条約の改正を進めるため、西洋国際法を積極的に摂取した。明治政府は西洋起源の、強者の論理と普遍的規範とを併せ持つ、当時の国際法の特質と限界を熟知し、国際政治を生き抜く道具としてそれを活用した。そして、その学識を最大限に活用し、国際法を盾に条約外交を展開することによって、中国を中心とする旧来の東アジア秩序の改変を試みた。その象徴が、日清戦争であった。

1894年、日本は英国との間に日英通商航海条約を締結し、不平等条約の一つであった、領事裁判権の撤廃を実現する。その直後、日本政府は「苟も国際法に戻らざる限り、各々権能に応して一切の手段を尽すに於て必ず遺漏なからむことを期せよ」と、国際法の遵守を掲げた宣戦布告を行い、日清戦争へ突入した⁴²。こうして日本が「泰西公法の同盟」に参入する過程はまた、東アジア世界に新たな対立と周縁を創り出す契機でもあった。こうして近代日本では、徳川末期から、1945年の敗戦、そして今日に至るまで、国際法といかに向き合うかが、常に重要かつ深刻な両義性を孕む政治思想的課題となっている。西周と津田真道の万国公法受容は、その出発点に位置するのである。

⁴² 村上重良編「清国に対する宣戦の詔」『正文訓読 近代詔勅集』新人物往来社、1983年、159頁。

【発表論文2】

19世紀後半における東アジア3国の 不平等条約体制の克服の可能性と限界

韓 承勲 (高麗大学)

[原文は韓国語、翻訳：趙 国 (ソウル大学)]

1. はじめに

日韓中の近代史を一つにリンクするキーワードは不平等条約 (Unequal Treaties) である。もちろん、世界史で不平等条約が存在しなかったわけではないが、歴史学界では、19世紀におけるイギリスをはじめとする欧米列強が清国や日本と結んだ、あるいは日本が朝鮮と結んだ条約を特徴づける言葉として不平等条約を規定している。

東アジアで不平等条約を貫徹した国はイギリスである。イギリスは軍事力・経済力に基づいて清国・日本・朝鮮に不平等条約を貫徹した。領事裁判権、関税自主権の喪失、最恵国待遇、開港場の設定などは条約の不平等性を規定する代表的な条項であった。そうした中で、イギリスは最恵国待遇を通して他の欧米列強が清国・日本と締結した条約を均霑した。これは、最恵国待遇を確保した国々も同じであった。結局、イギリスをはじめ欧米列強は、条約の相互参照および均霑の過程を通して清国・日本にほぼ同じ内容の不平等条約を貫徹し、ひいては東アジアを自由貿易が行われる空間として再編することができたのである。このような理由で後代の研究者は、19世紀半ば以後に、東アジアにおける不平等条約体制が成立されたと説明している¹。

これまでの研究は、東アジア3国が不平等条約体制に編入された事実には同意するが、韓国・日本・中国いずれも自国史中心の観点から不平等条約を理解している。韓国の場合、1910年の日本の植民地支配が始まる出発点として不平等条約を認識する傾向がある。中国においても、列強による半植民地化の決定的な起源として不平等条約が強調されてきた。しかしながら、日本の場合、1894年にイギリスとの条約改正を達成し、欧米列強との不平等条約を漸次乗り越え、帝国主義列強に合流する側面が強調されている。2000年代以後は、条約の不平等性および外部への侵略性を強調するより、朝鮮・日本・清国の内部における政治社会的な変化に注目することによって不平等条約の研究の外延が拡大されることもあった²。

¹ John K. Fairbank, "The Creation of the Treaty System," in *The Cambridge History of China. Vol. 10. Late Ch'ing, 1800-1911. Part 1* (New York: Cambridge University Press, 1978). 李炳天「開港과 不平等條約體制의 확립」『経済史学』8、経済史学会、1984)。 Peter Duus, Ramon H. Meyers, and Mark R. Peattie (eds.). *The Japanese Informal Empire in China, 1895-1937* (New Jersey, Princeton University Press, 1989). 金基赫、「開港을 둘러싼 國際政治」『韓國史市民講座』7、一潮閣、1990；稲生田太郎、『東アジアにおける不平等條約體制と近代日本』岩田書院、1995。

² Dong Wang, *China's Unequal Treaties: Narrating National History* (Lanham, MD: Lexington Books, 2008). Michael R. Auslin, *Negotiating with Imperialism: The Unequal Treaties and the Culture of Japanese Diplomacy* (Cambridge: Harvard University Press, 2009). 五百旗頭薫、『条約改正史—法権回復への展望とナショナリズム—』有斐閣、2010。酒井裕美

先行研究では、「東アジア不平等条約体制」の観点を認めながらも、「東アジア」を一つの条約空間として理解する観点を欠いている。朝鮮・日本・清国が条約の不平等性を共有していたという歴史的な経験を重視するより、個々の国家が締結した不平等条約に注目した研究が行われがちであった。つまり、東アジア3国が「不平等条約」ではなく、「不平等条約体制」を認識し、その認識を共有しながら政策化していく過程に関する研究は十分に行われていない。

実は、東アジア3国が不平等条約を締結したとの認識を共有した事例は、東アジア3国の交渉過程から確認できる。日本と清国とは、1871年、「日清修好条規」を締結する際、欧米列強が貫徹した不平等条約の内容を排除しようとした。朝鮮は、日本との1876年の「日朝修好条規」を改正するための朝鮮修信使を派遣したが、1880年、修信使として東京に着いた金弘集は、駐日清国公使であった何如璋より、東アジアで貫徹された条約の不平等性について教えられ、さらに朝鮮がこれを踏襲しないようとの忠告を受けた。

それでは、朝鮮・日本・清国が、このように条約の不平等性を共有した事例は何を意味しているのか。1880年代前半の東アジア3国における、条約の不平等性を共有する過程で、不平等条約とその体制の変化の可能性が模索されたのではないのだろうか。

本報告は、1880年代前半における、東アジア3国の不平等条約の克服可能性を検討し、その可能性が持つ現代的な意義を考察することを目的とする。具体的には、1880年、朝鮮の対欧米門戸開放政策に焦点をしばって述べていきたい³。

2. 1880年修信使金弘集と駐日清国外交官との出会い：

不平等条約体制の克服可能性の模索

1880年5月、朝鮮政府は金弘集を修信使に任命する。これは、「江華島条約」の改正を通して対日貿易における無関税規定と米穀輸出による弊害を解決するためであった。だが、金弘集は、江華島条約の改正の達成には至らなかった。日本外務省は、金弘集が条約交渉に関する全権がないことを取り上げ、交渉自体を拒否したからである。ところで、日本との交渉が渋滞になった7月中旬ころより、金弘集が数度にわたって訪れたところがあった⁴。駐日清国公使館であった。そこで彼は、清国公使何

『開港期朝鮮の戦略的外交, 1882~1884』大阪大學出版會、2016。李穂枝『朝鮮の対日外交戦略 - 日清戦争前夜 1876-1893 -』法政大学出版局、2016。박한민「조일통상장정준영과조일의대응 - 제16관, 제18관을 중심으로」『동국사학』63, 동국사학회、2016。박한민「1883년조일통상장정체결과각국의대응」『역사와경계』111, 부산경남사학회、2019。一方、三谷博は、条約体制が果たして不平等であったのかを、根本的に問いかけている。領事裁判の事例を挙げ、氏は、条約の「不平等」がもつイデオロギー的な性格を示唆する。報告者もまた、三谷の見解に同意するが、韓国・中国におけるイデオロギー的な発現は、日本のそれとは異なるのであろう。これについては、日韓中の比較史的な研究が必要である（三谷博「東アジアの国際秩序と條約體制—近世から近代へ」『東アジア近代史』13、2010）。

³報告者は、韓国近現代史を専門とするもので、朝鮮とイギリスの外交関係を研究テーマとしている。それ故、日本・中国側の資料を十分に活用することはできないが、あらかじめお断りしたい。ちなみに、国史たちの対話という大会趣旨に相まって、日本史・中国史の専門家が、関連する研究視覚と、それを補う史料を提示してくれれば、先行研究でこれまで注目されてこなかった1880年代前半における東アジア3国の不平等条約の認識について、新たな視座を提示することができると思う。

⁴『修信使日記』巻2、「大清欽使筆談」、1880年7月16日[『金弘集遺稿』고려대학교출판부、1976; 송병기편역『개방과예속』단국대학교출판부、2000、26頁。以下、「大清欽使筆談」と表記す。脚注の頁は、『개방과예속』による]; 一方、金弘集と何如璋・黄遵憲の会談および筆談の具体的な様子については、이헌주「제2차 修信使의 활동과 『朝鮮策略』의 도입」『한국사학보』

如璋より近代的な課税制度について教えられた。何如璋は、関税政策の基本的な三つの原則を以下のように説明した。第一、国家財政と民生経済との利益のために、関税自主権に即した政策を樹立すること、第二、品目別に輸入関税率を差等適用すること、第三、低率ないし無関税を根拠とする輸出関税率を通して輸出増大を図り、国家経済を活発させるべきこと、などであった⁵。つまり、何如璋は、国家の利益のためには、何よりも関税自主権に立脚した政策樹立が必要であると主張したのである⁶。

金弘集は、関税自主権を喪失した際に生ずる弊害についても、伝聞することができた。その弊害を説明したのは、清国公使館の黄遵憲であった。彼は、協定関税による低率の関税率が、貿易赤字の深刻化、金銀流出による民衆の困窮をもたらし、ひいては民乱のような国家的な危機を招くことを警告した⁷。

何如璋と黄遵憲は、金弘集に対し、朝鮮が関税自主権に立脚した関税政策と税則制定をする必要性を強調した。そうしてこそ、朝鮮が貿易赤字による弊害を防ぎ、国家の安全をはかることができると見たのである。とくに、何如璋は、金弘集の帰国の前に、「もっぱら切に記憶しなければならない」こととして、他国との条約に関税自主権を明文化することを強調した⁸。何如璋は、まだ関税制度について熟知していなかった金弘集に、関税自主権だけは肝に銘じさせたかったのであろう。また、何如璋は、金弘集に条約の不平等性だけではなく、今後、朝鮮が不平等条約を締結しないように、二つの案についても提言した。第一は、日本の対欧米条約改正の政策を活用することであった⁹。日本政府は、1880年7月、イギリス・フランス・ドイツなどの欧米列強に対して条約改正案を提出した¹⁰。

条約の主な内容		日本で施行中の条約	欧米列強に提出された日本側の条約改正案(1880)
税則	輸入関税率	5%	薬品・鉱物・穀物など：5% 金属品・衣服類など：10% 天然油・紙など：15% 家畜類・乳類など：20% 奢侈品・衣類など：25% タバコ・酒類など：30%
	輸出関税率	5%	5%
	免税品		
	税則変更	協定関税	関税自主権の回復

25、2006、293-297頁を参照。

⁵「大清欽使筆談」 1880年7月21日、26頁。

⁶「大清欽使筆談」 1880年8月2日、35頁。

⁷「大清欽使筆談」 1880年7月21日、27頁。

⁸ 同上。

⁹「大清欽使筆談」 1880年7月18日、27頁。

¹⁰ 日本學術振興會 編『條約改正關係日本外交文書別冊 約改正経緯概要』日本學術振興會、1950、183頁。

内地通称	禁止	許可
開港場貿易	許可	許可

表1. 日本で施行中である条約内容と1880年に日本政府が提出した条約改正案

日本政府が提出した条約改正案の核心は、輸入関税率を平均12.5%として引き上げる、関税自主権の回復であった。品目別の関税率を差等に課することによって、自国産業の保護と金銀の輸出を防ごうとしたのである。つまり、日本は、関税自主権の回復によって、最終的には貿易赤字を解決しようとした。金弘集は、日本側の交渉担当者である花房義質との会合において、「貴国の条約改正を待つて、我国もまた宜しくこれに準ずべし」と通知したこともあった¹¹。

何如璋が教えた第二の秘策は、欧米列強のなか、まず米国との条約を締結することであった。彼は、「近来、日本人が議論し、改正しようとする条約を、米国はすでに許可」したことを金弘集に強調した。続いて彼は、朝鮮が日本の条約改正案をもとに、米国との条約締結のための交渉を進むなら、米国は朝鮮側の条約案を受け入れると見込んだ。さらに、彼は、「朝米条約」を締結すれば、他の国家もその条約に基づいて条約を締結すると楽観した¹²。つまり、何如璋は、朝鮮が日本の条約改正を承認した米国との条約を締結できれば、他の国家もこれに従うことになり、朝鮮は自然、不平等条約を締結しないですむことを明らかにした。

それでは、米国が承認した日本の条約改正はどのようなものであったのか。1878年7月25日、日本と米国とは、条約改正に関する約書、つまり「日米関税改定約書:吉田・エヴァーツ条約」を締結した¹³。その第1条では、日米両国は、日本の開港場で5%の輸入関税率を貫徹した「改税約書」と、日本が自主的に関税および通商に関する規定を定めることを禁止した1858年の「日米修好通商条約」の効力を停止することに合意した。さらに、米国は日本に対して、関税自主権をはじめとする貿易に関する各種の規定を日本側が自主的に制定する権利を保障した¹⁴。

¹¹「大清欽使筆談」 1880年7月21日、27-28頁；31頁。

¹² 「大清欽使筆談」 1880年7月21日、30頁。

¹³協約の原題目は

“Convention Revising Certain Portion of Existing Commercial Treaties and Future Extending Commercial Intercourse between the United States and Japan”である。条文は、米国議会図書館HPから確認できる。

(<https://www.loc.gov/law/help/us-treaties/bevans/b-jp-ust000009-0377.pdf>)

¹⁴ “1. It is agreed by the high contracting parties that the Tariff Convention, signed at Yedo on the 25th day of June, 1866 or the 13th of the 5th month of the second year of Keio, by the respective representatives of the United States, Great Britain, France and Holland on the one hand, and Japan on the other, together with the schedules of tariff on imports and exports and the bonded warehouse regulations, both of which are attached to the said convention, shall hereby be annulled and become inoperative as between the United States and Japan under the condition expressed in Article X of this present convention; and all such provisions of the treaty of 1858, or the fifth year of Ansei signed at Yedo, as appertain to the regulations of harbors, customs and taxes, as well as the whole of the trade-regulations, which are attached to the said treaty of 1858, or the fifth year of Ansei, shall also cease to operate.

It is further understood and agreed that from the time when this present convention shall take effect, the United States will recognize the exclusive power and right of the Japanese government to adjust the customs

ところで、第10条では、日本と条約を締結するすべての国家が、第1条で即した協約ないし条約改正に同意する場合のみ、「日米関税改定約書」は効力を持つことになると規定していた。つまり、東アジアの不平等条約体制を構築したイギリスをはじめ、フランス・ロシア・ドイツ・オランダなどが条約改正に同意しない場合、米国と日本との協定は、事実上、死文化したものにほかならなかった。実際に、欧米列強は日本の関税自主権の獲得を認めなかったため、「日米関税改定約書」は事実上、廃棄されることになった。

それにもかかわらず、1878年の「日米関税改定約書」は、日本の立場からすると、条約改正の一つの段階を踏んだことで意義があり、何如璋の認識のように東アジアにおける条約体制の変化が可能であるという明るい展望を提示したのもであった。「日米関税改定約書」はこのような点で、朝鮮が欧米に対する門戸開放に踏み切る際に、その最初の国家として米国を選ぶ道案内となったのである。

3. 1882年の朝鮮の対欧米門戸開放： 相互共有を通じた不平等条約体制の克服のきっかけとして

実は、1880年の金弘集の修信使行以前においても、関税の重要性を認識した人がいた。それは、1874、5年の北京のイギリス領事であったマイヤーズ(W. F. Mayers)に、イギリスの朝鮮に対する砲艦外交(gunboat diplomacy)を建議した呉慶錫である。とくに彼は、貿易赤字による金銀輸出が起こる場合、国内財政が破綻することを警戒した。さらに、彼は通商を通して、朝鮮の富強を達成することができるかと予見した。

朝鮮は、1880年の金弘集の修信使行を起点とし、関税を中心とする近代的な通商関係を具体的に理解し始めた。金弘集は先ず、将来的に朝鮮が日本との条約改正に際して、相互不平等性が除去された「日清通商章程」を基準とすべきとの意見を提示した¹⁵。1881年、日本についての調査視察団の関種黙と李鏞永は、近代的な関税制度をはじめ、関税自主権を喪失した清国・日本における5%の輸入関税率による経済的な弊害を確認することができた¹⁶。

条約の主な内容		第三次修信使趙秉鎬が作成した条約草案(新修通商章程草案, 1881. 9)	欧米列強に提出した日本側の条約改正案(1880)	清・日本が欧米列強と締結した条約
税則	輸入関税率	船舶用 : 5% 一般商品 : 10% 奢侈品 : 25% 乳類 : 35%	薬品・鉱物・穀物など : 5% 金属品・衣服類など : 10% 天然油・紙など : 15% 家畜類・乳類 : 20% 奢侈品衣類など : 25% タバコ・酒類など : 30%	5%
	輸出関税率	5%	5%	5%

tariff and taxes and to establish regulations appertaining to foreign commerce in the open ports of Japan.”

¹⁵金弘集、1880「修信使金弘集開見事件(別單)」(송병기역 『개방과예속』 단국대학교출판부, 2000, 75頁)。

¹⁶한승훈 「朝英條約(1883. 11)과 불평등 조약체제의 재정립」 『한국사연구』 135, 2006, 225~226頁。

	税則の変更	朝鮮政府が定め、相手国 に通告する	関税自主権お回復	協定関税
--	-------	----------------------	----------	------

表2. 「新修通商章程草案」、1880年の日本の条約改正案、清国・日本で施行中である条約の比較

その結果、朝鮮は1881年、第二次修信使の趙秉鎬を通して、日本政府に朝鮮側の改正案（新修通商章程草案）を提出することができた。一方、米国との条約締結の交渉のために天津を訪れた金允植は、李東仁が欧米列強との条約を念頭に置いて作成した条約草案を李鴻章に提示したこともある¹⁷。

「新修通商章程草案」は、主な輸入品に対する関税率を10%と定めた。つまり、朝鮮は、清国・日本で施行中である5%の輸入関税率を朝鮮においては反映しないことで、清国・日本が被った貿易上の弊害を繰り返さないという意志を意志を表したのである。

1882年5月22日、朝鮮は、米国との条約をはじめ、イギリス（1882年6月6日）、ドイツ（1882年6月30日）と次々に条約を締結した。朝鮮がイギリス、ドイツと締結した条約は、事実上、「朝米修好通商条約（以下、朝米条約）」と同様なものであった。輸入関税率の規定¹⁸も同じであり、米国・イギリス・ドイツは朝鮮の関税自主権を認めた。1880年、何如璋が金弘集に示した楽観的な内容、すなわち、他の国家も「朝米条約」に基づいて条約を締結することになるという予想が当たったともいえる。朝鮮は、「日米条約」を通して、清国・日本がイギリスをはじめとする欧米列強によって強要された条約の不平等性を排除する機会を確保した。

これは、「朝米条約」を仲裁した清国においても機会になった。李鴻章は、天津で米国の全権大使シューフェルト(R. W. Shufeldt)とともに「朝米条約」の締結を仲裁していたが、その際、朝鮮の関税自主権と10%、30%の輸入関税率などを条約草案に明文化することによって、朝鮮に不平等な内容を排除しようとした。その意図については、1880年末に、何如璋が李鴻章に送った「再上李伯相論朝鮮通商書」が注目に値する¹⁹。そこで何如璋は、清国が朝鮮と欧米列強との条約締結を仲裁する場合、五つの利益を図ることができると述べた。そのうちの四番目は、領事裁判権の消滅であり、五番目は、清国が欧米列強と締結した不平等条約を改正することができることであった。つまり、清国は、自国における条約の不平等な内容を改正するための根拠として、「朝米条約」の締結を重視し、その締結過程から朝鮮に不平等な内容を排除したのである。

¹⁷現在、李東仁が作成したと言われている草案の全文は確認できていない。ただし、1880年11月に、李が提示した草案を見て、それを略した駐日イギリス代理公使ケネディー(Kennedy)の報告書、1882年2月（旧暦1881年12月）、李の草案を見た李鴻章が評した記録について、金允植が残した『陰晴史』から、その概要のみを確認することができる。Kennedy to Granville, Tôkiô, November 21, 1880(Received January 3, 1881), Very Confidential. No. 179, FO 46/258; 宋炳基「金允植李鴻章의 保定 天津會談（上）：조미조약체결(1882)을위한조청교섭」『東方學志』44, 1984, 184~185頁。

¹⁸日用品の輸入関税率を10%以下、奢侈品（タバコ・酒など）の輸入関税率を30%以下として規定。

¹⁹송병기「駐日清國公使 何如璋 의 「主持朝鮮外交議」 에대하여」『동양학』11, 1981, 228口。

4. むすびにかえて

1880年代前半、東アジアでは不平等条約体制の改正可能性が何時よりも高かった。「朝米条約」は、条約の不平等な内容を排除、あるいは改正しようとした朝鮮・清国・日本の希望が直接・間接的に反映された結果であった。しかしながら、イギリスが東アジアで施行中だった条約の内容を集約して反映した「第二次朝英修好通商条約(1883) (以下、第二次朝英条約)」を、朝鮮に対して貫徹することによって、東アジアの不平等条約体制はさらに強化されていく。

東アジアにおいて不平等条約体制が強固になる過程には、さまざまな糸口があった。壬午軍乱から始まる、朝鮮をめぐる日清間の葛藤の高調、清国の朝鮮に対する属邦化政策の強化とそれによる「朝清商民水陸貿易章程(1882)」の貫徹、朝鮮の関税自主権を否定した「朝日通商章程(1883)」の締結などがそれに当たる。

それだけではない。米国は条約の批准以前から最恵国待遇条項を根拠として、「朝米条約」を改正することを目指し、「第二次朝英条約」の均霑によりその目的を達成した。高宗と明成皇后閔氏は、朝鮮の関税自主権を否定し、主な商品に対する輸入関税率を10%から7.5%まで下げたイギリスの全権大使パークス(H. S. Parkes)の条約案を承認した。その理由は、清国の政治的な干渉を排除するためであった。つまり、各国の利害関係が複雑に絡み合いながら、朝鮮の対欧米の門戸開放の過程から出された東アジアの不平等条約体制の克服可能性は、漸次消えていくことになったのである。

だからこそ、1880年代前半、瞬く間に登場して記憶から消えてしまったこれらの事件を、「不平等条約体制の克服可能性」という観点から眺望するのは、無意味な事のように見えるかもしれない。それにもかかわらず、報告者がそれを提起した理由は、以下の通りである。物足りない内容であるが、参加者の皆さんと一緒に考えていきたい。

第一は、東アジア3国の競争と葛藤の近現代史の裏に隠された多様な様子、とくに共存と共栄の空間として東アジアを作り上げようとした努力、あるいはその端緒を見つかることができるという希望があるからである。第二は、韓国・日本・中国の歴史学者たちが、デジタル・アーカイブス(Digital Archives)を通して相互共感と疎通の記録を共有して、本日の歴史葛藤を少しずつ治癒する可能性を模索するためである。

本報告は、東アジア3国の西洋認識を明らかにする作業の一環として企画された。そのなか、不平等条約に関しては、帝国主義国家の侵略という観点が根強いであろう。そうであれば、東アジア3国のみならず、イギリスをはじめ欧米圏の多様なデジタル・アーカイブスを共有することができれば、「不平等条約」が持つ欧米の「侵略的な構図」のなかに隠れた、和解と平和に向けていた事例があるのではないかと。否、事例を見つけるのは可能であろうか。それを見つけるのを期待し、その期待感を共有するのをお願いながら、本報告をまとめた。

【発表論文3】

魔灯鏡影－18世紀から20世紀にかけての中国の マジックランタンの上映と製作と伝播－

孫青（復旦大学）

[原文は中国語、翻訳：宋剛（北京外国語大学）]

17世紀半ば、ヨーロッパでは凸レンズを用いた投影装置が誕生した。最初は「幻」や「神跡」の再現に使用され、目に見えない超越的な存在を視覚で捕捉させる役割を果たした。当時、幻灯機はその観客たちに「恐れられる燈籠 (*lanterne de peur*)」¹と呼ばれた。間もなく学者や旅芸人、職人、イエズス会の宣教師、光学者たちなどの遊動する足跡をたどって、あっという間にヨーロッパ全域に広がり、バロック時代の宣教師とマジシャンに愛用されるようになった。神の仕業に密接にかかわったためか、「マジック・ランタン (*Magic lantern*)」という名称が定着した²。「マジック・ランタン」はイエズス会の行動や海外貿易のルートで中国にも入り、宮廷と一部の教会で演じられ、面白い光学おもちゃになった³。

17世紀末、マジック・ランタンは中国伝来にともない、宗教的な意味が含まれる光学おもちゃから、西洋の科学と実証主義の精神を物語る教育道具になり、大衆伝播のメディアとしての役割を果たした。中国と西洋の交流という視点から、異なる階層や地域、社会文化におけるマジック・ランタンの役割の変化とそれに伴って生じた影響を明らかにすることは、中国における「現代性」の生成の究明に良い糸口となると思われる⁴。

¹1664年、フランス国王ルイ十四の宮廷顧問数学家 Pierre Petit がパリでマジック・ランタンショーを見学した時、この装置を「*cette lanterne de peur*」（恐れられる燈籠）と言った。その後、フランス語では「*la lanterne magique*」（マジック・ランタン）で同じ装置を指し、英語の「*magic lantern*」とはかなり類似している。それで流行ってきて、定着してきた。

²マジック・ランタンの投影術の西洋における発展は Laurent Mannoni, R. Crangle (eds. and tr.,) *The Great Art of Light and Shadow: Archeology of the Cinema*, (Exeter: 2000), pp46-73. *Magic Lantern society: New Magic Lantern Journal*, をご参照ください。また、マジック・ランタンの西洋における文化史については Koen Vermeir, *The magic of the magic lantern (1660-1700): on analogical demonstration and the visualization of the invisible*, *The British Journal for the History of Science*, Vol. 38, No. 2, (Cambridge: Cambridge University Press, 2005) pp. 127-159 を参照してください。

³石云里『おもちゃから科学へ：ヨーロッパの光学おもちゃの清朝における流通と影響』、『科学文化評論』2013年第2号。

⁴先行研究は科学史や技術史、教育史として概括的に論じられている。器物の現地化応用に関してはその具体的な歴史変遷がまだ解明されていない。17世紀から20世紀にかけて、*magic lantern* が中国の近代化における具体的な役割に関する研究は更に少ない。石云里『おもちゃから科学へ：ヨーロッパの光学おもちゃの清朝における流通と影響』、『科学文化評論』2013年第2号；姜振寰『〈中西見聞録〉と近代技術の清末での伝播』、『技術の伝承と移転』、中国科学技術出版社2012年版、p197-199；孫承晟『明清における西洋の光学知識の中国での伝播とその影響—孫云球（鏡史）研究』、『自然科学史研究』2007年第3号；余子侠、喬金霞、余文都『宣教師と近代中国電気教育の始まり』、『華中師範大学学报（人文社会科学面）』2015年第1号；沈書生『清末民初的電気教育成因探析』、『電気教育研究』2010年第11号；孫慧『幻灯から映画へ：〈申報〉初期映像広告研究（1872-1913）』、博士学位論文、南京芸術学院、2016年；Laurent Mannoni, *The Great Art of Light and*

いわゆる外部の世界から伝来した瞬間から、マジック・ランタンに「偏移」、つまり「現地化」が発生した。このような現地化は、マジック・ランタンに付けられた名称から映写時の内容まで、神の仕業から人の世の娯楽や情報伝達、知識、或いは経験主義に基づく理性的な認知への転向が見られる。中国現代教育の改革に直面する今、幻灯機は学校教育にとって重要な教具と知識の表現手段になっている。また、「幻灯講演」という教育普及と民衆を相手とした講演様式への転換は、エリート層にとって、共同体内部からより大衆的な方向へという、言説の発信者と場の重大変化を意味する。近代中国にとって、教育の工業化は「文化の一般化」に未曾有の速度と範囲をもたらしただけでなく、グローバルバージョンにおける民族の知識の新世界を作り出してきた。

1. マジック・ランタンの伝来初期の中国名

(一)「幻灯」という訳語が広がるまで

五埠頭通商（アヘン戦争後、「南京条約」に基づき五つの沿岸都市が対外貿易を許容するという不平等条約の内容、訳者注）までのマジック・ランタンの中国名を見れば、その大多数は「鏡」、「影」、「照」、「ガラス」、「字」、「画」に関係する一方、「魔」や「幻」を示す字は用いられなかった。史料での記録はほとんど 1841 年の通商条約以降のものであり、主に上海をはじめとする埠頭都市での筆記、報道、光学著作に集中して現れている。文献に現れた名称として、「放字鏡」、「鏡影灯」、「影灯」、「取影灯戲」、「射影灯」、「影戲」、「外国影戲」を含めて多数ある。このように、「鏡」や「影」のほか、「灯」も主要な名称用語になり、更に「戲」もその重要なシンボルになったのは、当時の認知では、パフォーマンスと娯楽がその主な使い道だからと推測できる。

一般的な中国語史料の他、19 世紀以降に数多く現れた二か国語辞書にも、編纂者が各地で観察し収集した言語現象を集積・総括・伝播した。これらの辞書は最初は宣教師たちによって作られたもので、西洋言語の中国語訳を列挙し、西洋人の中国語学習のためのものであった。1870 年代から、各地の教会学校や新型学堂で外国語の授業が設けられるようになり、西洋人の牧師だけでなく、邝其照など中国籍の宣教師も辞書の編纂に携わりはじめた。今度は中国語を西洋の言語に訳して、中国人の外国語学習に役立てる辞書になった。このように、上記の辞書はマジック・ランタンの中国名を考証するための重要な史料になった。

まず、華英字典について。1807 年、スコットランド宣教師マリソン (Robert Morrison, 1789-1834) がロンドン教会から中国に派遣された。1815 年から 1823 年の間、マカオで英華・華英字典、計 3 部 6 巻が出版された。これらは中国で最古の英漢字典である⁵。『マリソン字典』では、第 2 部の「鏡」と「照」の項目に「千里鏡」と「顕微鏡」が収録されたのみである⁶。その次に流行っていた華英字典として、メッドウースト (Medhurst, Walter Henry, 1796-1857) の『華英字典』(1842-1843)、サムエル・ウィリアムズ (Samuel Wells Williams, 1812-1884) の『英華分韻撮要』(1856) などがあるが、その「鏡」、「火」、「灯」、「照」、「幻」の項目には「マジック・ランタン」と関係のある言葉が収録されておらず、ただ「千里鏡」や「顕微鏡」などが多くの場合「鏡」に収録され、

Shadow; Koen Vermeir, *The magic of the magic lantern (1660-1700)*. Roberta Wue: *China in the World: On Photography, Montages, and the Magic Lantern*, *History of Photography*, 41:2, pp.171-187. ; David Wright: John Fryer and the Shanghai Polytechnic: making space for science in nineteenth-century China, *The British Journal for the History of Science*, Vol. 29, No. 1, (Cambridge: Cambridge University Press, 1996) pp. 1-16.

⁵沈国威：『近代英華華英辞典解題』、大阪、関西大学出版部 2011 年版。

⁶Robert Morrison, *A Dictionary of the Chinese Language in Three Parts. Part the Second, Chinese and English, arranged alphabetically*, Vol. I. (Macau: The Honorable East India Company's Press, 1819), p467, p. 548.

英訳が付けられた。

一方で、英華字典では状況がかなり異なる。1847年から1848年にかけて、英語宣教師メッドウー
ストは『康熙字典』に基づき、マリソン字典を参考しながら、2巻からなる『英華字典』を編纂した。
その「Magic」項目に英単語の「Magic Lantern」が収録され、「玻璃影画鏡」に訳された⁷。1872年、
アメリカ戦況しジュスタス (Doolittle, Justus, 1824-1880) の『英華萃林韵府』2巻が福州で出版
され、その「Magic」項目にも「Magic Lantern」が収録され、同じく「玻璃影画鏡」に訳された⁸。

1866年から1869年にかけて、ドイツ宣教師ロシャイド (Lobscheid, Wilhelm, 1822-1893) が編纂
した4巻からなる『英華字典』 (*English and Chinese Dictionary with the Punti and Mandarin
Pronunciation*) が香港で出版された⁹。「Magic Lantern」は「影画鏡」と訳され、さらに広東語の
発音 ying wa keng と官話の発音 ying hwa king が表記されている¹⁰。1884年、井上鉄次郎がロシャ
イドの字典を再編した際¹¹、ロシャイドの「影画鏡」と並んで、「射影鏡」という新しい漢語訳を付
け加えた。そして、井上が付けた「射影灯」は1937年の頃も日常的に使用されていた。

1908年、顔惠慶の『英華大辞典』では、「Magic, Magical」項目で「Magic Lantern」が収録され、
その中国語訳として「影戲灯、射影灯、幻戲灯」がある¹²。1913年、商務印書館出版の『英華新字典』
では、同じく「Magic, Magical」項目で「Magic Lantern」があり、その中国語訳として「射影鏡」、
「影戲灯」があった¹³。

上記の英華字典を見れば、マジック・ランタンには中国語の官話訳語があったことがわかる。そし
て、当時流行の方言英華字典には、方言の名称もいくつか収録された。1876年アメリカ宣教師モリソ
ン (William T. Morrison) が『寧波方言字語会解』 (*An Anglo-Chinese Vocabulary of the Ningpo
Dialect*) を編集し、上海美華書館 (American Presbyterian Mission Press) で出版した¹⁴。1883年、
イギリスロンドン会の宣教師マックゴワン (John Macgowan, 1835-1922) が『厦門方言英華詞典』
(*English and Chinese dictionary of the Amoy Dialect*) を編集・出版した。¹⁵

このように、史料における比較的に定着した西洋語で表されたこのレンズ投影装置は、中国語訳の
中で「幻」や「魔」などに関連付けられたことがなく、むしろ「鏡」や「灯」、「影」、「戲」とい
った現地にもともとあった事物の名称が用いられていたことがわかる。そして、ほとんど全ての英
華・華英字典で、「magic」という言葉は漢字の「幻」と対応されたにもかかわらず、このような対

⁷Walter Henry Medhurst, *English and Chinese Dictionary* (Shanghai: Printed at the Mission Press, 1847-1848), p814.

⁸Justus Doolittle, *Vocabulary and Hand-book of the Chinese Language* (英華萃林韵府) (Foochow: Rozario, Marcal and Company, 1872.), p. 295.

⁹沈国威は、本書は英単語を主として、ロシャイドが正音系統に基づいて広東方言(Punti)と官話に発音を付けて、そのアルファベット順に並べたもので、英単語に対応する中国語の言葉が一つから数個になる。アメリカの『ウェブスター辞典』から英単語を選んで、合計5万語を超える項目が収録された。その翻訳として載せられた感じが六十万余りに上る」とした。沈国威『近代英華英辞典解題』。

¹⁰Wilhelm Lobscheid, *English and Chinese Dictionary with the Punti and Mandarin Pronunciation* (Hong Kong: The Daily press office, 1866-1869).

¹¹井上哲次郎：『訂増英華字典』、東京1884年版、藤本次右衛門藏、p696。

¹²顔惠慶：『英華大辞典』 (*An English and Chinese Standard Dictionary*)、商務印書館1908年版。

¹³商務印書館編訳所：『英華新字典』 (*English and Chinese Pronouncing Condensed Dictionary*)、商務印書館1913年版、p311。

¹⁴William T. Morrison, *An Anglo-Chinese Vocabulary of the Ningpo Dialect* (『寧波方言字語集解』) (Shanghai: American Presbyterian Mission Press, 1876), p284.

¹⁵John Macgowan, *English and Chinese Dictionary of the Amoy Dialect* (Amoy: A. A. Marcal, London: TRUBNER & Co., 1883), P. 288.

訳関係は明らかに「magic」が含まれた「magic lantern」という語に応用されなかった。非常に興味深い現象である。

(二)「幻灯」の出現と流行

1891年、『申報』に「蛤洲記勝」を題とした日本関係の記事が載せられた。中では、愛知県、岐阜県、福井県の地震後、長崎の「紳商」が「幻灯会」を催して寄付金を集めた。会では中国や日本、西洋の音楽を流しながら「幻灯」を上映し、「今回の震災の惨状と古今の珍しい事」を展示したと紹介し、「幻灯」が中国の「影戲之類也」と括った¹⁶。

1899年、『申報』の日本ニュースで、「とある日に幻灯会を閩帝廟岳帝廟などで催し、本島の居住者に衛生の術を漸く解するよう欲する」として、また「幻灯とは華人が言う影戲なり」とした¹⁷。

上記の記事から、1890年代の中国語文脈で、マジック・ランタンの最も流行った名称が「影戲」で、日本のニュースを伝える時だけ、相手の用語「幻灯」を意識したことがわかる。

実際、1862年に日本で出版された『英和对訳袖珍辞典』(*A Pocket Dictionary Of The English And Japanese Language*)では、「幻灯」が英単語「Magic Lantern」の唯一の訳語として定着された¹⁸。このことから、漢字語「幻灯」が日本語の文脈でマジック・ランタンの訳語になったのは1860年代以前のことであろう。

1902年、日本の英学新志社が東京で出版した『英和双解熟語大字彙』(*A Dictionary of English Phrases with illustrative sentences*)¹⁹では、英語の「Magic Lantern」について「幻灯」と訳された。

1916年、ドイツ人ヘメリング(Hemeling, Karl Ernst Georg, 1878–1925)が『官話』で、「Lantern」の下に「Magic Lantern」と「Magic Lantern slide」を入れ、「射影灯」を新造語、「幻灯」を部定語として訳語に入れた²⁰。

このように、20世紀初期、日本から伝来した漢字語「幻灯」はだんだん中国で受け入れられた。その後、「幻灯」と「影戲」が並行して使われる時期が続いた。1927年前後、「幻灯」が完全に他の訳語を上回り、マジック・ランタンの正式な訳語として定着した。

2. 中国で「マジック・ランタン」に最初に遭遇した場面

(一)17世紀:光学おもちゃ

マジック・ランタンは17世紀にヨーロッパで誕生したのち、間もなく中国に伝来した。1671年から1672年にかけて、閩明我や南懷仁(Ferdinand Verbiest S.J.)をはじめとするイエズス会の宣教師たちがマジック・ランタンを面白い光学おもちゃとして皇帝に進呈した²¹ことがある。フランス人宣教師のド・ハルド(Jean-Baptiste du Halde, 1674–1743)がその『中華帝国全志』でイエズス会

¹⁶ 『蛤洲記勝』、『申報』、1891年12月14日、第3面。

¹⁷ 『赤嵌近事』、『申報』、1899年12月31日、第2面。

¹⁸ 『英和对訳袖珍辞典』(*A Pocket Dictionary Of The English And Japanese Language*)、文久二年(1862)江戸開板本、日本早稲田大学蔵、p475。

¹⁹ 英学新志社：『英和双解熟語大字彙』、東京、1902年版、p274。

²⁰ Karl Ernst Georg Hemeling, *English-Chinese Dictionary of the Standard Chinese Spoken Language (官話) and Handbook for Translators* (Shanghai: Statistical Department of the Inspectorate General of Customs, 1916), p766. 沈国威『近代英華華英辞典解題』を参照してください。

²¹ 南懷仁著、高華士英訳、余三樂中訳、林俊雄校：『南懷仁的〈欧洲天文学〉』(*The Astronomia Europaea of Ferdinand Verbiest S.J.*)、大象出版社2016年版、

の宣教師らが中国の皇帝に光学知識を伝授し、光学装置を見せる光景を描いた。

19世紀に入ると、蘇州や揚州、南京などの民間の催しでマジック・ランタンが広く使われるようになった。1846年、鄭復光は十年も前に「邗上」（現在の江蘇省揚州市邗江区）で「取影灯戯」を見学し、大変面白くなって光学の研究を始めたと回想している²²。また、王韜や葛元煦も上海での「影戯」見学について詳しい記録を残しているが、埠頭都市で流行っていた主要な娯楽の一つと記している。影戯の演目は西洋の鳥獣魚や人物、自然風景、泰西の名物の他に、火災、嵐など天災に巻き込まれた帆船の様子なども観客に人気である。葛元煦は「影戯」で西洋諸国の戦争の様子を見ることにも言及している。

このように、17世紀半ばから19世紀半ばにかけて、マジック・ランタンは宮廷から民間まで広がって、主に娯楽用の装置として登場した。ヨーロッパのように「幻」や「神の仕業」を見せることで人々から畏怖や敬意、或いは超越的な事物への想像を呼び起こすという役割はしていなかった。

(二)19世紀半ば以降:埠頭都市における西洋人のソーシャル活動

1842年の『南京条約』の調印で、中国対外交流の廣州時代が終わった。開港させられた五つの埠頭都市に船舶と貨物が集まり、にぎわった。遠洋から船に乗ってわたってきた西洋人の日用品の中で、マジック・ランタンがあった²³。1850年代以降、西洋人は埠頭都市で居住地を形成し、協調と管理のための機構を設置しただけでなく、民間団体を結成し社会サービスを提供した。その西洋人居住地で行われた様々なソーシャルイベントにおいて、マジック・ランタン講演とパフォーマンスが公衆の娯楽様式として大いに輝いた。

1860年代になると、寧波図書倶楽部(NingPo Book Club)はよく外国人居住地の中で夜の講座を開いていた²⁴。1868年5月に行われたシリーズ講座では、地元の事情が紹介されたが、内容は「中国の人口」や公共衛生委員会、戯曲など様々である。マジック・ランタン講演はその一つである²⁵。

1884年4月、フライヤー(John Fryer, 1839-1928)がイギリス皇室アジア協会(Asiatic Society)の上海支会で「中国人の贖罪観念」に関するマジック・ランタン講演を行って、人気を獲得した。1885年12月2日、イギリス租界の禁酒会堂(Temperance Hall)²⁶で同じ講演が実施され、同じくマジック・ランタンを使用した²⁷。

1887年4月13日、「上海文学と弁論協会(Shanghai Literary and debating society)」は禁酒会堂で講座を開き、副会長のフライヤーは自らマジック・ランタンで「中国人の歴史上における道徳観」について講演をした。講座の中、フライヤーはスライドで中国絵師が描いた絵を展示し、古人の道徳に関する中国の史話を紹介した。ところが、芸術的に評価が低かったようである²⁸。1887年4月27日、フライヤーは同じ場所で上海キリスト教青年会(YMCA)に講座をしたが、テーマは「スコット

²²鄭復光：『鏡鏡詮痴』、「序」、p1。

²³Edward Belcher, NOTES OF A VISIT OF H.M. SHIP SAMARANG, UNDER CAPT. SIR E. BELCHER, C.B., TO THE BATANES AND THE MADJICOSIMA GROUPS, in 1843-44. *The Chinese Repository (1832-1851)*, 1844. 3. 1. これらの船長のメモは1848年に単行本になってロンドンで出版された。Edward Belcher, Narrative of the voyage of H. M. S. Samarang, during the years 1843-46, (London: Benham, and Reeve, 1848)

²⁴廖樂柏著、李筱訳：『中国通商口岸一貿易と最初の条約港』、東方出版中心2010年版、p214。

²⁵NINGPO BOOK CLUB, *The North China Herald and Market Report (1867-1869)*, May 9, 1868, p. 213.

²⁶1883年の『上海行名録』では南京路18号にあるという。The North China Desk Hong List, 1883. 1, p29を参照してください。

²⁷NEWS OF SUMMARY, *The North - China Herald and Supreme Court & Consular Gazette (1870-1941)*; Dec 9, 1885, p. 646.

²⁸Shanghai Literary And Debating Society, *The North-China Herald and Supreme Court & Consular Gazette (1870-1941)*, Apr 22. 1887, p. 440.

ランド高地の旅」であった。マジック・ランタンでスコットランドの美景と観光コース、方法と名勝などを紹介した²⁹。

また、マジック・ランタンは租界における高等西洋人の社交活動で、重要な娯楽様式として活躍した。1893年6月、上海競馬倶楽部(Race Club)が喫煙音楽会(Smoking Concert)を催したが、バイオリンや歌の演目のほか、マジック・ランタンで写真を上映し、過去数年の上海での競馬活動と試合に参加した馬、騎手などを展示した。³⁰

北京でも同じ現象が現れている。1858年に調印した『天津条約』で外国公使の北京駐在を許容して以来、1870、1880年代まで各国の北京駐在大使とその家族、宣教師たちがチャリティーイベントや娯楽イベント、一般講座などの場で社交サークルを形成した。特に美以美会(Episcopal Methodist Mission)は毎年冬になると、北京で隔週ごとに講座を開いていた。

(三) 中国内陸地域の都市・農村での宣教活動

マジック・ランタンが宣教に使用されるようになったのは、19世紀に西洋宣教師たちが中国の内陸地方で行った活動に関係していると思われる。1893年、安徽省宣城で布教活動をしている牧師のジョージ・ミラー(George Miller)が中国農村布教報告をまとめた。中では、次の文句が見られる。

マジック・ランタンは農村の布教に非常に使える道具である。誤解を招いたりもするが、念入りに説明してあげたら、スライドでの布教は多くの場合、とても分かりやすい方であって、全体的に満足できる効果が期待できる³¹。

1870年12月22日、美以美会(Methodist Episcopal Mission)の年度報告でも、福州の現地宣教師助手を集めて研修させ、卒業試験とシーズンごとにテストを受けさせたと書いている³²。

1882年の北京では、教会の礼拝がマジック・ランタンを使用したパフォーマンスで周辺の住民を大勢呼び寄せることに成功した。教会もそのことで回りの中国住民と親しい関係を結び、「有用な情報」を流すこともできた³³。1886年、Rev. W. P. Sprague 牧師が遼寧省の牛庄に布教しに行った。友人の勧めで、天津や北京でのほかの宣教師らの経験を学んで、マジック・ランタンを布教活動に用いた³⁴。1886年11月26日、エドワーズ博士(Dr. Edwards)が山西省太原で行った夜間幻灯講座は、地元で影響力を持つエリートを引き寄せて、大変いい効果を得た³⁵。

1891年のイギリス宣教師イヴァンス(Edward Evans)の記録によれば、彼が山東省青州府(現在の山東省青州市益都鎮益都城)で夜間マジック・ランタン講座を開催することで地元の店のオーナーたちを引き寄せてみたが、その効果はかなり満足できるものだったという³⁶。1893年の山西省太谷県では、紳士・教員からなるエリート階層がREV. D. H. Clapp 牧師を招いて、三日連続で夜間マジック・ランタン講演をさせたという記録も残っている。最後の夜、牧師が宗教の写真ばかり展示したという。このマジック・ランタン講演はおよそ300人の観客を集めて、そのお礼に紳士たちは太谷県の教会学

²⁹Shanghai Young Men's Christian Association, *The North-China Herald and Supreme Court & Consular Gazette* (1870-1941), Apr 29, 1887, p. 472.

³⁰The Race Club Smoking Concert, *The North - China Herald and Supreme Court & Consular Gazette* (1870-1941), Jun 30, 1893, p. 951.

³¹Miller, George, "Localized Work," *The Chinese Recorder and Missionary Journal* (1868-1912), Aug 1, 1893, p. 362

³²*The North - China Herald and Supreme Court & Consular Gazette* (1870-1941), Jan 4, 1871.

³³"Outports: Peking," *The North - China Herald and Supreme Court & Consular Gazette* (1870-1941), Feb 7, 1882, p. 155.

³⁴W. P. Sprague, "Editorial And Notes And Missionary News," *The Chinese Recorder and Missionary Journal* (1868-1912), Feb 1, 1886, p. 80.

³⁵"Extracts From Letters," *The Chinese Recorder and Missionary Journal* (1868-1912); Mar 1, 1887; p. 121.

³⁶Edward Evans, "Missionary News," *The Chinese Recorder and Missionary Journal* (1868-1912); Apr 1, 1891, p. 189.

校に寄付金を寄せた³⁷。

1902年、江西省九江地方の廬山牯岭街にも教会主催の娯楽目的の幻灯講座が開かれるようになり、児童を含む民衆に向けて催された。このように、幻灯講座は既に中国の内陸地域における布教活動と民衆の引き寄せの重要な手段になった³⁸。

1897年初め、京師大学堂の総教習丁隴良 (W. A. P. MARTIN) が西洋の科学手段を介した布教活動の経験をまとめる際、科学布教活動の実践において、極めて重要なものが四つあると指摘した。そのうち一つが廉価な科学おもちゃ (toy)、例えばマジック・ランタン、グラホーン (graphophone)、光学、電気或いは蒸気設備などの活用だという³⁹。ここで、特にマジック・ランタンが中国での布教活動に広く使われた理由として、廉価と便利をあげている。

(四) 宣教師の医学教育における人間の身体構造の展示

丁隴良が言及した科学布教活動のほかに、19世紀から中国にわたってきた宣教師たちは医学による布教活動を積極的に展開してきた。医学布教活動の日常的な作業として、マジック・ランタンで人体の骨格や筋肉、内臓器官、血液循環系などの展示が一般化されてきた。イギリスのロンドン会のドージェン (John Dudgeon, 1837-1901) 宣教師がその中でも最もマジック・ランタンを使用し、而も全体的に認識を持った宣教師の一人である⁴⁰。

(五) 埠頭都市における新型学堂教育

1840年代に五つの埠頭都市が指定されて以来、これらの町で教会学校が数多く建てられてきた。1860年代に入ってから中国人が作った新型書院や学堂も設けられるようになった。中では、西洋の言語と文字、科学と文化が教えられ、マジック・ランタンも重要な教具として使用された。1848年、モリソン教育協会 (Morrison Education Society) が第十回の年次報告で、寄付者に書籍以外の教具の寄付を呼び掛けたが、中にはマジック・ランタンが含まれている⁴¹。1877年2月23日、上海格致書院の専門委員会が教具の寄付について寄付者に要請を送ることに関する会議を開き、できればロンドンに注文したいとしたが、中には機械エンジンのモデルやマジック・ランタンが含まれた⁴²。

17世紀初めごろの光学おもちゃから埠頭都市指定後の西洋人の社交生活のコンテンツまで、中国におけるマジック・ランタンの役割はその早期で、娯楽に偏っていたことがわかる。ところで、その安価で便利な性質により、また宣教師たちの足跡を追って中国の都市と農村を遍歴したことから、民衆の引き寄せに役立つとともに、教育方法に娯楽性が生まれ、期待以上の役割を果たすようになった。中国の一般人も「目で見て確かめた」ことから、自分自身の感覚的な経験に頼ることに慣れてきて、その結果、西洋の宗教を身に纏ってやってきた「科学」は経験が裏付けたため「幻」ではないという見方に至ったわけである。

³⁷ “Shansi Notes: The Late Frost An Entertainment Widespread Suffering The Yearly Balance, Our Own Correspondent,” *The North - China Herald and Supreme Court & Consular Gazette (1870-1941)*, Mar 10, 1893, p. 338.

³⁸ George A Clayton, “Correspondence: Magic Lantern Exhibitions At Kuling,” *The Chinese Recorder and Missionary Journal (1868-1912)*, Jun 1, 1903, p. 304

³⁹ Martin, W. A. P., “Western Science As Auxiliary To The Spread Of The Gospel,” *The Chinese Recorder and Missionary Journal (1868-1912)*, Mar 1, 1897, p. 111.

⁴⁰ ドージェンに関する研究は高崎『ドージェン伝：イギリス宣教師と清末の医学近代化』、復旦大学出版社2009年版。

⁴¹ “The Tenth Annual Report Of The Morrison Education Society For The Year Ending Sept. 30, 1848,” *The Chinese Repository (1832-1851)*, Jan 1, 1849, p. 3.

⁴² John Fryer, “Public Meeting: The Polytechnic,” *The North - China Herald and Supreme Court & Consular Gazette (1870-1941)*, Mar 15, 1877, p. 26.

3. 西洋の「器」と中国：製作、上映と伝播

(一) 製作

19世紀半ばから中国の内陸地域で布教活動を展開してきた宣教師にとって、マジック・ランタンはその補助的な道具になった。そこで、地元でもマジック・ランタンが作られるように、投影装置とスライドの作製方法が詳しく説明されるようになってきた。

1873年、イギリスロンドン会の宣教師ドジェン（John Dudgeon）はその『中西見聞録』の第9から第12回で挿絵入れの「鏡影灯説」を連載し、「鏡影灯」（マジック・ランタンのこと）の制作方法を詳しく説明し、サイズや材料を明記した図案も載せていた。

『万国公報』の1880年の紙面を見れば、「雑事」の欄で『鏡影灯説略』が載せられていて、中では設備の原理や投影の方法、うまく投影するためのコツまで詳しく紹介されている⁴³。ドジェンの「鏡影灯説」より簡略的で、投影原理だけ述べていた。おそらく「西洋鏡の見破り」という視聴者側の好奇心を満足する記事だったろう。それに対して、ドジェンの記事は図案のようにそのまま作ることもできるものだった。

他にも中国で活動していた西洋人がカメラでその見聞を記録するようになっていたが、彼らによって写真と撮影、現像の技術がシェアされ、素人の撮影協会まで組織され、講座やコンクールが色々催されてきた。中にはスライドの製作課程が含まれている。

1905年11月2日、J. Hervey Longhurst が在中西洋人の上海素人撮影協会で「スライド」（Lantern Slides）の製作の講座を開いたが、講座では優れたスライドの例を50枚ほど展示し、現像や処理の仕方について色々説明した。上海素人撮影協会は1913年と1914年にもこのような講座を開き、スライドの製作と使用について教授した⁴⁴。

1937年前後、中華書局は上海で「中華教育用具製造工場」を設置し、そのカタログを見れば、既に自分で射影灯（マジック・ランタン）の製造ができたことがわかる⁴⁵。

(二) 上映

上述の教会内部での天文学や動物学などの教授で、視覚による体験で宗教信仰への認知を固めることにおけるマジック・ランタンの他、19世紀の後半、上海を含む埠頭都市で生活する中国人もスライドで「搬演影戯」を演じて、寄付金の募集に使用した。

1885年、広東・広西と山東地域が災害に遭われた際、顔永京牧師は世界周遊の写真のスライドにして、格致書院のロビーで「搬演影戯」を演じて、寄付金を呼び掛けた。11月21日と23日だけで「影戯図」を80枚上映し、その内容は西洋各国の都の様子と著名都市の風景が含まれ、入場料の「洋半元」が全て被災地に寄付された⁴⁶。あまりの人気で、11月5日に追加上映が行われた⁴⁷。更に、11月28日と12月3日に二回追加され、「新戯」と言って新しいスライドを数十枚加えた⁴⁸。一回目の追加上映はやはり五角の入場料を徴収し、二回目は新しいスライドを演じ、料金が二角になったが、全部寄付金とされた。

格致書院自身もよく「影戯灯」で社会向けの無料医学や西洋の政治制度の講座を開いた。1897年

⁴³ 『鏡影灯説略』、『万国公報』第589期、1880年5月15日、p18。

⁴⁴ “Shanghai Amateur Photographic Society”, *The North - China Herald and Supreme Court & Consular Gazette (1870-1941)*, Nov 3, 1905.

⁴⁵ 『自製両用幻灯』、『申報』、1937年12月15日、第2面。

⁴⁶ 『影戯移賑』、『申報』、1885年11月19日、第4面；1885年11月23日、第1面。

⁴⁷ 『観影戯后記』、『申報』、1885年11月25日、第1面。

⁴⁸ 『重演影戯』、『申報』、1885年11月28日、第3面。『影戯翻新』、『申報』、1885年12月3日、第2面。

11月6日、影戯灯で「全体の各図を演示し、視聴に供した」⁴⁹し、1897年11月30日は艾約瑟（Joseph Edkins）を招いて「イギリス皇太后ビクトリア在位六十年中の政治を語り、影戯灯で写真などをみせ」、「各種鳥獣図」も展示した⁵⁰。1899年3月29日、ヨハン書院の教習の李思を招いて、影戯灯で「天文、事の理を講じて、視聴に供し、図を以て解説した」⁵¹。

格致書院だけでなく、虹口中西書院のような新型書院もよく影戯灯で西洋科学の「格致之理」を教授した⁵²。これらの新型書院での影戯灯講演は、内容こそ専門性のある科学知識や西洋の政治制度だが、形としては社会大衆に向けたものである。これも初期のマジック・ランタン講演の一般的な様式である。それで、専門な科学知識が少数のエリート階層だけでなく、社会の一般大衆に向けても伝播できるようになった。

1919年、1917年に創設された「Yangzepoo Social Center」（楊樹浦コミュニティセンター）は夜7時から9時まで定期的にマジック・ランタン上映会を開くようになり、上海の名の知られた演説者を招いて、多くの観客も呼び寄せた⁵³。これで、マジック・ランタンの上映会は新型学堂や教会、社会組織などにとって、講演・集会・教育の重要な手段の一つになっている。

（三）伝播

19世紀半ばから20世紀初頭にかけて、影戯灯講演が上海や北京、長沙などの都市で、大衆娯楽と教育普及の様式になってきた。スライドへの社会の需要もそれに従って増えてきた。当時のスライドメーカーと言えば、イギリスの会社がほとんどで、有名なものはGeorge Richardson&Co.、やMagic Lantern Journal Company limited.、「GEM」dry Plate Company limited.、などがある。前者がイギリスリバプールにあるディーラーで、1868年の『北華捷報』で広告を掲載したことがあって、主にマジック・ランタンやスライド（slides）を販売し、また望遠鏡や顕微鏡、蒸気機関モデルなど、科学教育の補助設備の販売も経営していた⁵⁴。後者はスライドのメーカーだが、その製品はいまだに実物が見られる。当時、マジック・ランタンとスライドとのワンセットの値段が7シリング6ペンスから22ポンドの間であった。顔永京牧師が持ち帰って、1885年にパフォーマンスに用いた世界周遊奇怪風景のスライドはおそらくイギリス製であったろう。今日も似た内容のものが見られる。影戯灯やガラススライドの販売を見れば、上海格致書室や中西大薬房などが扱っていて、イギリス製が多く、凡そ2元から2元半ぐらいであった⁵⁵。

スライドを購入するにはコストが高すぎたことから、スライドのレンタル協会を作る動きが出た。1886年8月、Brown. Frederickの『教務雑誌』への投函では、その提案が盛り込まれた。更に、スライドのテーマは科学や建築で、上映会がいつも同じスライドを使うわけにはいかないから、スライドのリストと貸し出し志願者リストを作って、スライドの交換と流通に役立てようと提案した⁵⁶。

イギリスで製作、上海など埠頭都市の薬屋と本屋で販売、或いはレンタルで流通するのが、早期のスライド伝播の主要な様式である。

⁴⁹『格致書院講論西字啓』、『申報』、1897年11月16日、第6面。

⁵⁰『艾約瑟先生講論西学啓』、『申報』、1897年11月30日、第6面。

⁵¹『格致書院演講西学啓』、『申報』、1898年3月29日、第6面。

⁵²『影戯大観』、『申報』、1902年1月29日、第3面。

⁵³“The Yangtzepoo Social Center, Djen, S. C.” *Millard's Review of the Far East (1919-1921)*, Dec 27, 1919.

⁵⁴The North China Herald and Market Report (1867-1869), Jul 11, 1868.

⁵⁵『影戯灯販売』、『申報』、1887年1月18日、第5面；『影戯灯販売』、『申報』、1889年4月16日、第5面；『新到各貨中西大薬房・影戯灯片』、『申報』、1889年9月22日、第6面。

⁵⁶Frederick Brown, *The Chinese Recorder and Missionary Journal* (1868-1912), Aug 1, 1896.

4. 劇場の中の知識

1871年、メソジスト教団が福州で布教活動を展開した時、マジック・ランタンで天文学や日食について説明した。この方法で、キリスト教は現地宗教に比べて、より経験主義的に適合し、いわばより「科学的」なイメージを獲得した。これはキリスト教に対する中国での理解に大きな影響を及ぼした。

1876年9月25日、アメリカ人が北京の灯市口会堂でマジック・ランタンショーを催し、観客を集めた。当時の同文館の総教習丁臚良が学生たちとともに見に行ったことがある。見学の結果、観客は西洋の知識系統について論理的に理解できたという⁵⁷。

スライドの内容は偉人の紹介から国体、博物院から昆虫、最終的に聖書の物語を盛り込んで、身近なものや具体的な知識の紹介から信仰のような大きな話へ帰結していく。中国人の観客たちは、スライドの一枚一枚から西洋そのものの全体のイメージを確立していった。百聞は一見に如かずと言えよう。経験が積み重なるといつか必ず知恵と観念が生まれる。自然観察を通じて西洋人の行動原理と倫理観に対する理解を深めることは、自然科学から人文科学へと、西洋に対する認識が深まったことである。

1888年の春節を祝って、温州キリスト女児学校も男児学校も休みに入った。校長のBrazierが学校に残った生徒のために、鏡影(lantern sliders)を演じた。その後、学堂で幻術が使われたうわさがあったという間に広がって、仕方なく生徒の親を集めて、スライド上映をもう一度見せた。それを見ても釈然としなかった親の反応から、校長は温州の道台や政府の職員に向けて、教会でもう一度上映会を行った。今回、上映会に参加した地元のエリート階層にたいへん満足してもらえたことから、スライド上映が一気に温州で広まり、料金徴収や寄付の募集などにも使われるほど発展した⁵⁸。このように、視覚に基づく経験的且つ実証的な見学体験は、スライドの上映を「幻術」のイメージから脱却させ、したがって、キリスト教の布教や宣教師たちが紹介した「科学」も感覚の経験で認識できる現象だという理解をもたらした。

1883年冬、丁臚良が北京のメソジスト教会(Methodist Chapel)で中国語で夜間講座を開いたが、その際もマジック・ランタンで外国の都市を展示し、その道や建築物、照明、水道などを引いて中国と比較して説明した。展示されたのはロンドンやパリ、ヴェルサイユ、ベニス、ミラン、フィレンツェ、ローマ、ナポリなどであった⁵⁹。

スライドショーは自分の目で見られないもう一つの世界を観客の前で再現した。天文現象も人体の構造も、血液の循環も、そして経験できない外国の景観も自然災害の様子も、すべて自分の目で確かめることができた。そこで生まれたのが今まで個人の感覚経験で直接獲得できずに、論理的にしか把握できなかったはずの認知である。

スライドショーはこれらの認知を劇場的な空間に引き込んで展示し、自分の目で主催者が故意に組み立てた現象を目撃させるわけである。したがって、知識の獲得方法が、直感経験に基づく認知から、抽象的な論理上の推理へと、完全に取って代わった。このような認知手段の定着につれて、感覚経験で「合理的に」判断する傾向も顕著になってきた。知識の習得においても、より感覚の経験を信頼し、経験が全く及ばない分野だけ抽象的推理を借りるようになっている。

⁵⁷ 小山居士：『観鏡影灯記』、『万国公報』第419号、1876年9月、p26。

⁵⁸ CHINESE NEW YEAR HOLIDAYS AT WENCHOW, *The North - China Herald and Supreme Court & Consular Gazette (1870-1941)*, Mar 2, 1888.

⁵⁹ "Our Own Correspondent," *The North - China Herald and Supreme Court & Consular Gazette (1870-1941)*, Mar 5, 1884, p. 253.

まとめ:中国近代知識「規訓」とエリート層の発信者における変化

マジック・ランタンは17世紀にヨーロッパで登場して以来、宣教師の活動と海外貿易に従って中国にも伝わってきた。宮廷から民間に至るまで、その初期体験は娯楽と好奇心を満たすパフォーマンスに偏っていた。19世紀初めごろになって、キリスト教・新教の宣教師が中国での布教活動を始めてから、「影戯」も娯楽や幻術の見世物から「科学布教」の重要な道具となり、西洋の科学と経験主義で超越的な教義を検証し伝播する手段となってきた。

19世紀末から20世紀のはじめにかけて、「マジック・ランタン」の使用は教育と伝播の様式を大きく変えてきた。このような変化はちょうど、知識の生産と流通、消費のグローバリゼーションの背景の下で発生したことを考えれば、なかなか興味深い現象と言える。

知識の伝播がエリート階層の内部からより広い民衆レベルに移行しただけでなく、英米諸国で誕生した近代教育技術と教室教育の方法も東アジアで推進され、知識の表現が新しい様相を呈してきた。この新しいパラダイムの主な特徴として、細分された分野において経験主義のルールと一定の台本で演示することである。

19世紀の半ば頃、埠頭都市の新型学校が盛んになり、西洋の学科知識や言語課程を開設した。新型教科書を使用した授業の他、影灯講演が重要な教育手段になってきた。教室で使用されたスライドは、その大部分がイギリスで製作され、台本(script)と教育参考書とセットで出版されていた⁶⁰。

中国の近代における知識の生産と流通に関しては、具体的な訳語や概念、テキスト、コンテンツと分類体系などが外部から輸入されただけでなく、その表現と伝授の形式も同じく西洋からわたってきたものが多い。例えば、スコットランドのチャンバー兄弟(*Robert Chambers & William Chambers*)が1835年に編集し出版した普及教育叢書(*Chambers' Educational Course*)は江南製造局が一部翻訳・紹介されたから、学校の教材と清末期の知識人が西洋を知るための重要なテキスト、さらに科挙試験と合法性論証のための「知識的資源」になってきた⁶¹。同じように、「影灯講演」が新型学堂の教育と公開講座の重要な補助的手段になったのをきっかけに、このような表現のプログラムが近代的な「知識規訓」になって、中国の「現代性」の形成を深く影響するようになった。

物のレベルから、マジック・ランタンも鏡影ももとはと言えば西洋からの輸入品である。しかし、人々がそれを使っていくうちに、機能の拡張(「放字」など)に力を入れるとともに、物の現地化も試みてきた。例えば、ドジェン、フライヤー、丁隴良、鄭復光らが中国でマジック・ランタンを作り、現地で獲れる絵具でスライドを作成し、照明の問題を解決するための方法を詳しく紹介し、論じていた。このような試みの結果、二十四孝図のような現地の内容も外来器物によって経験的に顕示される機会を得た。また、マジック・ランタンから「鏡影灯」まで、西洋器物の現地化がグローバルな知識の流動における「現地生産」の重要な一環になってきたことにも十分留意すべきである。

それと同時に、19世紀の影灯講演の流行により、知識層のエリートの集い方や発信者にも深く影響し、大きな変化をもたらした。幻灯機は一部が現地で製造できたかもしれないが、スライドはほとんどイギリスからの舶来品であった。これらのスライドは上海などで販売、レンタル、流通され、そして新型書院や教会学校、コミュニティの文化センター、知識人団体の内部などで流行し、西洋の科学や政治制度を学ぶために活躍した。更に、閉鎖した団体の中から一歩出て、公衆に向けて社会的に開放された知識の普及と社会教育、社会動員の道具になって流行ってきた。

⁶⁰T. C. Hepworth, F. C. S., *The Book of Lantern being A Practical Guide to the working of the optical (of Magic) Lantern* (London: Wyman & Sons, 1888).

⁶¹孫青、氷野歩訳：『西洋の政治経済学教本の東アジアへの旅—Chambers 編 Political Economics の東アジアでの数種類の訳本を中心に』、『文化交渉による変容の諸相』、2010年版、p279-310。

19世紀末になると、宣教師や新型書院の西洋人教習だけでなく、国内の知識階級のエリートたちも「影灯講演」に乗り出した。地方の文人は詩文の創作や共同の祭祀など一定の団体の内部での閉鎖した活動でコミュニティを維持してきたが、「演影灯」の登場はこのような活動を社会に向けて開放させた。文人の結社が社会教育の団体になってきて、その後の社会向けの演説に大きく影響している。この場合、知識人たちは書面の表現の後ろに隠れた「合法性表現」者から、教育者と演説者になってきた。こうした発言の様式の変化は必然的に一連の社会変動をもたらしている。書写の内容や方法の変化がその一つである。さらに言えば、このような変容はその後にだんだん浮き彫りになってきた文人の「士」から「埠頭知識人」の「制度的なメディア人」へとキャラクターの転換において、ますます顕在化していくと言える。

19世紀後半、「演影灯」が上海や北京、長沙など大都市の民衆娯楽様式に定着した。海外の不思議な光景や、人の世の災害、そして戦争場面を見るメディアになってきた。甲午戦争（日本史では「日清戦争」という。訳者注）と日露戦争の間、日本が戦争をテーマにしたスライドをたくさん作成し、戦況の展示と戦史の物語に使用した。そして、これらのスライドは医学教育などのルートで中日両国の国民の視野に入った⁶²。したがって、日本の漢字語「幻灯」はこれまで流行っていた「鏡影灯」や「影戯」に取って代わり、マジック・ランタンの通称として一般化した。その後も幻灯とスライドが科学教育や教育普及、基礎教育の重要な教具になり、その製作技術と上映のルールにおいては、日本とソ連に前後して影響を受け、その間の変化はより多彩で、歴史的に深い影響を残してきたが、紙幅の関係上、本論文では詳しく論じる余地がなく、今後の課題としておきたい。

⁶² 服部喜太郎編：『日清戦争大幻灯会』，東京、求光閣、1894。

【発表論文4】

18・19 世紀における女性天皇・女系天皇論

大川 真 (中央大学)

はじめに

2004年12月に当時の小泉純一郎総理大臣が設置した私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」は、翌年11月に「皇位の安定的な継承を継続するためには、女性天皇・女系¹継承への途を開くことが不可欠」という結論を答申した。それ以降、女性天皇・女系天皇に対しては常に喧しい議論が行われてきた。2019年5月には現天皇の退位と新天皇（現皇太子）の即位が行われ、次期の皇位継承に国民からの多大な関心が寄せられている。しかし皇位継承に関する基礎的な知見が不足しているために、国民の大半の意識は、旧・現の皇室典範の規定が前代までの歴史的・文化的な蓄積を直線的に反映して決定されたと考えがちである。なかんずく、皇位継承が男系の皇族男子に限られ、女系を認めないとする考え方が前近代から連続していると主張する論説は、相当数見受けられる。この男系男子主義（the Agnatic Primogeniture System）こそ日本の皇位継承の伝統だとする意見は、ゴシップを掲載する週刊誌や極右的な雑誌などにみられるのみならず、権威的な学者のなかからも早くから表明されてきた。荒木敏夫は、女系女性天皇否定論者には、男系男子主義が日本の「伝統」であり「常識」だとする考え方が共通していると指摘している。荒木が述べている通り、この「常識」に落とし穴はないか、疑ってみる必要がある²。本研究は、皇位継承をめぐる議論が非学問的な自己意見の披瀝に陥っている状況を打破するためにも、女性天皇・女系天皇論が旧・皇室典範（1889年制定）の成立前後で、どのように連続・変化していくのか、その詳細を解明していくことを目的とする。

1. 男尊女卑という「伝統」

ところで上記の問題を考察する上でまず押さえておかななくてはならないのは、旧・皇室典範（1889・明治22年成立）第一条における男系男子継承主義の成立に大きな役割を果たした井上毅の具申（「謹具意見」）、その形成に大きな影響を与えた社内の論争である³。嚶鳴社とは、元老院大書記官の守一が1878年（明治11年）に設立し、新聞記者、弁護士、開明派官吏などをメンバーとした代表的な民権結社である。討論・演説会の開催、『東京横浜毎日新聞』・『嚶鳴雑誌』の発行、地

¹ 女系天皇は、皇女から生まれた皇孫が即位して天皇となることを指し、その性別は男性、女性のどちらもあり得る。女系と女性とは別の概念であることに注意されたい。

² 荒木敏夫『可能性としての女帝—女帝と王権・国家』（青木書店、1999年）p.17。

³ なおこの論争については、多くの研究があるが、ここでは小嶋和司、小林宏、所功らの諸氏の研究をその代表として挙げたい。小嶋和司「女帝論議」（『小嶋和司憲法論集2』所収、木鐸社、1988年）。小林宏「井上毅の女帝廃止論—皇室典範第一条の成立に関して—」（梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』所収、木鐸社、1992年）。所功『近現代の「女性天皇」論』（展転社、2001年）。

方遊説などを主な活動内容とし、自由民権運動に大きな影響を与えた私擬憲法草案を作成し 1882 年（明治 15 年）の立憲改進黨結成に尽力した。「女帝を立つるの可否」と題された嚶鳴社内での論争は 1882 年 1 月 14 日に行われ、3 月 14 日から 4 月 4 日まで東京横浜毎日新聞に計 9 回掲載された。なぜこの次期に女性天皇の是非が問題になったのかと言えば、この論争が起こる前年の 1881 年（明治 14）10 月 12 日に国会開設の詔が出されたことが大きい。この勅諭では憲法制定も行われることが表明され、皇位継承をどのように規定していくのかが一部の知識人たちの関心事になったのである。また

「女帝を立つるの可否」論争では発議者島田三郎⁴が、自身が男系男子継承主義を主張し、女性天皇を認める以下の二つの立場を退けることを冒頭に述べる。なお以下の島田らの意見は大川が現代日本語に直している。

一つ目の容認論者は、我が国は古来より女性天皇が即位してきた「慣習」があり、今になって男系男子に限るとするのはこの慣習を破ると主張するもので、これは「国書に通ずる者」に多い。また第二は、現在は社会が進歩し、男女の権利が漸く同権となってきた。かつて王位や皇位を男系男子に限った他国も、憲法制定により男女が同じく継承できるようになってきている。にもかかわらず我が国だけ男系男子に限るというの 19 世紀の世界の潮流に逆行するものであり、まして我が国は古来より女性天皇が即位してきた「国風」もある。こうした主張は「洋書を解するの人」に多い⁵。

注目すべきは二点ある。一つは、西洋的な人権を理解した「洋書を解するの人」、すなわち洋学者のみならず、こうした西洋的な男女同権論とは無縁である「国書に通ずる者」、すなわち国学者たちも、女性天皇を容認したことである。もう一つは、女性天皇容認論では、洋学や国学の立場を越えて、過去に女性天皇が即位してきた⁶事実を「慣習」「国風」と考えていたことである。現在の日本が皇

⁴ 1852 年～1923 年。横浜毎日新聞主筆。のち官界に入ったが下野して 1882 年（明治 15 年）立憲改進黨の創立に参加。以後、衆議院議員。1886 年には受洗しキリスト教人道主義の立場から廃娼運動や足尾銅山鉍毒問題に取り組む。雄弁家として知られ、シーメンス事件弾劾演説は有名。

⁵ 「第一の反対は、我国古来女帝を立てるの慣習あり、今に及んで男統に限るとするは是慣習を破壊するなりと。是論者は古来の慣習を尊重するの人にして、国書に通ずる者に多かるべし。又第二の反対者は将さに言んとす、現時社会の風氣大に開け、又昔時唯武是れ尚ぶの氣運にあらざるを以て、随て体力に長ぜる男子の専權を悪むの論其勢力を逞くし、男女の權利漸やく将さに平を得んとす。古へ男統に限れるの国と雖、今は男女同じく皇位を継襲するに至れり。各国の憲法を通観するに、大抵然らざるはなきなり。是れ幽谷を出て喬木に遷れる者と云ふべきのみ。然るに我国独り之に反して憲法上皇女即位の例を立ざらんとするは十九世紀の氣運に反する者なり。況んや古来女帝立位の国風あるに於ておや。今に及で之を断んとするは、之を文明の却歩と云ざる可らずと。是類の論や、必ず洋書を解するの人に多かるべし。」（「女帝を立てるの可否」『東京横浜毎日新聞』1882 年（明治 15）3 月 14 日。『日本近代思想大系 天皇と家族』（岩波書店、1988 年）、pp. 276-277。）

⁶ 日本では 8 人 10 代の女性天皇が即位している。

①第 33 代 推古天皇（在位 592 年～628 年）

②第 35 代 皇極天皇（在位 642 年～645 年）

③第 37 代 齐明天皇（在位 655 年～661 年）※皇極天皇が重祚

④第 41 代 持統天皇（在位 690 年～697 年）

⑤第 43 代 元明天皇（在位 707 年～715 年）

⑥第 44 代 元正天皇（在位 715 年～724 年）

⑦第 46 代 孝謙天皇（在位 749 年～758 年）

⑧第 48 代 称徳天皇（在位 764 年～770 年）※孝謙上皇が重祚

室典範に定められている男系男子継承主義のみが日本の伝統であると考えたのとは大きな隔たりがあることに注意したい。明治初期の論壇で女性天皇容認論が一定の支持を得ていたのは、当時の皇室事情を考えればよく分かる。明治天皇は5人の側室との間に、5人の皇子と10人の皇女をもうけたが、このうち無事に成人できたのは皇子1人で、皇女4人である。1879年（明治12年）に生まれた明宮嘉仁（はるのみやよしひと）親王は後の大正天皇となるが、親王が誕生時には他の皇子・皇女は死産、夭折していて兄弟・姉妹はおらず、また親王も病弱で、皇統が持続できるか非常に危惧された。こうした状況もあって、女性・女系天皇の容認論は一定の支持を得ていたと考えられる。

さて嚶鳴社内の論争「女帝を立つるの可否」では、島田による上記の発議のもとで、計16名（うち意見が記録されているものは8名）の間で賛否の議論が繰り広げられたが、論点の中心は、皇婿の問題、もう一つは男尊女卑の習慣との整合性であった。皇婿をめぐる議論では、サリカ法⁷を採るイギリスでさえも皇婿を入れて王家を維持してきたことから可とする竜⁸の意見、一方、皇婿による政治支配を恐れ不可とする草間⁹らの意見、また即位した歴代の女性天皇において皇婿をむかえた例は無く、歴代女性天皇はすべて摂位であったとする島田三郎の意見等が激しくぶつかり合った。本発表で注目したいのは、後者の論点、すなわち男尊女卑の慣習との整合性である。男系男子継承主義者の島田は、以下のように述べている。

あるいはこういう意見があろう。「道理から考えて、男女にはもともと尊卑はない。皇妃は臣下から選ばれ天皇に配されるのであるから、皇婿も臣下から選ばれるのは何も不都合なことはない。」と。しかし私はこの意見には同意できない。どうしてか。政治は「時勢人情」（時代の趨勢や民衆の実情）を基本としなければならない。我が国の現状では、男を尊とし女の上に位置づける。いま仮に皇婿を立てて、憲法上、女帝をもっとも尊い位にした場合、国全体の実情は、制度によって一朝に変わることはできないために、女性天皇の上位にさらに尊位を占める人（大川注、皇婿を指す）がいるとの想念を抱くのは、日本の国民にとって免れ得ないところであろう。したがって結果的に天皇の尊厳を損傷することになってしまうのである¹⁰。

⑨第109代 明正天皇（在位1629年～1643年）

⑩第117代 後桜町天皇（在位1762年～1770年）

なお、中国では、武則天（690年～705年）。朝鮮半島では新羅で、善徳王（在位632年～647年）、真徳王（在位647年～654年）、真聖王（在位887年～897年）の女性皇帝、女王が即位している。

⁷ Lex Salica。本来はフランク王国の法典を指すが、当時の日本では女王および女系の王の即位を禁じたフランク王国の王位継承法を特に指す。

⁸ 1848年～1920年。中村正直の小石川同人社に入り自由思想を学ぶ。嚶鳴社社員を経て、1915年に立憲改進黨成立とともに入党して以降は、同党系の政治家として活躍した。94年衆議院議員となり、松方・大隈内閣期に農商務省鉱山局長、大隈・板垣内閣期に東京府知事を務めた。実業界においては秀英社監査役、愛国生命保険会社重役、日本キネトホン社長を務めた。

⁹ 1853年～1932年。安井息軒・中村敬宇に学ぶ。75年に愛媛県松山英学校（松山中学校の前身）校長となり、西洋式教育法の実践を行い、また『愛媛新聞』で民権思想を広め、愛媛県における自由主義教育の普及・向上と民権運動の発展に大きな功績を残した。嚶鳴社の活動を終えてからは、官吏に転じ、大阪郵便電信局長、航路標識管理所长、通信省航路標識管理所长などを歴任する。

¹⁰ 「或は云ん、理に因て推すに、男女固と尊卑の別なし、皇妃は人臣にして至尊に配す、皇婿人臣より出る、固より不可なることなしと。余は此説に同意する能はざるなり。何ぞや、政治は時勢人情を以て之が基本とせざる可らず。我国の現状、男を以て尊しとなし、之を女子の上に位せり。今皇婿を立て、憲法上女帝を第一尊位に置くも、通国の人情は制度を以て之を一朝に変わる能はざる者なるが故に、女帝の上に一の尊位を占める人あるが如き想を為すは、日本国人の得て免るゝ能はざる所なるべし。豈皇帝の尊厳を損ずることなきを得んや。」（「女帝を立るの可否」『東京横浜毎日新聞』1882年（明治15）3

島田の議論で注目されるのは、日本人に染みつけた男尊女卑という慣習を、男女同権の「道理」（人権）や法律制度より根本的なものとして優先していることである。「女帝を立てるの可否」論争を精緻に読み解くと、女性天皇、女系天皇の即位をめぐる制度上の議論というより、根本的には、この男尊女卑という慣習をどう捉えるのかということが力点であったことが分かる。さらに言えば、慣習・人権・法律の関係を論者がどのように考えるかが焦点となったのであった。

島田に正面から激しい批判を加えたのが、肥塚竜であった。

また論者は、「男子を尊ぶのは日本では祖先から行われている慣習であって、慣習であればこそ廃止できない」と言う。これは保存すべき慣習と廃止すべき習慣を区別していない論である。考えてみ給え。慣習の力がもっとも強い国はイギリスである。しかしそのイギリスでさえも善悪利害を考慮することなく、慣習であればことごとく残せとは言わない。ある学者の言に「慣習はなるべく残した方がよい。ただし良くない慣習は廃止しないとイケない。」とある。このように考える理由は、慣習を重んずるかどうかの基準は、それが新しいか古いかではなく、そのことが人々にどのような利害をもたらすかである。ただ古いものを尊ぶのは骨董家である。論者よ、骨董家となる勿かれ¹¹。

男尊女卑は日本の慣習となっているので重視すべきだという島田の議論に対して、肥塚は慣習は大事であるが、それを残すべきかどうかを考えなければならず、男尊女卑を墨守することの不当性を訴える。慣習を重んじながら意識的な取捨を怠らないという、イギリスの保守思想家エドモンド・バークを彷彿させる口ぶりを肥塚は見せる。女帝容認論者である肥塚と否定論者である島田の決別点は、まさに、男尊女卑という慣習に対する向き合い方であった。しかしながら上記の文章でも見られるとおり、肥塚は慣習そのものを廃止し、人権や法律を一方向的に重視する知識人ではなかった。

法律はいつでも平らかな土地に立てられるようなものではない。試しに見よ。アメリカ合衆国は法律制度を立てる際に、慣習に妨げられるのがもっとも少ない国である。しかしそんな米国でも法律を立てる時に慣習が障害となったことがあった。わが日本や英国は、もっとも習慣に苦しめられる国である。立法者は法律を立てる際には、慣習の実態を観察し、その国の風土や実情に応じて法律を立てなくてはならない。私たちが「日本に女帝を立てる制度を廃止してはならない」と言ったのは、男女同権を立てようというわけではない。日本は男性を尊ぶ慣習があるために、継承の順位で男女をどちらを先にするかと言えば、私は、男性を優先して女性を後にする。しかし女性は三人いようが五人いようが、決して皇位を与えるべきではないという意見に対しては、断固として拒絶する。日本では男尊の慣習があると同時に、女帝を立てる慣習があるからである¹²。

月14日。『日本近代思想大系 天皇と家族』（岩波書店、1988年）、p.279。）

¹¹ 「又論者は、男子を尊ぶは日本先祖以来の旧慣也、旧慣なれば廃す可からずと云ふ。是れ亦存す可き旧慣と、廃すべき旧慣との別を為さざる論者なり。論者よ、旧慣力の強きは、英国を以て最となす。而して英国は善悪利害の撰びなく、旧慣なれば悉く之を保存すべしと云はず。学士の言に曰く、旧慣は成る可く保存すべし、併し不正の旧慣は之を廃せざる可からずと。是れ其所以は、旧慣を重んずる目安は新古に依て立つにあらず、利害に依つて立つ者なればなり。旧きを尚ぶは骨董家能く之を言ふ。論者幸に骨董論者と化する勿れ。」（「女帝を立てるの可否」『東京横浜毎日新聞』1882年（明治15）3月23日。『日本近代思想大系 天皇と家族』（岩波書店、1988年）、p.287。）

¹² 「法律豈に常に地平の上に立つるを得る者ならんや。試に見よ、米合衆国は法律制度を立つるに旧慣旧習の為に妨げらるゝ、最も少きものなり。然るも尚ほ米国祖先が法律を立つる時、多少旧慣旧習の凹凸に妨げられし事あり。我日本の如き、

democracy の訳語に「民主主義」を最初にあて¹³、骨太の自由主義者として知られた肥塚であるが、立法が国民の慣習と無縁ではなく、継承順位では男尊女卑が影響するのもやむを得ないと考えた。また女帝容認論も、男女同権の人権感覚ではなく、日本では、古来より少数ではあるが、女性天皇が即位した慣習を根拠としていると述べる。女帝の可否をめぐる島田、肥塚の両者の論争は、前近代的—近代的、守旧—革新、といった対立では全くない。両者ともに、男女同権が世界的な潮流になっていることを理解する一方、男尊女卑が日本の慣習となってきたことを重視する。そして道理より慣習を優先させる点でも一致する。両者の違いは、神武天皇から明治天皇までの122代の天皇のうち、10代の女性天皇が即位した事実に対する解釈に由る。10/122はあくまで例外であり、次の男性天皇が即位するまでの「摂位」すなわち中継ぎと考えるか、それとも、文化的に近い中国や朝鮮半島の王朝と比べても多い10/122は「慣習」と見なすか。言い換えれば、男尊女卑という「伝統」のなかで、女帝即位をも「伝統」として見なすべきかどうかということが論争の中核に存していた。

2. 国学者からの意見

1章で述べたように1889年に制定された旧皇室典範第一条における男系男子継承主義には、井上毅の具申、さらにこの具申に理論的根拠を与えた嚶鳴社・島田らの主張が、その成立に大きな影響を与えたのであった。しかし旧皇室典範成立までは様々な可能性が輻輳していた。旧皇室典範は、まず1876(明治9)年の第1次案、1878(明治11)年の第2次案、そして1885—6(明治18—9)年の第三次案が存在していた。その第三次案では、以下のように皇位継承が定められていた(関連条文のみ)。

第一条 今上天皇の子孫を帝位継承の正統とす。

第二条 帝位を継承する者は、嫡長を以て正とす。もし太子在らざるときは、太子男統の裔嗣ぐ。太子男統の裔在らざるときは、太子の弟もしくはその男統の裔嗣ぐ。嫡出男統の裔渾て在らざるときは、庶出の子及びその男統の裔、親疎の序に由り入りて嗣ぐ。

第三条 上の定むる所に依り而して猶未だ帝位を継承する者を得ざるときは、皇族親疎の序に由り入りて大位を嗣ぐ。もし止むことを得ざるときは、女統入りて嗣ぐことを得。

男系男子継承主義に基づく規定であることは疑うべくもないが、注目すべきは、男系の継承候補者が存在しない場合には、女系での皇位継承を認めていることである。また伊藤博文の主導で1884(明治17)年に設置された制度取調局が提出した草案「皇室制規」では、やはり男系男子継承主義を基調

英国の如き、最も旧慣の凹凸に苦しめらるゝ者なり。世の立法者たる者は法律を立つるの際、能く習慣の如何を顧み、其国の風土人情に依りて法律を立てざるべからず。我々が日本に女帝を立つるの制を廢すべからずと云ふは、男女の間に同等の権を立んと云ふにあらず、則ち日本は男子を尊ぶの風習あるが故に、継統の順序男女孰れを先にすと云はゞ、我は男を先きにして女を後にすべしと云はん。然れども女子は三人あれ五人あれ、決して九五の位を与ふべからずと云ふに至つては、断然之を拒まざるべからず。他なし、日本には男子を尊ぶの風習あると同時に、女帝を立つるの風習もあればなり。」(「女帝を立るの可否」『東京横浜毎日新聞』1882年(明治15)3月29日。『日本近代思想大系 天皇と家族』(岩波書店、1988年)、p.294。)

¹³民主主義という訳語の定着、またそもそも民主主義という訳語が適切であるかについて 野口忠彦の一連の研究が有益である。同「民主主義」は適訳か—「デモクラシー」訳語考序説 (1)～(4) (拓殖大学政治経済研究所編『政治・経済・法律研究』12(1)(2)、13(1)(2)。2009～2011年)。同「訳語「民主主義」使用の一般化」(『政治・経済・法律研究』16(1)、2013年)。

としながらも、以下のように第一条で女系天皇を認め、さらに第六条では女性天皇の即位も盛り込んでいた（関連条文のみ）。

第一 皇位は男系を以て継承するものとす。若し皇族中、男系絶ゆるときは、皇族中、女系を以て継承す。男女系、各々嫡を先にし庶を後にし、嫡庶各々長幼の序に従ふべし。

第三 皇位を継承すべき皇子若し薨去のときは皇孫に伝ふべし。

第四 皇位を継承すべき皇子孫なきときは、皇兄弟及び其子孫に伝ふべし。

第五 皇兄弟及び其子孫なきときは皇伯叔父及其子孫に伝え、皇伯叔父及其子孫なきときは皇太伯叔父以上及素子孫に伝ふべし。

第六 皇族中男系尽く絶ゆるときは皇女に伝へ、皇女なきときは他の皇族中に伝ふること第三第四第五條の例に拠るべし。

第七 皇女若くは皇統の女系にして皇位継承のときは、其の皇子に伝へ、若し皇子なきときは、其の皇女に伝ふ。皇女なきときは、皇族中、他の女系に伝ふること第三第四第五條の例に拠るべし。

第十三 女帝の夫は、皇胤にして臣籍に入りたる者の内、皇統に近き者を迎ふべし。

以上をふまえると、旧皇室典範成立に至る政府側の草稿では、男系男子継承主義を基本としながら女系天皇や女性天皇の即位を認める見解が存在していたといえよう。そしてこの時期の草案作成で重要な役割を担っていたのが国憲編纂掛である。なかでも国学グループの働きは大きく、この中心にいたのが横山（1826～79）であった。横山由清については藤田大誠の労作¹⁴があり、以下の記述も藤田の研究に多くを依拠することを断っておきたい。藤田の研究を参照しつつ、若干の私見を加えるつもりである。

横山由清は、和学を本間游清・伊能、和歌を女流歌人で義母の横山桂子および井上文雄に学んだ。和学講義所教授となったが、維新後に明治新政府に召されて、昌平学校史料編修、大学中助教となり、さらに制度局御用掛書箋編輯として法律制度の整備につとめた。このうち法律編纂に関わる経歴を藤田の研究により詳しく述べると、横山は、元老院が設置されて翌月の1875（明治8）年5月24日は同院の「編集掛」、6月17日には「旧典類纂掛兼務」、また7月24日には「編修課課長」となっている。なお「調査課」には、「内国部」からスタートし国学者を中心として日本の古典考証にあたった「編集掛」と、「外国部」からスタートして都市市民権派を中心に欧米各国憲法の翻訳作業にあたった「調査掛」・「翻訳掛」の二系統があった。なお後者には後に嚶鳴社に関わる者が多く、島田三郎も翻訳掛の大書記生であった。一方は前近代までの日本の伝統的学問である国学、もう一方は近代的な西洋学問にバックボーンがあることは覚えおいてほしい。

さて男系男子継承主義を基本としながら女系天皇や女性天皇をも容認する草稿が存在していたことを前述した。こうした草稿作成には、サリカ法典を相続慣習としながら女王が即位したイギリスやスペインなどの事例を知っていた「外国部」系の洋学グループの関与が考えられる。しかし、島田三郎が述べたように、女帝容認論者には、「国書に通ずる者」すなわち国学者たちもいたことを忘れてはなるまい。しかしてこの代表格が、「内国部」系の横山由清であったと推測される。横山には、おそらくこの国憲編纂掛時代に書かれたと思われる、「継嗣考¹⁵」という文書が藤田によって発見された。

¹⁴ 藤田大誠『近代国学の研究』（弘文堂、2007年）。

¹⁵ 萩野由之『和葦雑編』一（東京大学附属総合図書館所蔵）の冒頭にある。横山の自筆稿本ではないが、萩野由之が横山の同文書を書写したものと考えられる。なお横山の関係資料はほとんど関東大震災で消失しており、同文書の原本も所在不明である。

この全文の翻刻は藤田の著作に掲載されているが¹⁶、男系男子継承主義を基本としながらも「継嗣ハ男統ヲ以テシテ女統ヲ後ニス」、「若シ男統ノ継嗣タルベキ者絶エテ無キ時ハ女子ヲ以テ大統ヲ継嗣セシメルヲ得ズ。然ル時ハ其女帝ノ配偶者ヲ設ケテ以テ其血統ヲ保続セシムベシ」と、女系天皇、女性天皇の即位を容認していることが注目される。島田が批判対象とした、女系女性容認論の国学者とは、具体的には横山を指している可能性が高い。なお想像をたくまして言えば、島田三郎にとって横山由清は同じ調査課内の別グループのリーダーにあたり、男系男子継承主義のみを主張する自身にとっては、古典考証の成果に基づく女系女性容認論者であった横山が厄介な存在では無かつたらうかと推測する。

3. 近世との不連続

旧皇室典範の成立に中心的な役割を果たし、現在にまで続く皇位継の男系男子主義を規定した井上毅であるが、彼は自説の論拠として、嚶鳴社の島田三郎、沼間守一らだけではなく、国学者・小中村¹⁷の意見も参考にしていた。女系女性天皇の可否については、洋学系のグループだけではなく、国学グループも意見は一枚岩ではなかったのである。1885（明治18）年に小中村が書いた「女帝考」を井上は熟読し、井上所蔵（梧陰文庫所蔵）の「女帝考」には、以下の井上による書き込みがあったことが小林宏の論文¹⁸で指摘されている。

第三章 皇統

第九条 皇位ヲ継承スルハ男系ノ男子ニ限ル

此条ノ疎證には、又清矩の著ハせる女帝考を以て尤も適当とす。

これを見れば、小中村の「女帝考」は男系男子主義を主張した文書かと思うかもしれない。しかし「女帝考」は、直接的に男系男子主義を謳ったものではなく、推古天皇から後桜町天皇までの8人10代の女性天皇、さらに即位はしなかったが「女帝」だとされてきた「神功皇后」、「飯豊天皇」（飯豊青皇女）らの推古天皇以前の女帝2名、あわせて計10名に対して、事績と小中村による評が書かれているに過ぎない。しかしながら歴代の「女帝」たちの即位は、政治情勢等によるあくまで例外的なものであって、また次期天皇が即位するまでの中継ぎであったとする小中村の分析は、歴代の女性天皇の即位は、慣習ではなく「摂位」であったと見なすべきだとする井上の持論に根拠を与えるものであった。

小林論文では、井上が日本の伝統法とヨーロッパ法との間で共通項を探り、それを論理的に結合し、日本の伝統法の継受という名のもとで立法化したと述べられている¹⁹。もちろん井上が何の予断なく、帰納法的手続きによって共通性を見いだしていったとは考えにくいことである。皇室法の成文化において、男系男子主義は、当初から井上にとっては最も欠くべからざる原理であり、男系男子主義を前提に、日本の皇室や海外の王朝の歴史や法律のなかにその根拠を見いだしていったのが実情であろう。言い換えれば、男系男子による皇位継承を「伝統」とする際に、それまでの多様な古い「伝統」は再編され加工されていくのである。しかしこれは法務官僚であった井上に限ることであったのか。私は

¹⁶ 前掲藤田著、pp. 330-331。

¹⁷ 1821年～95年。本居内遠らに国学を学び、和歌山藩にて古学館教授を務めた。維新後は太政官に出仕し、大学中助教、内務省社寺局御用掛、東京大学教授などを歴任し、『古事類苑』の編集にも関与した。93年には貴族院議員となる。

¹⁸ 前掲論文。

¹⁹ 前掲論文、p. 391。

そうではなく、井上の主張に根拠を提供した国学者・小中村も同様であったと考える。結論から先取りして言えば、小中村「女帝考」には水戸学者・安積澹泊の『大日本史賛藪』が引かれているが、『賛藪』でのオリジナルの文章をかなり取捨選択して小中村は引用し、澹泊が言わんとした内容と相当にズレが生じているのである。このことは従来の研究で全く言及されてこなかった点である。以下具体的に論述するが、安積澹泊『大日本史賛藪』についてはすでに旧稿²⁰で詳しく述べているので、ここでは「女帝考」の関連部分に的を絞って論じていく。

水戸学が編纂した『大日本史』では、神功皇后を本紀（天皇の伝記）ではなく后妃伝に入れたことが有名であるが、従来はその理由を女性天皇の軽視だと考える趣きが強かった。しかしこれは大きな間違いである。それではなぜ神功皇后は本紀から外されたのか。澹泊は以下のように論じた。仲哀天皇崩御の後、応神天皇が四歳で皇太子となった四歳から即位前の七十歳まで皇太子となっていた期間は、たとえ神功皇后による治世が天皇としての体裁を実際には有していたとしても、本来は応神天皇がただちに即位すべきであり、神功皇后の称制を「摂政」とした舎人親王の記述は正鵠を射ている²¹。すなわち、神功皇后の称制問題は、皇位継承に於いてしかるべき皇太子がいるにもかかわらず、神功皇后がいつまでも権力に固執したことに対する批判であって、女性蔑視によって神功皇后の治世は「摂位」としてみなされたと決めつけることはできないのである。

それでは皇統における「正統」とはどのような基準で決められるのか。

澹泊は、『春秋公羊伝』隠元元年「立適以長不以賢、立子以貴不以長」という記事を根拠に、嫡子は適夫人（正妻）の子から賢不肖を問わず年長者を選び、それ以外の側室の子や姪の子の間の序列は年長少ではなく賢不肖で決まり、正妻に子があれば、どんなに優秀でも庶子は儲嗣たり得ないと考えた²²。澹泊の正統論も、世界の相統継承で一般的ないわゆる嫡長男継長制を基調としていたことを指摘したい。しかしだからといって、旧現の皇室典範のように男系男子の継承のみ認めるという考え方は採らず、澹泊は女性天皇であろうと政治的実績が優れていればその即位を正当に認める視座を有していた。「凡そ元明・元正の二帝は、内行端潔、至誠惻怛、和煦、物に及び、恭儉仁恕、天性より出づ。既に富み既に庶く、四海又安にして、用は能く邕隆の治を致す。之を女中の堯・舜と謂ふと雖も可なり。後の人主、能く二帝の憂勤の心を体すれば、則ち（天照大神のこと一大川注）の、宇宙に照臨せるの徳、万世に互りて虧くること無からん。」²³と元明・元正の両女帝に対して最大級の頌辞

²⁰ 拙稿「安積澹泊『大日本史賛藪』について」（『季刊日本思想史』81号、ペリカン社、2014年）。

²¹ 「仲哀、不庭を征伐し、中道に崩殂す。皇后、其の威武を奮ひて、大いに六師に誓ひ、訊を執り醜を獲て、妖氛を掃蕩し、卒に能く兵を移して、三韓を平定し、不世の勲を建つ。剛明・雄毅、古今に傑出す。諡して神功と曰ふも、溢美ならず。仲哀の崩ずるに方りて、皇后身もる有り。凱旋の日、皇子を筑紫に誕む。四歳を踰えて、策して皇太子と為し、遂に大宝を擁する事七十年なり。舎人親王、日本書紀を修し、皇后の称制を書して摂政と曰ふ。此れ特筆なり。後人、史を読み、其の義を釋ねず。徒だ其の跡のみを見て、真に即くと為し、以て皇統の世次に列するは、亦た已だ過てり。然れども、応神の降誕は、仲哀の崩後に在り。是れ宜しく立てて天子と為すべき者なるに、皇太子と為せしは、果して何の名ぞや。之をして柩の前に冊立せしむれば、則ち固より仲哀の儲式なり。崩じて四歳を踰えて冊立するは、是れ誰の儲式なるか。天下、一日も主無かるべからず。天子を立てずして太子を立つるは、名を正し実を覈ぶれば、則ち之を、真に即くに非ずと謂ふべからず。」（仲哀の氣長足姫皇后伝賛（後世神功皇后と諡す）、巻七四。『日本思想大系 近世史論集』（岩波書店、1974年）、p. 74

²² 「適を立つるに、長を以てし賢を以てせず。子を立つるに、貴を以てして長を以てせず。古の道なり。蓋し諸母皆同埒なれば、則ち母、子を以て貴し。嫡母の生む所は、則ち子、母を以て貴し。義並び行はれて相悖らず。故に正嫡に子有れば、則ち庶子長たりと難も、立つことを得ざるは、亦た甚だ明らかなり。」（文徳の皇子惟喬親王伝賛、巻九十一。『日本思想大系 近世史論集』（岩波書店、1974年）、pp. 95-96。）

なお「立子以貴不以長」の「子」の解釈については、何休『春秋公羊経伝解詁』に依った。なお『春秋公羊経伝解詁』の現代語訳は岩本賢司『春秋公羊伝何休解詁』（汲古書院、一九九三年）を参照。

²³ 『日本思想大系 近世史論集』（岩波書店、1974年）、pp. 33~34。

を惜しまない。

小中村も『贊藪』での元明天皇の贊（評）を全文に近い形で引用しつつ「此の論にて義を尽くせれば、また贅せず。」と同意を示している。『贊藪』の元明天皇贊²⁴とは以下のような主旨である。すなわち、元明天皇が即位した理由は、皇太子であった首親王（後の聖武天皇）が幼少であり、君主は民衆を養い治めるものであり、幼少の君ではその務めが果たされないと考え即位したものであって、権勢を自己のものにするというような私心は全く無く、天理の公に基づいたものである、と。こうした点から見れば、小中村の「女帝考」も前代からの女帝論から引き継いだ部分があることは確かであるが、しかしあくまで統治の実績（特に民政が優れていた）に基づき、「後の人主、能く二帝の憂勤の心を体すれば、則ち大日靈貴の、宇宙に照臨せるの徳、万世に亙りて虧くること無からん。」と、元明・元正両天皇に最も高い評価を送った澹泊の見解は継承されなかった。すなわち小中村一井上のラインでは、女性天皇はあくまで次期の男性天皇が即位するまでの「節位」としての役割が強調され、その政治実績が評価の対象とされる前代までの思想的な流れとは断絶しているのである。

おわりに

特に女性天皇の即位の是非に関して言えば、女性蔑視からそれを論じる者も多く見られる。かつて法学者・横田耕一が女性天皇即位を否定する議論を類型化した際に、男系男子主義を「伝統」とする論のみならず、女性の公事担当能力が男性より劣るとする差別的な論があることも指摘した²⁵。また右派知識人からは、孝謙（称徳）天皇が道鏡を寵愛したことを過剰に強調して、女性天皇否認論を声高に叫ぶ声が上がっている。原武史が指摘している通り²⁶、孝謙天皇と道鏡のみならず、中国でも武則天と薛懐義のように、女性の政治トップによるセックス・スキャンダル（事実とは大いに異なる）をことさらに好み、またそれが女性の社会・政治進出に対して負のイメージを与え続けてきた歴史が東アジア世界には確かに存在している。しかし「北方有佳人、絶世而独立、一顧傾人城、再顧傾人国」（『漢書』孝武李夫人）というように、麗人にうつつを抜かして職務を放棄してしまうのは、圧倒的に男性が多かったのが史実である。「牝鶏之晨、惟家之索。（めんどりが鳴くときは、家が滅びる）」（『尚書』牧誓）という負の遺産は次世代には継承させるべきではなく、男女参画、ダイバーシティが、当たり前の社会規範となっている今、「男尊女卑」という未だ滅亡していない負の「伝統」（悪習）からきっぱりと縁を断ち切って、現在の社会規範を参照にしつつ、未来にわたっても適用可能な皇位継承のルールを作る必要があるだろう。

²⁴ 「贊に曰く、文武崩ずるに臨みて、聖武尚ほ幼なり。天下、一日も君無かる可からず。故に、元明に万機を撰行せんことを請ふ。和銅の末に至り、聖武立ちて皇太子となる。年既に長じ、宜しく天位を伝ふべし。而るに詔旨に謂ふ、「年齢幼穉にして、未だ大業を負荷するに堪へず」と。ち位を元正に禪り、皇太子、庶政を親らするにびて、然る後元正之に伝ふ。皆、天理の公より出でて、一毫の私有るに非ず。其の意以為らく、「君は民の司牧なり、豈幼弱の主をして、其の職にましむ可けんや」と。其の、天下を公とするの心、諸を鬼神に質して疑ひ無し。故に能く雍熙の化を致すこと、推古・持統の治に度越す。上の、仁もてし義もて摩く所以と、下の、家ごとに給し戸ごとに足る所以とは、凡そ人主に在りて、皆能くし難き所なり。而して母儀の徳、君臨の業は、美なりと謂ふ可し。」（元明天皇紀の贊、卷一四。『日本思想大系 近世史論集』（岩波書店、1974年）、pp. 32-33）。

²⁵ 横田耕一「皇室典範」（『法律時報』48-4、日本評論社）。

²⁶ 原武史『〈女帝〉の日本史』（NHK出版新書、2017年）。

【発表論文5】

日本民法の形成と植民地朝鮮での適用 — 制令第7号「朝鮮民事令」を中心に —

南 基玄 (成均館大学)

[原文は韓国語、翻訳：趙 秀一 (東国大学)]

はじめに

本発表は、1896年(明治29)法律第89号によって定められた日本の民法と、のちに施行された民事に係わる法律が植民地朝鮮において適用される様相を検討することを目的とする。これはその後日本と植民地朝鮮との間で形成された「法的構造」の形態を考察するための土台となるものでもある。

明治政府はフランスの法学者・ボアソナード(Gustave Émile Boissonade)を招聘し、1888年(明治21)民法典を編纂した。しかし、その施行は延期となり、梅謙次郎などの主導のもと新しい民法典が作られた。1896年に総則・物権・債権の事項が、1898年には親族、相続の事項が公布され、1899年7月16日よりすべて施行されたのである。「民事訴訟法」と「商法」は1899年より事実上施行された。そうした日本の民事に係わる法律は1910年8月、大韓帝国が日本に併合された後、植民地朝鮮においても適用されたのである。

日本で作られた民事に係わる法律の植民地朝鮮における適用は、朝鮮総督が発表した制令である「朝鮮民事令」に規定された。「朝鮮民事令」は、民事に係わる日本の法律を「依用」という条項とともに、日本とは違う「特例条項」を併記している。「朝鮮民事令」は、19世紀に作られた日本の法律を植民地朝鮮に適用させる根拠になると同時に、日本とは違う植民地朝鮮の状況を反映した法令であった。本稿では、日本の帝国議会において議論された朝鮮総督の立法権限、「朝鮮民事令」の制定過程と構成、「朝鮮民事令」が規定している日本の民法と「特例条項」との関係について考察を試みたい。

1. 日本の帝国議会において議論された朝鮮総督の委任立法権限「制令権」

1910年5月30日、陸軍大臣寺内正毅が韓国統監に任命されると、日本の「韓国併合」計画が具体化していった。寺内は統監として赴任する前、内閣の同意のもと秘密裡に「併合準備委員会」を組織し、「併合実行計画案」の作成を指示した。その委員会の活動期間は6月末から7月7日までであり、そこで作成された「併合実行計画案」は日本の内閣に承認された。

「併合準備委員会」では、部分ごとに検討事項を決め、全22項目の「併合実行方法細目」が編まれた。「併合準備委員会」において最も合意が得られなかったのは、朝鮮半島で日本の憲法を施行すべきかどうかをめぐる問題であった。当時、日本国内では日本の憲法を施行すべきではないという主張が一般的であった。しかし、日本の憲法が施行されないということは、日本の「韓国併合」に關す

る構想に矛盾が生じてしまうことを意味する¹。

日本政府は、内外に対して大韓帝国との併合は「両国の合意によるもの」であることを強調した。その見解に則って言うならば、大韓帝国は日本の新しい領土に編入され、韓国人は日本人と同一の法的地位をもつ日本人として見做されることを意味する。「併合準備委員会」は、大韓帝国を植民地にした後、日本の憲法を施行するのは論理的に言えば当然なことではあるものの、実際はそれを施行せず、憲法の枠内で例外法規を制定し実行することを決めたのである²。

1910年、日本政府は天皇の緊急勅令第324号「朝鮮に施行する法令に関する件」を公布した。その内容は次の通りである³。

- 第一條 朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得。
 第二條 前條ノ命令ハ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ。
 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得。前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ。若勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ。
 第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。
 第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス。
 第六條 第一條ノ命令ハ制令ト稱ス
 附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

日本の内閣は、朝鮮総督の制令発布権を定めた勅令の発表に従い、「朝鮮は人情、風俗、習慣が異なり、朝鮮人が急に日本の法律に従うことは不可能」であるため、台湾のケースを参考にし「朝鮮総督に立法権を委任するのが望ましい」と強調した。

「緊急勅令第324号」の内容を理解するためには、まず当時の日本の法律制度を規定していた憲法の条項への理解が求められる。日本の憲法第5条によれば、日本における立法権は天皇にあった。そして勅令を發布する権限をも持っていた。日本の憲法第8条には「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス」とある。しかし、その場合、次の会期に開かれる帝国議会上に勅令を提出せねばならず、もし帝国議会の承認が得られなければ、發布した勅令に効力がないという事実を公布せねばならなかった⁴。

「緊急勅令第324号」は、發布当時、帝国議会在閉会中であつたため、日本の憲法第8条に基づいて公布することができた。その法令の第1条と第6条によれば、朝鮮総督は植民地朝鮮において必要な法律を命令として定めることができ、この権限を「制令」といった。第1条に言及される「法律を要する事項」は、日本の憲法第2章の臣民の権利義務、第5章の裁判所の構成、裁判官の資格、裁判官に対する懲戒、特別裁判所の管轄、行政裁判所、第6章の租税・税率に関する事項を意味する。日本の憲法では、「法律を要する事項」は帝国議会の同意を得て天皇が法律として規定するものと定め

¹ 한성민 (ハン・ソンミン) 『乙巳條約이후 일본의 ‘韓國併合’ 과정 연구-일본인 실무관료의 활동을 중심으로- (乙巳條約以後、日本の「韓國併合」過程研究—日本人実務官僚の活動を中心に—)』

東国大博士学位論文、2016、199～201頁、207頁。

² 日本国内における植民地朝鮮に憲法を実行する問題については、前掲の한성민 (東国大博士学位論文) と小川原宏幸(「韓国併合と朝鮮への憲法施行問題—朝鮮における植民地法制度の形成過程」『日本植民地研究』17、2005)を参照されたい。

³ 「朝鮮ニ施行スベキ法令ニ關スル件」『朝鮮總督府官報』第1號、1910.8.29。

⁴ 外務省編『外地法制誌』7卷、文生書院、1990、16、21頁。

られていた。他方、植民地朝鮮においては、制令という朝鮮総督の命令によって帝国議会を経ずに法律として規定することができた。

第2条、第3条、第5条は制令を制限する内容を定めている。まず、制令は内閣総理大臣を経て天皇の承認を得ねばならなかった（第2条）。これは内閣の各省を管掌する大臣の承認が必要であることを意味した。制令を順調に公布するためには、内閣と朝鮮総督との緊密な関係を保つことが重要であった。第3条によれば、朝鮮総督は緊急時に制令を公布することができた。しかし、その場合は、公布後、直ちに天皇の承認を得る必要があった。そうしなければ、朝鮮総督は公布した制令が無効であることを公示せねばならなかった。また、制令は、日本の議会が朝鮮において施行する目的で制定した法律と天皇が公布した勅令に背くことはできなかった（第5条）。

「緊急勅令第324号」の公布から約3カ月の間、第27回帝国議会が開かれる1910年12月まで制令に対する公式的な問題提起は行なえなかった。1910年12月20日、第27回帝国議会が召集された。日本の憲法第8条によって緊急勅令は帝国議会の承認を得ねばならなかった。1911年1月から議会の主な案件が議論され始めた。1911年1月21日、内閣総理大臣・桂太郎は帝国議会で施政方針演説を行なった。

同日、内閣は「勅令第324号」をはじめとする、承認を要する11件の案件を議会に提出した。

「勅令第324号」は、1911年1月24日の衆議院本会議で初めて取り上げられた。議会が指摘した問題は大きく二点であった。一点目は、総督の「制令権」を定めた法律が議会を召集せず緊急勅令として制定されたという点である。二点目は、植民地朝鮮に対する立法権を委任する制令発布権は憲法違反であるという点である。

それらについての議論は議会内部の政治関係や、内閣と当時の議会の主導政党であった政友会との間の政治的な利害関係と絡んで混沌とした状態で行なわれた。1911年1月26日、「制令権」に関する議論に終止符を打つことができる法律案が提出された。無所属議員であった花井卓蔵は、衆議院本会議に「制令権」を法律として定めるべきとする「朝鮮に施行する法律に関する法律案」を提出した。この法律案には、制令の有効期限を1915年12月31日までと設定した附則が付されていた。花井は法律案の提出理由書において「議会在緊急勅令に対する事後承諾をすとしても、勅令は法律ではないので、これを修正あるいは改廃できない」と述べている。したがって、帝国議会が法を修正し改廃することを可能とするため、「勅令ではない法律として朝鮮総督の「制令権」を定めるべきである」と強調したのである。

花井が提出した法律案は委員会に回付され議論された。その結果、制令の有効期限は削除され、「緊急勅令第324号」と同じ内容の法律案が本会議に報告・可決されたのである。それからこの法律案は貴族院に回付され、特別委員会の審議を経た後、1911年3月13日に修正なしで通過した。朝鮮総督の制令権を定めた法は1911年3月25日、法律第30号「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」として公布され、当日から施行された。⁵と同時に、日本政府は1911年3月25日「明治43年（1910年）勅令第324号の効力を今後失わせる件を裁可する」という内容の「勅令第30号」を公布した。⁶

朝鮮総督は「法律第30号」に基づき委任立法権限である制令を通して植民地朝鮮を統治しはじめた。朝鮮総督が公布した制令は大きく二種類に分けられる。まず、日本の法律を「依用」というものである。法律の「依用」とは、日本の法令を植民地朝鮮にそのまま適用するが、朝鮮だけに適用される特殊な事案に対しては特例事項を設ける法律行為を指す。その場合、日本の該当する法を挙げてそれに「依る」と表記した。⁷次に、朝鮮総督が法律事項を自ら定めるものである。この制令は

⁵ 法律第30号「朝鮮ニ施行スベキ法令ニ關スル法律」1911.3.25. 김창욱 (キム・チャンロク) 『制令에 관한 연구 (制令に関する研究)』『韓國 近現代의 法史와 法思想 (韓國近現代の法史と法思想)』민속원 (民俗院)、2009、137頁。

⁶ 『朝鮮總督府官報』第171號、1911.3.29。

⁷ 浅野豊美は、日本の法令を、制令を通して「依用」するのは「内地の民法と刑法とが法域の壁を越えてその地域に延長され

日本の法を「依用」せず、朝鮮総督府の統治の必要に応じて制定した法令であると言える⁸。制令は植民統治の基盤確立や統治方針の変動、戦争のような政治的な激変がある際に公布されることが多かったのである⁹。

2. 「朝鮮民事令」の制定過程と構成

「依用制令」の最も代表的な法律は、1912年8月に公布された制令第7号「朝鮮民事令」である¹⁰。この法令は附則を含め全82条の条項で構成されている。それを大きく二つに分けると次の通りである。まず、日本の法令を「依用」として定めている第1条である。第1条は、民法と民事訴訟法など民事に関する全23項目の日本の法律が植民地朝鮮にも適用されることを規定している。こうして日本本国の主要法令が施行されると、土地に対する権利および主な不動産権の種類と効力・売買などに日本の民法の原理が始動することになった。また、民事訴訟法が適用されたことで、裁判所の判決にも日本の民法と民事訴訟法が適用されることになった。「朝鮮民事令」は植民地朝鮮の民事に関する最も基本的な法律になったのである。

次は、日本とは違う植民地朝鮮の状況を反映した「特例条項」である。「特例条項」のうち大多数を占めているのは訴訟分野である。「朝鮮民事令」の全82条のうち約75%程度がそれに係わっている。それは「迅速な手続き」を重視しており、植民地の特性を示すものであると言える。

「特例条項」の第10条、第11条、第12条は朝鮮人の慣習上の権利を定めた条項である。第10条では、朝鮮人同士の法律行為に対しては慣習を認めている。第11条では、第1条で「依用」した日本の法令のうち能力・親族・相続に関する規定は朝鮮人には適用せず、慣習に拠ると規定された。第12条では、不動産物権に対する慣習を認めている。朝鮮の慣習を特例として認めたのは、社会的・経済的・文化的に日本とは異なる植民地朝鮮にそのまま適用する場合に起こり得る反発を懸念したからである。しかし、「朝鮮民事令」が改定されると、日本の民法の適用はさらに拡大した。また、「戦時体制期」にさしかかると、慣習は否定される一方、日本の民法の適用範囲はさらに拡大していったのである。

「依用制令」の特性については、京城帝国大学の教授であった清宮四郎の指摘が示唆に富んでいる。清宮は、日本の法律が朝鮮や台湾にすぐに施行される場合と「依用」される場合の差異を説明している。まず、日本国内において施行される法令が朝鮮などで施行されることは、当該法令の適用される区域が拡張することであると捉えた。その場合、日本の法は別途規定がない限り、形式や内容などがそのまま朝鮮・台湾などで施行されることになる。結果的に同様の形式・内容の法令が日本と朝鮮などで施行され、最終的に、適用された法令に関しては日本と朝鮮、台湾などは同様の「法域」に

ることを可能とする体制」と捉えた上で、それを「行政上の便宜と司法上の整合性を統合した規定」とであると指摘している(浅野豊美, 최석환(チェ・ソクファン)訳「日本帝國的 통치원리 ‘내지연장주의’와 帝國法制的 구조적 전개」『법사학연구(法史学研究)』第33号、2006、195頁。浅野豊美「日本帝国の統治原理「内地延長主義」と帝國法制的構造的展開」『社会科学研究』第21巻第1・2号合併号(通巻第41号)、中京大学社会科学研究所、2001、252頁)。

⁸ 拓務大臣官房文書課編『内外通法瑣錄(1911年)』1941、207頁。김창록「制令에 관한 연구」『韓國近現代의 法史와 法思想』민속원、2009、146頁。

⁹ 한승연(ハン・スンヨン)「制令을 통해 본 총독정치의 목표와 조선총독의 행정적 권한(制令を通して見た総督政治の目標と朝鮮総督の行政的権限)」『정부학연구(政府学研究)』15巻2号、2009、176頁。

¹⁰ 「朝鮮民事令」については、이승일(イ・スンイル)『조선총독부 법제정책(朝鮮総督府の法制政策)』(역사비평사(歴史批評社)、2008)と정금식(ジョン・グンシク)「조선민사령과 한국 근대 민사법(朝鮮民事令と韓国近代の民事法)」(『東北亞法研究』第11巻第1号、2017)を参照されたい。

なると強調した。これは、同じ法令の適用される地域が広まることを意味した。

その一方で、「依用」の場合、日本（内地）で行なわれる或る法令が、朝鮮・台湾などの外地で行なわれる法令において「依るべき」法令として指定せられることであると捉えた。その結果、日本で行なわれる法令は、朝鮮などで行なわれる「法令の内容として採り入れられるに過ぎ」ないと述べている。と同時に、日本で行なわれる法が直接朝鮮などの外地で施行せられ、その効力を及ぼすに至るものではないと強調する。つまり、「依用」される法令（日本法）と「依用」する法令（朝鮮の制令、台湾の律令など）とは、内容は同じであっても、それぞれ別個の法令として独立に通用し、当該法令については、日本と朝鮮などとは依然として異「法域」を成していると指摘している。さらには、「現行法上、民法は、勅令をもつて臺灣に施行せられることによつて民事令に吸収せられ、朝鮮には、民法として行はわれるのではなく、朝鮮に通用する民事令の内容の一部を形成してゐるに過ぎない」と分析している。¹¹

日本の民法と民事訴訟法は制令である「朝鮮民事令」に「依用」された。したがって、日本の民法と民事訴訟法は「朝鮮民事令」の内容の一部として採用されたのであり、直接植民地朝鮮で施行され影響を及ぼしたわけではなかった。つまり、日本の民法と民事訴訟法は「朝鮮民事令」という制令の形式として植民地朝鮮に適用されたのである。同じ内容の民法と民事訴訟法が日本と朝鮮に適用されたが、その形式は日本国内では民法と民事訴訟法、朝鮮においては制令である「朝鮮民事令」であった点からすると、日本と朝鮮は異「法域」を形作っていたと言える。

日本法を「依用」して植民地朝鮮に適用するというのは元来総督府の意図ではなかった。朝鮮総督府の当初の構想は、独自の「朝鮮民事令」と〈朝鮮刑事令〉を制定して朝鮮在住の日本人には日本の民法と商法、刑法、刑法施行法を適用し、朝鮮人同士の民事事件と朝鮮人が被告人である刑事事件に対しては大韓帝国の関連法規を適用しようとする立場であった。しかし、それは日本政府によって否定され、可能な限り日本で施行される法律を「依用」することになったのである。¹²

その結果、日本の民法と民事訴訟法は、1912年3月18日に制令第7号として公布された「朝鮮民事令」第1条によって「依用」されることとなった。「朝鮮民事令」が公布される過程を以下に述べる。

1912年1月、朝鮮総督・寺内正毅は「朝鮮民事令」の裁許を要請する「制令案」を内閣総理大臣・西園寺公望に送付した¹³。1912年1月19日、拓殖局では「朝鮮民事令」の内容が盛り込まれた「制令案」を受領し、5日後の24日、調査を終えた。1912年3月11日、内閣総理大臣をはじめとする内務、外務、陸軍、大蔵、司法、海軍、農商務、文部、通信省の各大臣、法制局長官や書記官長が「朝鮮民事令」の裁許を求める文書に副署した。4日後の1912年3月15日、内閣総理大臣・西園寺は、天皇に「制令案」を上奏し、同日天皇の裁可がなされた。天皇の裁可から3日後の1912年3月18日、寺内は制令第7号「朝鮮民事令」を公布したのである。

3. 朝鮮総督府高等法院の「朝鮮民事令」内部条項に対する解釈

以上のように「朝鮮民事令」は、日本の法令を「依用」することを定めた第1条と「特例条項」とに大きく分けることができる。「朝鮮民事令」が適用されることで、法的に大きく二点について解釈せねばならなくなった。一つ目は、「朝鮮民事令」と異なる制令との関係である。「朝鮮民事令」は

¹¹ 清宮四郎『外地法序説』有斐閣、1944、97-98頁、101頁。

¹² 도면회 (ト・ミョンフェ) 『한국 근대 형사재판제도사 (韓国近代刑事裁判史)』 푸른역사 (ブルン歴史)、2014、487頁。

¹³ 「朝鮮民事令」の制定過程については、「朝鮮民事令ヲ定ム」(アジア歴史資料センター、<https://www.jacar.archives.go.jp/>)を参照した。

植民地朝鮮における民事全般を規律する法令であった。そしてその根幹をなしているのは「朝鮮民事令」第1条に定められた日本の法令である。一方、朝鮮総督は植民地統治のために民事に係わる様々な制令を公布していた。よって、その制令と「朝鮮民事令」第1条に定められた日本の民法・民事訴訟法との関係を調整せねばならないケースが存在し得る。形式からすると、「朝鮮民事令」もまた制令であったため、制令と制令との位置づけにおける調整が必要となったのである。二つ目は、「朝鮮民事令」の内部条項同士の解釈の問題である。「朝鮮民事令」第1条で定められた日本の法令と「特例条項」との間の解釈の問題について植民地朝鮮の最高上級裁判所であった朝鮮総督府高等法院の判決から検討を試みたい。

清宮四郎によれば、「依用」された法に問題が生じるのは、法が適用される時であり、一次的に日本の法を「依用」した朝鮮・台湾などの法律で問題が生じ、日本の法によって解釈し適用する過程で二次的な問題が生じるということである¹⁴。それは日本の民法・民事訴訟法を「依用」した「朝鮮民事令」の場合、日本の民法と民事訴訟法が朝鮮で解釈され適用される時、その意味が浮き彫りになることを意味する。民法と民事訴訟法が適用されるのは、民事関係の訴訟とそれによって成立した民事裁判であると言える。裁判は、制令と「依用」された日本の法が植民地朝鮮において適用され解釈がなされる空間であったのである。

日本は、憲法第57条に基づき、1890年「裁判所構成法」（明治23年法律第6号）を制定した。この時、大審院を頂点に、控訴院、地方裁判所、区裁判所が設置された。一方で、植民地朝鮮では憲法が適用されなかった。したがって、朝鮮総督府が発する制令と副令を通して裁判所が設置されたのである。

1917年3月13日の民上第10号判決は、「朝鮮民事令」第1条で定められている日本の民法と「特例条項」との関係を朝鮮総督府高等法院がどのように解釈したかが分かる代表的な事例である¹⁵。この裁判の上告人はチョ・ドンミンであり、被告人はキム・ジョンギョとオ・ネヒョンであった。第二審の裁判所である大邱覆審法院は、キム・ジョンギョから土地所有権を引き渡されたオ・ネヒョンが日本の民法第177条に基づいて登記をしたので、紛争対象の土地の所有権はチョ・ドンミンではなくオ・ネヒョンにあるとの判決を下した。それにチョ・ドンミンは反発し、三審機関である朝鮮総督府高等法院に上告した。チョ・ドンミン側が対抗論理として示したことの一つが登記に関する問題であった。日本の民法第177条は「不動産に関する物権の得喪及び変更は登記法の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない」というものだが、現時点において植民地朝鮮では日本の「不動産登記法」は施行されていないと主張した。つまり、チョ・ドンミン側はオ・ネヒョンが土地証明を受けたのは日本の「不動産登記法」による登記ではないのに、これを適用した大邱覆審法院の解釈が間違っていると強調したのである。

これに対し、朝鮮総督府高等法院は次のように判決した。すなわち、チョ・ドンミンが受けたのは「不動産登記法」による登記ではない。したがって、大邱覆審法院が民法第177条を適用したのは間違いである。しかし、「朝鮮民事令」第13条には「不動産に関する物権の得喪及び変更に付、朝鮮不動産登記令又は朝鮮不動産証明令に於て登記又は証明の規定を設けたるものは、其の登記又は証明を受くるに非ざれば、之を以て第三者に対抗することを得ず」とある。したがって、オ・ネヒョンはこの法令に基づいて証明を受けたわけなので、「第三者であるチョ・ドンミンに対抗することができる」と決定した。と同時に「朝鮮民事令第13条の規定があるため、民法第177条の規定の朝鮮での適用は排除されると解釈すべきである」と決定した。

このような朝鮮総督府高等法院の決定は「朝鮮民事令」に定められた「特例条項」と日本の法令条項の内容がぶつかる場合、日本の法令条項を適用しないということを明示した点において注目に値す

¹⁴ 清宮四郎、前掲書、97-98頁、100頁。

¹⁵ 大正六年民上第一〇號、同年三月十三日判決、「土地賣買證明取消並所有權移轉證明手續履行請求ノ件」。

る。結局、朝鮮総督府の植民地朝鮮における民事に係わる法体制の運営は、植民地本国の法令に基づくと同時に、植民地統治の独自性を確保する方向に展開したのである。

おわりに

日本では1889年2月11日、憲法が公布されて以来、民法、民事訴訟法などが制定された。それらの法律は植民地朝鮮にも適用された。しかし、日本は植民地朝鮮に憲法を適用しないという原則を立てていた。したがって、法律として発表された日本の法令は植民地朝鮮で朝鮮総督が発表した「制令」として「依用」された。

日本国内の政治世界における競争と牽制の結果として生み出された「法律第30号」は朝鮮総督が発布する「制令権」の根拠法となった。「制令権」を定める根拠が、勅令から法律に変わったというのは、朝鮮総督の「制令権」に対して日本の議会が係わり得る余地が増えたことを意味する。第27回帝国議会貴族院の審査委員会において岡野敬次郎は、法律として勅令や制令を改定したり廃止したりすることができるかについて政府に質問した。これに対し、法制局長官である安広伴一郎は「大権に属する勅令は別として、その他の勅令は法律として改廃することができ、法律として制令を改廃することができる」と答弁した。勅令の場合は、「大権に属する勅令は除外する」という但し書きの条件があるが、法律はそうではなかった。日本の内閣の承認を得ねばならなかった朝鮮総督の「制令権」は、日本の議会の制約を受けることになったのである。

日本における民事関連の法を植民地朝鮮で適用し得る根拠法令は、1912年制令第7号として公布された「朝鮮民事令」であった。「朝鮮民事令」第1条には日本の法令を「依用」という条項があった。「朝鮮民事令」によって民事に係わる日本の法令は植民地朝鮮で民事全般にわたって影響力を及ぼしたのである。

「朝鮮民事令」は日本の法令を「依用」することを規定した第1条と、植民地の状況を反映し規定した「特例事項」とに分けられていた。そのため、第1条で定められた日本の法令と「特例条項」との関係の規定しなければならないケースが発生した。また、植民地朝鮮の最高裁判所であった朝鮮総督府高等法院ではこれに対する判断を下さねばならなかった。朝鮮総督府高等法院は、「朝鮮民事令」の「特例条項」がある場合、これに当たる日本の法令は植民地朝鮮に適用されないと決定した。

結局、日本の法令は制令として植民地朝鮮を全般的に統制する規律となった。そして法律上、日本の帝国議会は朝鮮総督府の権限に異議申し立てを行うことができた。その一方で、朝鮮総督は「制令権」を積極的に活用することで、植民地を統治しつつ自分の権限を強めていったのである。

「朝鮮民事令」に定められている「特例条項」がある場合は、それと重複する日本の法令は植民地朝鮮に適用しないとされたことは、そうした側面を分かりやすく示している。日本の法令が変わる度に日本の法律を「依用」という規定を設けている「朝鮮民事令」は改定されるしかなかった。朝鮮総督は統治と自分の権限を維持するために、そうした状況に積極的に対応した。そしてそれは「特例条項」の改定に表れていたのである。

【発表論文6】

伝統と制度の創造

— 19 世紀後期の中国の洋務運動 —

郭 衛東 (北京大学)

[原文は中国語、翻訳：李 鋼哲 (北陸大学)]

中英両国間の阿片（アヘン）戦争は画期的な事件であり、中華伝統の古典文明はこのときに空前の危機に直面していた。それ以前の中華文明の変化は、主に国内における諸文化の統合過程であり、外部の影響を受けるとしても、それは主に東方文明（例えば、インドの仏教、アラビアのイスラム教、唐朝時代の景教もキリスト教の異端としての東方教会）からであり、西洋文明の影響は間接的で微弱なものであった。

それ以降の中国と西洋の二大文明の衝突の下、伝統と革新はこの時代の二つの主題であった。一方では、中華伝統文明は徐々に移り変わり、その過程の中で変異や衰えが発生したが、多くの場合は中華文明の中に他の文明、とりわけ西洋文明の中身を部分的に受け入れ、吸収することにより、世界の他の文明体系と緊密に融合されていく。他方では、中華伝統文明の一部は根強く生き残り、継承されており、中華文明は依然としてその民族的特色を維持していた。

その中で、19 世紀後期の洋務運動は社会形態転換の鍵となった。一般的には、洋務運動は器物（物質）面での変動の時期であり、戊戌維新時期（五・四運動前後という説もある）は文化変動の時期であり、辛亥革命時期は制度変革の時期であるといわれているが、必ずしもそうではない。3 つの時期は不可分な関係として錯綜し、いずれも 19 世紀後半の洋務運動の中で発生し、発展してきたのである。

1. 製 器

1840 年 6 月 21 日、英国の東方遠征軍は広州の珠江口の外までに至り、そこで阿片戦争が勃発した。中国は敗戦したがその原因は何だったのか？ 当時の一致した結論は「器物（訳者注：近代的な技術による製品）が劣っていること」（「器不如人」）であった。したがって、阿片戦争後、当時の先覚者たちは、国を救う第一の方略は「夷の長技を学んで夷を制す」（「師夷長技以制夷」）というものであった。所謂「長技」というのは進んだ技術のことであった。その時の中国人は中国文化や伝統制度が劣っているとの認識はなく、劣っているのは只技術領域であり、「この夷は砲火以外には何の長技もない」¹（「该夷人除炮火以外，一无长技」）、というのが当時の中国当局と知識人の西洋文明に対する最初の認識であった。

第二次阿片戦争になると、英仏連合軍の北京攻撃に伴い、咸豊帝は逃げ出し、円明園は焼かれた。屈辱的でありながらもやむを得ない状況のなかで、朝野（官民）では「技術が劣っている」という認識が深まる一方であった。1860 年代には、中華文明体系の中に西洋の物質文明（洋器）を取り入れるべきだ、という考え方は徐々に為政者たちの共通認識になりつつあった。曾國藩は西洋の砲艦を購入することが中国を破局から救うための「第一要務」と見做していた。李鴻章も「西洋人は優

¹中国史学会主编『鴉片戦争』中国近代史資料縦刊（一）神州国光社（上海）1954 年版、第 122 頁。

れた銃や砲艦を持っているが故に、我が国土の中で横行することができるのだ」²（「西人専恃其枪炮輪船之精利，故能横行于中土」）と考えていた。この先駆者達の推進により、中国歴史上で第一次近代運動と言われる洋務運動が始まるのである。

「自強」を趣旨とする洋務運動はまずは軍事から始まった。1860年代以降、中国最初の西洋武器を装備し、西洋教官を採用した陸軍として湘軍と淮軍が相次いで現われ、中国最初の近代海軍として北洋と南洋の水師が現われ、中国最初の近代兵器工場—安慶軍械所、天津機器局、山東機器局などが現われ、中国最初の近代艦船製造工場—福州船政局、江南製造局が現われ、中国最初の軍事用の近代通信施設—津滬電報線、天津電報総局等が現われた。西洋文明の取り入れと模倣は他の分野はなく兵器工業から始まった。中国近代化運動は主に軍事に牽引される形で行われ、近代化の改革も多くは軍事改革から始まり、これらはほぼ中国近代化過程の中の共通性のある現象であった。軍事改革は何時もその他の改革より一拍子早かったのだ（19世紀の洋務運動派は優先的に軍事工業を開始し、民用工業の創設は70年代以降になり、他方面の改革は毎度軍事改革により引っ張られてきた。近代的な軍事工業は大機械生産体制を必要とし、そのために民用工業の創設も行われた。また軍隊を作るにもお金を必要とし、そのためには財政改革と近代銀行体系の確立が不可欠であった。兵士の訓練にはまずは将校の訓練を必要とし、そのために近代的な軍事教育機関が設立された。また新しい軍隊を作るためには西洋から学ぶことを必要とし、そのために制度と思想の面での変化を誘発した、等々）。1860年代から90年代半ばまでの洋務運動は目に余るほどの成果をあげた。

近代の大機械工業はフルセット型の体系であり、艦船銃砲を製造するには機械を必要とし、機械を製造するには鉄鋼を必要とし、鉄鋼を生産するには石炭を必要とし、石炭採掘後には輸送を必要とした。したがって、製造業、鉄鋼業、鋳業、輸送業、動力(エンジン)業はお互いに緊密に連結されており、一つも欠かせない。中国の近代輸送体系も鉄道建設から始まったが、そのスタートは決して順調ではなかった。1873年に英国のランソン・ルイビ社は同治皇帝の結婚お祝いとして「婚礼鉄道」をお土産として造ってあげたいと申し入れたのだが、きっぱり断られた。しかし、近代文明発展の勢いは決して止められるものではなく、1878年には李鴻章が唐山開平炭鋳を開業したが、その輸送のために小規模鉄道を建設した。民衆からの憤りを恐れ、最初は馬車で牽引し、その後は小規模の機関車に変えた。1886年になってやっと軌道鉄道に拡大し、その時の軌道幅は四尺八寸半であり、それが後ほど中国鉄道軌道の基準となり、機関車が本格的に使われることになった。

甲午戦争（日清戦争）前までは、中国は天津から大沽・滦州までの鉄道を敷設し、それを関外（関東）までに拡大し、全長は705里であった。印刷業における技術導入も早く、1798年にチェコの発明家アロイス・ゼネフェルダーが発明した石版印刷術（リトグラフ）が阿片戦争の前に広州に伝わったが、そのなかで影響が大きかったのは『申報』館主の英国商人 E・マジョーが中国で設立した点石齋石印局である。彼は1884年5月に上海で『点石齋画報』を設立し、その後の20年間石版術は中国を風靡した。西洋の石印術は中国式の木刻に比べ優れたところが多く、1883年に黄式権は『淞南夢影录』のなかで、「西洋の石版は、平らに磨かれた鏡の如く、鏡投影方法で石の上に字を写し、その後ポンドを付け、油墨を塗り、大量の書籍が一日で出来上がり、牛の毛のように細く、犀の角のように明るい」と書いている。その石版印刷術とほぼ同時期に出現した漢字鉛印術は現代中国の印刷術と直接つながっている。石印術と鉛印術の取り入れにより、書籍や新聞などの大量印刷と高速印刷が可能になり、印刷費用は大幅に下がり、文化書籍の普及と大衆化のために良好な条件が備わった。商人が物質的な富を追求して行ったことだが、結果的には文化の急速な大衆伝播を後押しすることに繋がった。

近代的な市政建設も始められた。1867年、「上海水龍公所」が設立されたが、これは中国での最

²宝璽等編『筹弁夷務始末』（同治朝）中華書局（北京）2008年版、第3476頁。

初の都市における専門消防隊であった。1881年には英国人が上海で水道会社を設立し、都市の人々が必要不可欠とする飲用水がさらに清潔で便利になった。1886年に、上海では下水配管を建設し、市街地の汚水が垂れ流される状況も消え去った。1882年には上海に最初の街灯が現われたが、「最初に設置した時は、それを聞いた中国人は怪しいことと見て、電気に当たったら危険であるという心配ばかりだったが、……後ほど見たら無害だったことが分かり、接近を禁止することを止めた」³という。この年の夏には電話（このときは英文音訳で德律風「テレフォン」と呼んだ）も上海バンドで見られるようになった。

中国人の消費構造にも重大な変化が起こった。港を開放したら、安くて良いもの、耐用の舶来品が怒涛のような勢いで国内の伝統的な市場に流れ込んできた。1850年に上海における外国貨物の輸入総額は390.8万円だったのが、1860年には3,667.9万円と9倍以上に急増した⁴。1899年、日本の近代中国学研究の第一人者である内藤湖南は中国の北方を旅し、北京から張家口に行く途中で南口町での所見を次のように記述している。「南口旅館には洋式の浴槽さえもあり、下手な書き方でBathroomと英文で書かれており、また洋式の便器もそろっており、道には外国人の旅行客も多く、イギリス人の影響は無視できないことが分かるだろう」⁵。新しいものを追い求めたり、異様なものを求めたり、洋式を崇めることは時流となっており、洋貨（西洋の商品）は人々が追い求める対象とされていた。服装は人類の生活文明の変化を感知する上で、具体的で、繊細で最も表象的なもので、分かりやすい指標という特徴を持っている。中国の伝統的な服装は身の周りが広く袖が広いものだったが、徐々に体にフィットした服装、とりわけ工場労働に適した服装に徐々に入れ替わった。

都会の人々の中では、背広や洋服の影響は大きく、天津衛では、「西洋人の人力車を引っ張る子供は、半袖と半ズボン、そして頭には小さな藁の帽子を被り、口には葉巻を銜え、腕時計を巻き、胸にはバッチを付け、自ら顧みて恥じ、それでも似合わないことを恐れる」⁶というふうに当時の様子が描かれた。上海バンドのファッション派は、「女性で欠かせないものとして、先細いハイヒルの上等な靴一足、紫貂の手筒（マフ）一つ、ダイヤモンドまたは宝石のボタンを2～3個つけ、皮のスカーフ一つ、金縁眼鏡、髪の毛用のアクセサリ、シルクスカーフ等が流行した。一方、男性に欠かせないものとして、背広、外套、洋帽子、皮靴、手杖に花球、鼻眼鏡、多少の西洋の言葉（訳者注：外国語）等」⁷が流行であった。これらの人々の飾りものは近所の都市や農村から来たものではなく、海の彼岸である欧米から来たものであり、彼らはそれにより「世界市民」というイメージを持つものだと思っていた。消費生活は徐々に封建的な等級制度の束縛を打ち破り、個性化や大衆化と西洋化を特徴としており、とりわけ西洋崇拜は近代消費の重要な基調となっていた⁸。

工業化に伴い都市化が進み、中国では最初の近代都市化の波が寄せてきた。中国の都市化レベルは急速に高まり、都市は多くの場合は政治的統治中心として各部門が縦になり、横のつながりが希薄な伝統的な形態から、経済貿易を主とするネット連結型の近代的な都市形態に変遷してきた。そして都市部による農村地域に対する経済的な支配は益々強くなり、都市を主軸にする経済現象が現れはじめた。それはつまり、農村は都市に従い、町は大都会に従い、大都会は通商港都市に従い、通商港都市は世界各ビック・マーケットに従うような状況に変貌し、中国経済は世界経済との統合の波に飲み込まれた。そして、揚子江デルタ、珠江デルタと華北地区という3つの都市群が形成されたが、その中で上海を中心とする揚子江デルタの発展が最も目覚ましかった。1843年、港を開放

³徐珂輯『清稗類鈔』中華書局（北京）1986年版、第6038頁。

⁴張仲礼『近代上海城市研究』上海人民出版社1990年版、第108－114頁。

⁵内藤湖南・青木正二（王青訳）『兩個日本漢学家的中国紀行』光明日報出版社（北京）1999年版、第84頁。

⁶張焘『津門雜記』卷下、天津古籍出版社1986年版、第137頁。

⁷「西装嘆」『申報』1912年4月22日。

⁸譙珊「近代城市消費生活變遷的原因及其特点」『中華文化論壇』2001年第2期。

する前の上海の人口は約 50 万人で、せいぜい中規模の都市であり、南京（1852 年に 90 万人）や杭州（阿片戦争の前は 60 万人）に比べ少なかったのだが、1862 年には市区人口だけで 300 万人に急増し、一気に中国および世界における当時の特大都市となった⁹。1893 年、中国には台湾と東北を除いて 1779 都市が形成され、都市人口は 2 千 351 万 3 千人に増加し、全国総人口の 6%を占めるようになった¹⁰。

総じていえば、30 年間の「同光新政」（訳者注：同治皇帝と光緒皇帝時期の政策）を経て、中国の国力は大幅に強化された。しかし、器物（物質）だけでの発展では物足りない。器物面での変化はその他領域の変化を導き出すことになる。中国は「器物が劣っている」だけではなく、もっと重要なのは「人が劣っている（訳者注：国民の素質が低い）（「人不如人」）ことであり、封建的伝統の桎梏の下、人々は精神的に抑圧され、人々の才能は十分に活かされていなかった。しかし、人々の素質を一気に高めることはできず、これは決して技術の改革により解決できる問題ではなかった。中国の近代化改革は徐々に広範な方向に進まざるを得なかった。

2. 文化

阿片戦争以降、西洋学は完全に東洋学を抑えることになる。その過程は緩やかだが、しかし持続的で深化する方向に進んでいた。西洋学はまずは思想的に敏感な人々の中で反響を呼び、これらの人々の身分は各々違うが、いずれも文化人であることは間違いない。所謂「学者は西洋学を学んでこそ他人に勝つことができる」¹¹というように、学士たちは当然ながら、まずは文化領域に中心をおいていたが、阿片戦争の時期および戦後の一時期において、彼らの西洋に対する認識は混沌としており、表象的になっていた。その表れとしては、まずは率先して世界を見ていた先駆者たちの自己認識の限界があった。魏源の『海国図志』にしる、徐繼畬の『瀛環志略』や姚莹の『康輶紀行』にしる、これらの著述は中国人が最初に書いた西洋の概況を紹介する先駆的な書籍として貴重なものではあるが、西洋を紹介するには非常に浅くて断片的な知識に基づいたもので、外部の世界を理解する上では限界があった。これらの著述はどれも基本的に西洋学の著作から引用することにより自分の知識体系を作り上げていた。魏源はこのような方法は「西洋的な西洋学」¹²と指摘し、主には翻訳と編集に力を入れていた。以上に見て来たように、世界を見て来た先駆者たちは、翻訳と編集の手法で書籍を作る中で、欠落や漏れや誤謬などを免れることができなかった。

西洋文化が中国社会で大きな反響を及ぶのは「キリスト教」によるものであった。19 世紀 50 年代前後、キリスト教の布教はまずは社会下層の文人や民衆の中で成果を挙げ、さらには社会的な暴動—太平天国運動をも引き起こした。洪秀全（1814～1864 年）は、自ずと「天父」神様により「真命天子」と任命されたと自認し、自分を「太平天王大道君王全」と任命した。これらのキリストのリーダーたちは「拜上帝教」（キリスト教）を国教と定め、神を信奉することは如何なるところでも聖典であるとした。1851 年年初、「拜上帝教」という西洋の宗教と中国の農民が結合した奇異な部隊により「金田蜂起」が起こされ、国名を「太平天国」と掲げたのだ。1853 年 3 月 19 日、50 万人の太平軍は南京を攻略し、「天京」と改称した。洪秀全のような科挙にも合格できない失敗した書生が、自分も完全には理解していない西洋の宗教を利用し、勢いに乗って清朝政府と対立する新政権を作ったのである。この政権は 10 年ほど続いた後、キリスト教が中国では広範な土台を持つ

⁹ 『北華捷報』1862 年 2 月 21 日および 1863 年 3 月 12 日。

¹⁰ 「米」スキナー (G. William Skinner) 主編 (葉光庭等訳) 『中華帝国晩期的城市』中華書局 (北京) 2000 年版、第 264 頁。

¹¹ 劉大鵬『退想齋日記』山西人民出版社 (太原) 1990 年版、第 102 頁。

¹² 魏源『海国図志』(大西洋) 卷三十九 (原叙) 岳麓書社 (長沙) 1998 年校注本。

ていなかったこともあり結局は失敗した。

洋務運動派達は「西洋宗教」や「西洋政治」にはほとんど関心がなく、彼らの西洋文明に対する関心点は「西器」（西洋の物質）と「西技」（西洋の技術）の側面に過ぎなかった。しかし、洋務運動は器物の面に止まらず、西洋学と西洋文化を取り入れることにより、中国近代の文化と教育の事業が各方面において建立され始めた。

教育分野では、中国に近代的な新学堂（学校）が西洋人により最初に設立され、1860年まで、キリスト新教は中国で50カ所以上の各種学校を設立した。カトリック教学校に関する統計データは不足しているが、新教の設立した学校よりは少なくなかったと推測できる。中国人による新式学堂の設立は洋務運動派によるもので、3つの種類がある。一つは同文館のような語学学校で北京、杭州、上海などに設立され、外国語教育が行われた。二つ目は軍事学校であり、1866年に左宗棠が馬尾に設立した求是堂芸局、これは中国近代最初の海軍学堂であった。また1885年に李鴻章が天津で設立した最初の陸軍学堂である天津武備学堂なども中国近代の軍事教育の先駆けであった。三つ目は企業に付属されている専門的な技能トレーニングを行う簡易学堂であった。洋務運動の時期に中国政府により設立された近代的な学堂は少なくとも30カ所であった。

19世紀70年代、洋務運動派は海外への留学生を派遣し始めた。例えば、アメリカには1872～75年の間に4回に渡って120名の幼童を留学させ、陸軍からは1876年に7名をドイツに留学させており、海軍からは1877～85年の間に77名をフランスと英国に派遣した。新聞分野では、近代最初の中国での新聞業は外国人により始められた。1822年9月12日、カトリック教会はマカオ（澳門）で『蜜蜂華報』を創刊したが、これは中国で刊行された最初の外国語新聞であった。19世紀の90年代半ばには中国に12種類の新聞があり、主には上海などに集中していた。新しい思想は新しい媒体を必要とし、新しい議論は新しい媒体を助長し、お互いに補完関係にあった。

科学分野：農業社会を基盤として形成された中国の伝統的知識体系は大雑把で曖昧なところに特徴がある。中国では、伝統的な4つの知識分類として経・史・子・集に集約され、それがすべての知識を網羅することになっている。しかし、科学の発展と知識の積み上げにより、各学科分野は近代的な労働分業により細密化、専門化を必要とし、近代的な科学体系による分類化や専門化が現われるようになった。このような分類過程はまずは西洋から始まっていた。近代以来、中国人は科学技術に対する認識の深まりにより、「門類を分けず、粗細を分別しない」（「門類不分、粗細不辨」）中国の伝統的な古い学問体系では新しい学問の発展は受け入れられず、新しい学問に適應できないことを深く感じるようになった。西洋の学問体系を基に中国の学問を再構築することは避けて通れない状況になっていた。

1862年に設立された「京師同文館」は、1867年にはカリキュラム設定において英語、フランス語、ロシア語などの語学以外にも、算数、化学、万国公法、医学生理、天文、外国歴史地理などの科目を設置するようになった。

生物学：1858年には、『植物学』(Elements of Botany)が出版されたが、その原本は英国の植物学者リンドレー(John Lindley)の著作であり、中国に来ていた英国の教師ウイリアムソン(Alexander Williamson)と中国近代の著名な科学者の李善蘭(1811-82年)により共同翻訳して出版されたものである。この本は、初めて中国人に対して顕微鏡による植物細胞の発見が可能である学説を示し、また近代的実験に基づいて構築された植物体各器官の生理的な機能に関する理論を示し、地球上の緯度の違いにより異なる植物分布の状況および近代植物分類学を紹介した。その中で、『植物学』(botany)と植物分類単位としての「科」(family)という単語はこの本により初めて作り

出された¹³。

化学：18世紀末から19世紀の初頭に、元素論と原子論という二つの近代化学の礎石が現われ、19世紀後半には、西洋では無機化学、分析化学、有機化学と物理化学など4大化学分野を構築し、近代化学の基礎が形成された。1867年京師同文館では化学の講義が最初に行われ、1880年には上海格致書院では中国の科学者徐寿と宣教師の傅蘭雅が共同で翻訳出版した『化学鑑原』等の書籍が教材に使われ、化学知識の講義が行われ、化学の演習も行われた。徐寿はまた初めてヨウ素、バリウム、マンガン等24の化学元素名称を翻訳した。

医学：西洋医学の中国への取り入れは明朝と清朝の境にイエズス会の宣教師たちにより行われはじめ、その後も続いた。

地学：地学の研究は中国で長い伝統を持っているが、同時に西洋学と交流した最初の学科でもあった。しかし、それはまだ伝統的な意味での地学であり、かつ主に地学の二つの分類である地理学と地質学分野の前段階での研究にとどまっていた。1872年、中国近代初期の科学者である華蘅芳が2冊の書籍を翻訳出版したが、それは中国地学分野での先駆的な書籍であった。ライアルの『地質学綱要』（『地学浅釋』という中国語で出版）とアメリカ人のダナー(J. D. Dana)の『鉱物手冊（ハンドブック）』であった。1896年、鄒代鈞等は武昌で中国最初の地理学研究機関として訳印西文地図公会を設立した。その規約には、「天下の地学に志がある者は、誰もが入社して共に切磋できる」¹⁴と書いてある。

以上で見てきたように、洋務運動が展開されるなかで、自然科学と社会科学の各分野の学科が大量に「移植」されただけではなく、それはまた中国固有の学科に対する改造と再構築を引き出し、中国の文化に対する自覚的な反省と所謂「道は逆の求めにあり」¹⁵(「道在反求」)という境界にまで到達した。さらに重要なのは、それらの「西学」(西洋学問)が有機的に系統的に「中学」(中国の学問)に溶け込むことになり、新しい学問として西洋でもなく中国でもない、また中国でもあり西洋でもある「新学」というのが作り出された。中国と西洋の学術が初めて一つの新しい学術フレーム・ワークの中に統合されたのである。

3. 制度

憲政制度：中国人の近代西洋政体に対する最初の理解は3つの部分、つまり国会制度、憲法体系、責任内閣であり、総じていえば憲政思想である。一つ興味深い現象は、中国の近代西洋憲政思想に対する紹介はパッケージとして総体的に行われているのではなく、内容においては前後があり、時間的にも同時的なものではないことである。最初に中国で伝播されたのは国会思想である。19世紀40年代、林則徐編著の『四洲志』と魏源の『海国図志』が最初に注目したのは西洋の議会制度であった。その中で英国国会に対しては、「国の重要なことに対しては、国王および官民が議会(Parliament)にて会議をする」と紹介されている。アメリカ国会に対する紹介は最も詳しい。「議院(Congress)を設立して国の法令を司るが、それは二つに分かれている。一つは参議院(Senate)で、もう一つは衆議院(House of Representatives)という。経済貿易、課税徴税、法律訴

¹³ 汪子春「我国伝播近代植物学知識の第一部訳著」『自然科学史研究』1984年第1期、第90-96頁。

¹⁴ 張静蘆『中国近代出版史料』(二編)群聯出版社(上海)1954年版、第76頁。

¹⁵ 中国史学会主編『戊戌变法』(中国近代史資料叢刊)(一)上海人民出版社2000年版、第30頁。

訟、軍事的な重要な事項はすべて両院を通過したてから施行しなければならない」¹⁶。

洋務運動の時期になると、議会思想はさらに広く伝播した。1884年、朝野の一般的な宣伝のみならず、官僚が朝廷に直接上訴し建議することさえも現れた。この年に、崔国因により編集された議院設立に関する建議が朝廷に上訴された¹⁷。最もインパクトがあったのは両広（訳者注：広東と広西）総督の張樹声による議院設立に関する建議（遺書）であった。興味深いことは、議会と憲法という西方政治制度においては一体化しているものが、中国では分離されて認識されたことである。議会思想が率先して導入されたこととは対照的に、憲法思想の導入は多少遅れているのである。中国人の憲政思想に対する理解は議会制度から始まったが、それに反して、憲法に対する認識が欠如した。その理由は、議院というものは具体的で実物であり、分かりやすい一方、憲政というのは抽象的で認識し難いものであるからである。さらに重要なのは、憲法は議会に比べて君主に対して根本的に法的制約という要素があり、また憲法は「主権在民」、「法律の前では人々は平等」、「憲法至上」、「制憲」、「違憲」などを持って、法律化、制度化、神聖化を強調しているので、専制政体が強固な時代では伝播し難いものであった。研究によると、1895年前にすでに憲法問題を取り挙げることはほとんどなかったという。中国で最初にこの問題を提起した人は早期啓蒙思想家の鄭観応と言われており、彼は1895年に『与陳次亮（陳焜）部郎書』の中で「国会を開設し、憲法を定める」ことを救国の方略として提案したという¹⁸。同時期に提案された『治安五策』の最後のページでも「憲法制定」と書かれている。その中で、「議院設立はさることながら憲法も制定しなければならない」、「憲法がないと専制が厳しくなり、官吏の権力が大きいと民が無権力になり、それでは国政を議論することはできず、上下に隔たりが生じ民心が散らばる」¹⁹、と繰り返し強調した。

軍事制度：大まかに言えば、清朝の軍事は三つの段階に分けることができる。咸豊以前の八旗・緑營があり、同年間の湘軍・淮軍があり、そして甲午年とりわけ庚子年以降に設立した新軍がある。第二、三段階は中国近代の軍事制度の最初の確立期である。

財政制度：清朝の財政体制は、順治時代に最初に確立し、雍正時代に完備するが、全体的には戒律が厳しく、解協饗制度（訳者注：省庁間で税収を調整すること）を中核とした制度であった。しかし、19世紀40年代以降は、このような静態的で固定化した財政体系は、常に変動する時局に対応できず、硬直化した収入体系と動的な支出体系の間には益々齟齬が広がることになっていた。まずは、鴉片戦争など一連の対外戦争の支出および戦後の条約賠償により、清朝の財政には未曾有の予算外支出が増え、さらに太平天国の発生により、もともと重要な財源の地域であったところが太平軍に占領されたため、解協饗制度は全面的に乱れてしまったのである。大規模な戦争により国庫が枯渇し、雍正年間には中央金庫に6,7千万両の銀備蓄があったが、咸豊三年六月十二日（1853年7月17日）になると、財政部には支出できる銀備蓄はわずか22.7万両あまりで、国家財政は「今まで見たことがない窮乏化状況に陥ってしまった」²⁰。

国家財政の崩壊を防ぐためには、収入を増やし支出を減らす方法しかなく、一連の新財源開拓が洋務運動の前後に相次いで行われた。その中で重要な項目は、厘金（訳者注：商品の地方通過税）は徐々に地代に次ぐ第二税収源になり、関税は第三税収源になり、また外債、公債、および官業としての洋務企業の利益による税収源もあった。その中で、厘金以外の各収入源は近代的な税源の形

¹⁶ 魏源『海国図志』卷六十。

¹⁷ 孔祥吉「清廷關於設立議院的最早爭論」『光明日報』1988年8月24日。

¹⁸ 『鄭観応集』上海古籍出版社1988年版、第360頁。

¹⁹ 侯宜杰「關於首倡君主立憲者之我見」『文史哲』1889年第5期、第50—53頁。

²⁰ 中国人民銀行參事室史料組『中国近代貨幣史資料』第1輯上册、中華書局（北京）1964年版、第176頁。

に近づいていた。「これは我が国の経済史上で大きなターニング・ポイントであるといわざるを得ない」²¹。これらの変化は中国で長い間続いていた封建財政体制が徐々に近代財政体制へと転換し始めてきたことを物語っている。

行政制度：清朝の行政体制の変動は、まずは外人と密接に接触する部署から始まる。1850年代に中国は近代的な海関（税関）制度を初歩的に確立したが、残念ながら外人により操られ、所謂「洋関」（訳者注：西洋人の税関）に過ぎなかった。1860年、清朝は「総理衙門」を設立したが、これは洋務運動の開始を意味し、大きな意義を持つ。『清会典』ではこの機構の職務範囲を次のように確定した。「各国との条約を管轄し、朝廷の徳と信を明らかに示し、大凡の水陸入出に対する課税を管理し、船と車の航行を管理し、書籍の出版の管理、貨幣の管理、外国との国境の管理、文書や翻訳による伝達（メディア）の管理、国民教育の管理など」を決めていた。中国の官僚機構の近代化は対外交渉機構からスタートしたが、その理由を考えると興味深いところがある。

総じていえば、洋務運動などにより醸成されたこうした変化を経て、1911年に、中国ではやっと制度文明が転換する大革命—辛亥革命が起こった。辛亥革命の勃発は260年間余り中国を支配した清王朝の終焉を宣告しただけではなく、中国で2千年以上続いた封建君主専制制度の根本的な転覆を宣告した。近代制度文明の産物として憲法、国会、民国などが中国の地で初めて定着し、それ以来、「共和」は中国人民の確固たる正統な政治体制になり、中国の政治制度は近代文明制度への転換において決定的な一歩を踏み出した。

²¹ 黄浚『花随人圣庵摭憶』上海古籍出版社1983年影印本、第367—368頁。

【発表論文7】

東アジア公共圏の誕生：19世紀後半の 東アジアにおける英語新聞・中国語新聞・日本語新聞

塩出浩之（京都大学）

はじめに

19世紀後半の東アジアでは、英語新聞と中国語新聞、日本語新聞によって、国境と言語を越える報道と言論の流通が生まれた。本報告ではこれを東アジアにおける公共圏の誕生として捉え、台湾出兵や琉球処分を具体例として分析しよう。

筆者の関心は、「公共圏（公共性）」¹という観点から、日本の近代を東アジアの近代の中に位置づけることにある。明治維新後の日本で、新聞が民主化を促す公衆を作り出したことは繰り返し指摘されてきたが²、多くの場合、「公共圏」は日本というネーションを単位としてのみ捉えられてきた。しかしメディアとしての新聞が持つ本来的にグローバルな性質ゆえに、「公共圏」は一国単位で完結しえないものだった。本報告では19世紀後半の東アジアで東アジア大の言論空間、あるいは「東アジア公共圏」が形成されたことを明らかにしたい。

以下で論ずるように、東アジア公共圏が活性化する要因になったのは、明治維新以後の日本が主権国家原理を採り入れ、東アジア内部における関係の再編を推し進める中で生じた国際紛争だった。国際紛争が相互の関心を刺激し、国境と言語を越えた言論の流通を促したのである。

1. 多言語新聞ネットワークの形成

(1) 東アジア各地の開港と英語新聞

19世紀半ば、東アジア各地に設けられた開港地は、単に西洋中心の世界市場に東アジアを組み込んだだけではなかった。開港地は、一方ではそれ自体がイギリスのプレゼンスのもとで現地社会と西洋文明との接触の場となり、他方では東アジア各地をそれまでにない規模と形で結びつけ、ヒト・モノ・情報の日常的な往来を生んだのである³。開港地における英語新聞の誕生は、この双方において重要な意味をもっている。

¹ ユルゲン・ハーバーマス（細谷貞雄、山田正行訳）『公共性の構造転換 第二版』未来社、1994年。

² 島海靖『日本近代史講義』東京大学出版会、1988年、牧原憲夫『明治七年の大論争』日本経済評論社、1990年、稲田雅洋『自由民権の文化史』筑摩書房、2000年、三谷博編『東アジアの公論形成』東京大学出版会、2004年、奥武則『幕末明治新聞ことはじめ』朝日新聞出版、2016年。

³ 籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』名古屋大学出版会、2000年、古田和子『上海ネットワークと近代東アジア』東京大学出版会、2000年、川島真「国際公共財の形成」（三谷博・並木頼寿・月脚達彦編『大人のための近現代史 19世紀編』東京大学出版会、2009年）。

17世紀にヨーロッパで生まれた新聞は、19世紀に西洋人によって東アジアにもたらされた。まず19世紀初めにはオランダ領東インド、1820年代にはマカオや広州、海峡植民地で新聞の発行が始まった。そしてアヘン戦争後、中国が香港をイギリスに割譲し、上海など五港を開港すると、イギリス人による英語新聞の発行が本格化した。本稿で扱う1870年代については、香港の *China Mail* (1845年創刊) と *Hongkong Daily Press* (1857年創刊)、上海の *North-China Herald* (1850年創刊) と *Celestial Empire* (1874年創刊) などが有力紙とされる⁴。さらに1858年の安政五ヶ国条約で西洋人が長崎や横浜などでの貿易を認められると、英語新聞は日本にも到来した。本稿で扱う1870年代では、*Japan Herald* (1861年創刊)、*Japan Gazette* (1867年創刊)、*Japan Mail* (1870年創刊) が有力紙であり、いずれも横浜を拠点とした⁵。

これら東アジアの英語新聞の間では、記事の参照・転載を通じて、海をまたいで英語新聞のネットワークが形成された。いわゆる生麦事件を例としてこれを確認しよう。

1862年9月14日(文久2年8月21日)、横浜近郊で乗馬のイギリス人四名が島津久光の一行に遭遇した際、薩摩藩士が無礼を理由に斬りつけたため、一名が即死し、二名が負傷した。事件発生後まもなく、*Japan Herald* (9月16日) が号外で第一報を伝え、*North-China Herald* (10月11日) はこれを転載した上で、条約上の通行権を認めながらも、いまだ騎士道の時代にある日本で、道を塞いで薩摩藩を侮辱したのは不注意だったと論評した⁶。これに対して *Japan Herald* (10月25日) は、島津久光は大名ではないと指摘した上で、もし日本や中国の視点に立てばイギリス人は現地人に平伏するしかないが、自分たちはイギリスの法と習慣のもとで生きていると反論した⁷。

このように記事の参照・転載は情報の流通にとどまらず、しばしば論評や批判などを伴いながら繰り返された。中国と日本のイギリス人は、一つの報道・言論ネットワークを共有するようになったのである。

(2) 中国語新聞の誕生

中国では17世紀末以来、清朝政府の情報を伝える邸報がほぼ日刊で発行されていたが、邸報の内容は宮廷の動静、皇帝の諭旨、大臣の上奏文などに限られ、また邸報以外の定期刊行物は発行を認められていなかった⁸。

最初の中国語新聞は、ロンドン伝道協会のイギリス人宣教師が広州で中国人への直接の伝道を禁じられたため、イギリス統治下のマラッカで1815年に発行したものだ。アヘン戦争以後、中国語新聞は宣教師によって上海や香港などで盛んに発行され、ついで英語新聞を母体とする中国語新聞が現れた⁹。

さらに上海で1872年にイギリス人 Ernest Major が創刊した『申報』に代表されるように、西洋人が経営しながらも中国人が編集の中心となる新聞が現れた。同紙は論説や中国人読者からの活発な投

⁴ Frank H. H. King (ed.) and Prescott Clarke, *A Research Guide To China-Coast Newspapers, 1822-1911* (Cambridge: Harvard University Press, 1965).

⁵ 蛭原八郎『日本欧字新聞雑誌史』大誠堂、1934年。J. E. Hoare, *Japan's Treaty Ports and Foreign Settlements* (Folkstone: Japan Library, 1994).

⁶ *Extra to The Japan Herald*, Sep. 16, 1862, "Assasination of C. L. Richsrdsen in Japan," *NCH*, Oct., 11, 1862. *JH*の号外記事はイギリスの *The Times* にも転載された。"The Murder of Mr. Richardson in Japan," *The Times*, Nov. 28, 1862.

⁷ *JH*, Oct. 25, 1862. なお *China Mail* と *Japan Herald* の間でも同様の応酬が繰り返された。

⁸ 邸報の起源は宋代まで遡るといふ。馬光仁『中国近代新聞法制史』上海社会科学院出版社、2007年、殷晴「清代における邸報の発行と流通」『史学雑誌』第127編第12号、2018年12月。

⁹ 卓南生『中国近代新聞成立史』ペリかん社、1990年、小宮山『日本語活字ものがたり』。

書によって、清朝の地方官僚への批判なども含む議論の場を作り、代表的な中国語新聞となった¹⁰。また香港で1874年に王韜が創刊した『循環日報』は、中国人が経営する中国語新聞として初めて成功した¹¹。

以上の中国語新聞は、上海などの開港地や英領香港で発行されることで清朝政府の統制を免れており、特に開港地で西洋人が経営権を握っていたのには、領事裁判権によって新聞を守る狙いがあった。後述するように、領事裁判権を利用した新聞発行は初期の日本語新聞でも重要な役割を果たした。

草創期の中国語新聞に関しては、順叔事件と呼ばれる出来事に特に触れておきたい。清朝政府は1860年代初め以来、英語新聞や中国語新聞から国際情勢の情報を得ていた。そして1867年初め、中国語新聞で日本人の「八戸順叔」が、日本が蒸気船の軍艦を手に入れ、朝鮮を征討しようとしていると述べた記事が見つかった。この記事に危機感を抱いた清朝政府は朝鮮政府に照会し、驚愕した朝鮮政府はさらに徳川政権に照会した。徳川政権は「無根妄言」だと回答したが、朝鮮には日本への不信感が生じ、明治維新後の朝鮮開国交渉が紛糾する一因となった¹²。つまり新聞それ自体が、国家間の関係に影響を与えたのである。

八戸順叔は横浜でアメリカ人 Eugene Van Reed の通訳を務め、彼に同行して渡米した後、1866年から香港や上海で活動していた。八戸は中国語新聞の読者であり、問題の記事は八戸自身が投稿したものと推定される¹³。つまり八戸事件は、日本人のグローバルな移動が本格化する中で起こった出来事といえよう。また日本の知識人が漢学の素養によって中国語新聞を読めたことは、以下で述べるように、東アジアにおける多言語的な報道・言論の流通において重要な意味を持っていた。

(3) 日本語新聞の誕生

徳川政権下の日本では、災害や事件を伝える読売瓦版などは存在したが、その発行は単発的であり、また政治に関する出版や報道は一切禁じられていた¹⁴。定期刊行物に関しても、中国の邸報のような政府広報を含めて存在しなかった。徳川政権は長崎のオランダ商館から国際情勢情報を入手していたが、これも出版はされなかった¹⁵。

しかし開国直後から、日本国内に中国語新聞や英語新聞が流入する中¹⁶、徳川政権の学者たちは中国語新聞の翻刻出版を開始し、次いでオランダ東インド政庁の機関紙を翻訳して刊行した¹⁷。さらに

¹⁰ Natascha Vittingoff, “Readers, publishers and officials in the contest for a public voice and the rise of a modern press in late qing China (1860–1880),” *T’oung Pao* 87, no. 4 (Jan. 2001): 393–455.

¹¹ 卓『中国近代新聞成立史』、方漢奇編『中国新聞事業通史』第1巻、中国人民大学出版社、1992年、322～330頁、467～488頁、倉田明子『中国近代開港場とキリスト教』東京大学出版会、2014年。

¹² 佐々木揚『清末中国における日本観と西洋観』東京大学出版会、2000年、3～20頁、朝鮮総督府編（田保橋潔著）『近代日鮮関係の研究』上、朝鮮総督府中枢院、1940年、『同文彙考』原編・洋船情形、同治6年（大韓民国文教部国史編纂委員会編『同文彙考』三、大韓民国文教部国史編纂委員会、1978年）。

¹³ 陳捷「幕末における日中民間交流の一例」『中国哲学研究』第24号、2009年、福永郁雄「ヴァンリードは“悪徳商人”なのか」（横浜開港資料館・横浜居留地研究会編『横浜居留地と異文化交流』山川出版社、1996年）。「選録上海新報 日本国新聞」『中外新報七日録』同治5年12月12日（1867年1月17日）。

¹⁴ 今田洋三『江戸の本屋さん』日本放送出版協会、1977年、木下直之・吉見俊哉編『ニュースの誕生』東京大学総合博物館、1999年。

¹⁵ 松方冬子『オランダ風説書と近世日本』東京大学出版会、2007年。

¹⁶ 宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店、一九九九年、一四七、一七七頁。

¹⁷ 小野秀雄「我邦初期の新聞と其文献について」（吉野作造編『明治文化全集』第17巻新聞編、日本評論社、1928年）、北根豊編『日本初期新聞全集』ペリかん社、全67巻、1986年～2000年。

横浜で英語新聞の発行が始まると、徳川政権では柳河春三らがこれを盛んに翻訳した¹⁸。

1860年代後半には日本語新聞が誕生した。当初の主な担い手は元日本人漂流民でアメリカ国籍の Joseph Heco や、イギリス人宣教師の Buckworth Bailey など、横浜居留地の外国人であり、主な記事は、世界各地から到来した新聞からの翻訳だった¹⁹。さらに 1868年には戊辰戦争のさなか、新政府が政府広報として『太政官日誌』を創刊する一方²⁰、徳川政権に仕えていた洋学者の柳河春三や福地源一郎が新聞を発行し、新政府に批判的な報道・言論活動を展開した。まもなく新政府は新聞の発行を許可制とし、領事裁判権に守られた外国人の日本語新聞以外は廃刊となった²¹。

戊辰戦争の終結後、新政府は許可制の下で新聞を育成し、日本語新聞が続々と創刊された。ただし 1871年の新聞紙条例が「政法」への「謗議」を禁じたためもあり、これらの新聞は当初、政治に関する報道・言論活動には極めて消極的だった。例外は、*Japan Gazette* の元編集者 J. R. Black が 1872年に創刊した『日新真事誌』だった。Black は領事裁判権に守られた自身の立場を利用して、日本語新聞の政論新聞化を主導したのである²²。

しかし 1874年末、日本政府は口実を作って Black を『日新真事誌』の経営から退け、さらに外国人による新聞の経営・編集を禁じた。それでも Black は領事裁判権を盾として 1876年に『万国新聞』を創刊したが、駐日イギリス公使 Harry Parkes は日本政府の要請をうけてイギリス人の日本語新聞発行を禁じた。このため Black は上海に渡り、英語新聞の発行に携わった²³。

Black の日本語新聞が挫折した経緯は、初期の中国語新聞と日本語新聞が共有していた境遇をよく示している。*North-China Herald* など上海の英語新聞は Parkes の措置を強く批判したが、それは『申報』なども清朝政府の要請があれば、イギリス当局から発行を禁止される可能性があると認識したからだった²⁴。

このように日本語新聞は、中国語新聞と同じく、開港地における西洋人の新聞発行に触発されて誕生した。西洋語の新聞だけでなく先行する中国語新聞からも影響をうけたことや、明治維新という大きな政治変動は日本が中国と条件を異にした点だが、領事裁判権の下で西洋人によって発行された日本語新聞が重要な役割を果たしたのは、中国との共通点といえよう。

(4) 報道・言論の多言語的流通

東アジアの各地で英語新聞・中国語新聞・日本語新聞が報道・言論活動を行うようになると、それぞれの記事は同じ言語の新聞同士で参照・転載されただけでなく、さらに翻訳などを通じて、言語を越えて流通し始めた。

既に述べた通り、中国語新聞や日本語新聞は英語新聞に触発されて生まれた経緯ゆえに、当初から英語新聞の翻訳記事が重要な部分を占めた。一方、英語新聞の側でも、現地の情報を収集する必要上、中国語新聞や日本語新聞の記事が関心に依じて訳載された。例えば *North-China Herald* は創刊以来、

¹⁸ 小野「我邦初期の新聞と其文献について」、北根編『日本初期新聞全集』、。

¹⁹ 稲田『自由民権の文化史』25～39頁、奥『幕末明治新聞ことはじめ』23～46頁、77～83頁。

²⁰ 山口順子「『太政官日誌』の発刊」『出版研究』第四二号、二〇一一年。

²¹ 稲田『自由民権の文化史』41～68頁、奥『幕末明治新聞ことはじめ』84～108頁。

²² 鳥海『日本近代史講義』、稲田『自由民権の文化史』、奥武則『ジョン・レディ・ブラック』岩波書店、2014年。

²³ 奥『ジョン・レディ・ブラック』二六〇～二九四頁。

²⁴ イギリスの政策転換により、1881年以降は現地語新聞への規制は行われなくなるが、それまでは『申報』社主の Major 自身も、Black と同様の処分を懸念せざるを得なかった。Rudolf G. Wagner, “The Shenbao In Crisis: The International Environment and the Conflict Between Guo Songtao and the Shenbao,” *Late Imperial China* Vol. 20, No. 1 (June 1999): 107-138.

清朝政府の邸報を訳載していたが²⁵、『申報』が言論の場として活性化すると強い関心を示し、しばしば論評や記事の訳載を行った²⁶。日本では1871年、『新聞雑誌』の論説「新封建論」が *Japan Mail* に訳載され、これに対する同紙の論評がさらに『新聞雑誌』に訳載されるという応答も起こっている²⁷。

以上と比較すると、中国語新聞と日本語新聞の間での言論の流通には、注目すべき非対称性があった。19世紀の日本の知識人にとって漢学は一般的な教養であり²⁸、中国語新聞の記事は漢文としてそのまま読めた。日本語新聞は中国語新聞の記事を訳載するだけでなく²⁹、時に原文のまま、あるいは訓点を付して転載している³⁰。しかし中国語新聞には、日本語新聞からの直接の転載記事はほとんど見られない。この言語間のギャップには、明らかに中華文明圏における文化的な中心・周縁関係が反映されていた。

しかし前述のように横浜の英語新聞が日本語新聞の記事を訳載すると、中国語新聞はその記事をさらに訳載して紹介するようになった。1872年には『日新真事誌』に掲載されたある投書が、英語新聞を通じて『申報』に訳載された。この投書とは、朝鮮が3年前、新政府から朝貢（通信使を指すか）の復活を要求されたのに対して送ってきた返書と称する文書を掲げ、日本への侮辱だと主張したものであった。返書の内容は、朝鮮は「太閤様」の侵略を忘れておらず、またフランスの侵略も退けており、野蛮な西洋人を模倣する日本とは交際しないとして交戦を提案したものであり、明らかに投書者の創作だった。しかし *Japan Gazette* はこの返書を訳載し³¹、『申報』はこれをさらに訳載して、朝鮮が国際情勢を楽観視していると懸念を示したのである³²。

つまり日本語新聞と中国語新聞の間には、日本側が中国語新聞を漢文として読み、中国側が日本語新聞を英語新聞の翻訳を通じて読むという形で、非対称ながらも相互参照関係が生じたのである。以後、このような関係は東アジアの国際紛争によって活性化していった。

2. 東アジア国際紛争とジャーナリズム論争

(1) 台湾出兵をめぐる論争³³

1874年の台湾出兵は、英語新聞が主導する報道・言論活動に刺激を受けて、中国語新聞と日本語新聞が活性化し、報道・言論の流通が多方向化した契機として注目される。

²⁵ “Select Extracts from the Peking Reporter: Nos. 52, 53, 54, June 12th, 17th, 1850,” *NCH*, Aug. 3rd, 1850.

²⁶ “The Press and The Mandarins,” *NCH*, Feb. 12, 1874, “The Yang-Yeh-Liu Case (Translated from the Shen-pao of 22nd Jan.),” *NCH*, Feb. 2, 1872. Vittingoff, *ibid*.

²⁷ 松尾正人『廃藩置県の研究』吉川弘文館、244～257頁、2001年、池田勇太「明治初年の開化論と公論空間」（塩出編『公論と交際の東アジア近代』）。

²⁸ 渡辺浩『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、1997年、115～141頁、広田照幸「近代知の成立と制度化」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第8巻 近代の成立』東京大学出版会、2005年）。

²⁹ 例えば「選録上海新報」『横浜新報もしほ草』第6篇、1868年6月15日（慶応4年閏4月25日）、「支那刊行教会新報ノ抄訳」『東京日日新聞』1872年11月19日（明治5年10月19日）、「香港華字日報」『横浜毎日新聞』1873年5月16日。

³⁰ 『東京日日新聞』1872年9月19日（明治5年8月17日）、「隣邦可相援論」『朝野新聞』1879年1月23日。

³¹ “Corea and Japan,” *JWM*, July 20, 1872, “Japan and Corea,” *NCH*, Aug. 10, 1872による。当該期の『日新真事誌』と *Japan Gazette* は管見の限り見いだせないが、*Japan Mail*によれば *JG*, July 18, 1872に訳載された。

³² 「論高麗約日本交戦書」『申報』1872年8月7日（同治11年7月4日）。

³³ この項は注記しない限り、塩出浩之「台湾出兵をめぐる東アジア公論空間」（同編著『公論と交際の東アジア近代』東京大学出版会、2016年）による。

台湾出兵の発端は 1871 年、台湾に漂着した琉球人が先住民のパイワン族に侵入者とみなされ、大部分が殺害された牡丹社事件である。このような出来事は元来珍しくなかったが、明治維新を経た日本政府は、琉球を日本の完全な一部とする観点から、問罪のため台湾への出兵を検討した。

日本政府は元アメリカ廈門領事の C. W. Le Gendre から、台湾東部は中国の主権下にないという助言を得ていた。さらに日本政府は 1873 年、清朝側がパイワン族は支配していないと述べ、事件の責任を否定したのを受けて、1874 年に出兵を決行した。しかし清朝側が台湾は中国領だと主張して撤兵を求めたため、日中は開戦の危機に陥った。

当初、台湾出兵に関する報道で主導権を握ったのは英語新聞だった。Japan Gazette (1874 年 3 月 30 日) は日本政府の公表に先だって出兵の決定を報じ、駐日イギリス公使 Parkes はこの報道を受けて、日本政府に清朝政府の承認を得たか問い合わせた。また Japan Herald (4 月 7 日、17 日) は日本が台湾領有を狙っているとみて、清朝政府の抗議を予想し、出兵にアメリカの船や士官が雇われているのに駐日アメリカ公使 J. A. Bingham が黙認していると批判したため、Bingham は日本政府に抗議した。このため日本政府はいったん出兵中止を決定したが、指揮官だった西郷従道の独走により、出兵を追認せざるを得なくなった。

横浜の英語新聞の報道をうけて、中国語新聞は積極的な報道・言論活動を展開した。上海の『申報』(4 月 14 日、16 日、17 日) は台湾は中国の版図であり、日本が制裁だけでなく侵略を目的とするなら問題だと警戒した。台湾に上陸した西郷従道に対して、閩浙総督の李鶴年は 5 月 23 日に清朝政府の撤兵要求を伝えたが、『申報』(6 月 8 日) は両者の往復文書を手に入してそのまま公開し、撤兵要求を支持する立場をとった。この文書は各地の英語新聞に訳載され、さらに日本語新聞にも転載された。

一方、Hongkong Daily Press (5 月 6 日) は、中国は国際法を利用しながら、主権にともなう権利だけを求め、責任は無視してきたと批判し、もし日本が台湾を得たら、日本の現状からみて台湾はより有効な統治の下に置かれると期待を示した。この背景にはアヘン戦争の終結後、台湾にしばしば西洋人遭難者が漂着し、先住民による襲撃・殺害事件も頻発していたが、清朝政府が一貫して対応を拒んでいたという経緯があった。

台湾出兵に対する日本語新聞の反応は、Black の『日新真事誌』(4 月 20 日) が「世界人の笑たるを免れず」と批判したのを除いて、当初はほとんど見られなかった。しかし『東京日日新聞』(5 月 26 日) は「清国欧西の評討」、つまり中国語新聞や英語新聞の出兵批判に対抗して、日本政府から情報提供を受けて出兵支持の立場から報道を展開した。ただし『東京日日』も制裁目的に限って出兵を支持したため、清朝政府の撤兵要求が各紙に訳載されると困難に直面した。

日本語新聞の投書欄では、この撤兵要求を受けて出兵の是非が盛んに議論されるようになったが、それは東アジアにおける言論流通への認識と密接に関わっていた。『郵便報知新聞』(7 月 10 日、12 日) に投書した立花光臣(古沢滋の筆名)は、Japan Gazette の出兵批判を引用し、外国人が「横文字」で日本政府に「勝手次第の評論」をしているのに「我が豎文字の新聞」が「役人衆の忌諱に触れる」ことを書けないのはあまりに不公平だとして、「豎文字も横文字も」「自由人民」のための「立派なる自由の文字」となるよう求めた。また『東京日日新聞』(8 月 31 日) のある投書者は『循環日報』の記事(『匯報』からの転載)を訳出して、「香港上海等の新聞紙」の日本報道が台湾出兵以後「甚だ精細」になったと観察した。この記事は日本から帰国した中国人の観察を紹介したものであり、日本政府への批判も含んでいたが、投書者は現地には数千人かそれ以上の読者がいるとして、「今是を忌むも耳を掩て雷を避くるに類す」と指摘した。

日中の交渉が難航の末にまると、英語新聞・中国語新聞・日本語新聞は一樣に戦争の回避を歓迎した。しかし本報告の関心からより重要なのは、以上の過程を通じて国境と言語を越えた報道と言論の流通が活性化したことである。このような現象は、5 年後の琉球処分の際してさらに顕著に見ら

れることとなる。

(2) 琉球処分をめぐる論争³⁴

1879年に日本政府が強行した琉球王国の併合、いわゆる琉球処分をめぐる議論が英語新聞だけでなく、中国語新聞と日本語新聞でも盛んに論じられた。しかも中国語新聞・日本語新聞の間では、相互の主張の参照が活発に行われた。中国語新聞と日本語新聞は、琉球の帰属をめぐる互いの主張に関心を持っただけでなく、戦争の可能性に強い危機感を抱いたために、互いの意思を知ろうとしたのである。

台湾出兵の決着後、日本政府は琉球の完全な併合を求め、1879年4月、ついに「廃藩置県」の命令を国王の尚泰に受諾させ、沖縄県庁を設置した（琉球処分）。清朝政府は日本政府に抗議し、日中間の緊張が高まった。元アメリカ大統領 U. Grant の仲介で、両国間では宮古・八重山に琉球を復活させる案が1880年に一旦まとまったが、清朝政府はロシアとの紛争や琉球士族の反対によって交渉を中断し、琉球処分は次第に既成事実化した。

琉球処分が断行される直前から、琉球や中国は日本に併合の中止を求めており、ジャーナリズムでも議論が始まっていた。すでに中国語新聞と日本語新聞の相互参照も起こっており、『申報』（1879年2月11日）は、「日本新報議論」には諸説があるが、概して日本では君・臣・民そろって琉球を併合しようとしていると捉えた上で、琉球と中国の関係は揺るがないと主張した。一方『朝野新聞』（2月15日）は、琉球は歴史的に日本の属国であり、「支那新聞紙」の説は「妄誕無稽」だと主張した。

琉球処分が実行されると、『申報』（4月22日）は琉球が日本・中国に両属してきたことを認めた上で、琉球を滅ぼしたのは不正だと批判したが、『郵便報知新聞』（5月2日、3日）はこれを「支那の我儘論」と評した。また『循環日報』（6月7日）が琉球は昔から中国の属国だと主張すると、『郵便報知』（6月21日、23日）はそれなら中国はなぜ琉球を保護してこなかったか、日本は琉球を実際に支配し保護してきたと反論した。『朝野新聞』（6月29日）も『循環日報』（日付不詳）に対して、琉球の中国への朝貢よりも日本との関係の方が古いと主張し、また台湾出兵の決着を根拠に琉球処分の正当性を説いた。

こうした相互参照を通じて、中国語新聞と日本語新聞のどちらも、日中双方の論理がかみ合っていないこと自体を次第に理解した。『申報』（1879年4月15日）は、琉球に関する日本の新聞の主張は日本人の好みを反映しており、「無理」「妄論」ではあるが「虚辞」ではないのだと述べた。一方『朝野新聞』（1879年9月21日）も、日中双方に「理」「証」があるため争いが生じており、どちらかが黙らない限り終わらないと記した。

さらに日中双方が当初から重視したのは、戦争の回避であった。『申報』（1879年5月31日）は、琉球をめぐる日本と戦うべきだという主張に「理」を認めながらも、ロシアとの紛争への影響を恐れて戦争に反対した。一方『朝野新聞』（6月22日、8月1日、8月7日）は、「上海香港の新聞紙」は日本側に開戦の意図があると論じているが、それは「妄断憶測」だと主張した。戦争は仮に勝っても、「東洋政略」「東洋貿易」上の損失の方が大きいからであった。

戦争の回避とともに模索されたのは、西洋列国の支持獲得による解決である。『申報』（9月13日、11月9日）は日本は万国公法の「公論」を逃れられないと主張し、中国と西洋列国の力を合わせれば日本と匹敵し、琉球を保護できると説いた。こうした論調をみて『郵便報知新聞』（1880年1月17日）は、「香港上海の支那新聞紙」には「他に依頼するの志」があり、中国に開戦の意思はないと観察したが、列国がどちらを支持するかは当然ながら日本にとっても問題だった。こうした中、Grant

³⁴ この項は注記しない限り、塩出浩之「1880年前後の日中ジャーナリズム論争」（劉傑・川島真編著『対立と共存の歴史認識』東京大学出版会、2013年）による。

元大統領に随行した *New York Herald* の記者 J. R. Young は、同紙（8月15日、16日、9月1日）に中国、日本での要人との会談内容について詳細に報告し、Grant による日中間の仲裁を明らかにした。これらの記事は直ちに、東アジアの英語新聞・中国語新聞・日本語新聞各紙に転載された³⁵。

中国語新聞と日本語新聞の間では、独自に日中の協調を模索する動きが始まった。『循環日報』（1879年10月18日）や『申報』（1880年3月18日）が「亜洲大局」に注意を促し、日中の対立でロシアに隙を与えてはいけないと説くと、『朝野新聞』（1879年11月5日）や『郵便報知新聞』（1880年4月28日）はこれらに賛同した。『朝野新聞』関係者は1880年に興亜会を組織し、その雑誌『興亜会報告』に日本・中国・朝鮮が協力してロシアに対抗するよう主張した漢文の論説が掲載されると、『循環日報』（1880年5月10日、11日、12日）はこれを「識見卓越」と評価して紹介した。なお王韜自身も興亜会に入会している。こうした協調の動きは、日中ジャーナリズム間の相互参照が深化する中で起こったものといえよう。

しかし他方で、両者は互いの利害の相違を自覚していた。中国語新聞にとって、日中協調はロシアと日本に挟み撃ちにされないため、やむを得ず琉球問題における「体面」を捨てることを意味したが、これは琉球処分の際成事実化を目指す日本側には好都合だった。香港を訪れた興亜会の日本人に対して、王韜は日中の関係改善のために琉球の「復国」を求めたが、日本人の反応は冷淡であり、王韜は失望を示した（『循環日報』1880年5月14日）。一方、『郵便報知新聞』（1881年3月3日、4日、7日）は、日中に昔から「輔車唇齒の親」があったわけではなく、「周囲に無数の敵国を発見」してその必要を感じただけだと指摘した。そして台湾出兵と琉球処分で中国の政府・人民は日本に疑いを抱いており、今や「香港上海の諸新聞」は日本の「朝鮮への野心」を論じていると観察した。まもなく朝鮮をめぐる日中の対立が顕在化したことは言うまでもない。

おわりに

アヘン戦争以後、香港や上海にイギリス人がもたらした英語新聞は、日本の開国以後、横浜でも発行され、記事の転載・参照を通じた報道・言論のネットワークが東アジアに形成された。英語新聞に触発されて誕生した中国語新聞と日本語新聞も、翻訳を通じて、1870年代にはこのネットワークに加わった。これは東アジアが世界市場に編入される過程で、一つの地域として機能し始めたことを意味する。

言論流通の基盤をなしたのが東アジアの世界市場への統合だとすれば、言論流通の活性化をもたらしたのは、台湾出兵や琉球処分など、東アジアにおける国際紛争の頻発だった。特に琉球処分時には、中国語新聞と日本語新聞との間での相互参照も活発に行われた。その大きな要因は、中国と日本が戦争の危機に陥り、双方がその回避を目指したことにあった。

こうした言論の流通を通じて、英語新聞と中国語新聞、日本語新聞の間では、共通の関心事について互いに異なる立場や意見をもっていることが明らかになった。「異論の可視化」とでも呼ぶべきこの状況を、報告者は東アジア公共圏の誕生を示すものと考えている。

³⁵ これに対して、日本政府が援助する *Tokio Times*（10月11日）は、日本政府が Grant との会談で提示した日本・琉球の歴史に関する資料を掲げ、清朝政府の主張を批判した。すると *Japan Gazette*（11月29日～1880年1月10日）は、*Tokio Times* の主張を日本政府の公式見解とみなした上で、歴史的経緯を再検討して批判し、日本政府に公開の場で訂正を取り消しをしよう求めた。Yamaguchi, Eitetsu and Yuko Arakawa eds., *The Demise of The Ryukyu Kingdom* (Ginowan: Yojushorin, 2002). 山下重一『続琉球・沖縄史研究序説』御茶の水書房、2004年、221頁。

【発表論文8】

金玉均の亡命に対する 日本社会の認識と対応

韓 成敏 (大田大学)

[原文は韓国語、翻訳：趙 秀一 (東国大学)]

1. はじめに

甲申政変（1884）に失敗した金玉均を始めとする開化派は日本に亡命した。彼らは近代の日本社会が受け入れた初めての亡命者である。その後、「金玉均引渡しの件」は朝鮮・日本・清の外交における争点となり、彼の活動は常に目下の関心事であった。そして日本における金玉均の処遇は日本政府の最高議決機関である閣議で決まり施行された。したがって、亡命後の金玉均の活動に関する研究は、甲申政変後の韓日関係あるいは東アジアの国際関係史を捉える上で重要な意味をもつ。

亡命後の金玉均に注目した先行研究では、亡命直後の金玉均の引渡しをめぐる朝鮮政府と日本政府との交渉と紛争、1894年の金玉均暗殺事件の背後究明など、主に国際政治史あるいは外交史の側面から捉えられてきた。

近代的な政治亡命者を初めて受け入れた日本社会の認識と対応はそれほど注目されず、金玉均と親交のあった人物との逸話を紹介するものにすぎなかった。そこで、本稿では、金玉均を中心にした朝鮮の政治亡命者を、近代の日本社会がどのように認識し対応してきたかに焦点を当て検討したい。

2. 金玉均の日本亡命

金玉均や朴泳孝などの急進開化派は日本へ亡命し、1884年12月13日長崎に辿り着いた。しかし、彼らの亡命は、すぐには公にされなかった。甲申政変の事後処理で朝鮮及び清との交渉を予定していた日本政府は、開化派の亡命の件を公式に否定し¹、言論に対しても報道統制を実施したのである。

15日、日本の言論は初めて甲申政変について報道したが、しばらくの間、金玉均などの亡命や甲申政変における日本の関わりについては報じなかった²。こうした言論の報道は日本社会の反朝鮮・反清の感情を煽り、開化派を「日本党」と称するなど金玉均および開化派を感動させた。しかし、そうした世論と違って、甲申政変の責任を回避しようとする日本政府にとって亡命した開化派の存在は政治的な負担であった。亡命直後、金玉均らは福沢諭吉など日本国内の知人の援助で生活していたが、期待していた日本政府からの支援は一切なかった。そこで、1885年5月、朴泳孝・徐載弼・徐光範は福沢の勧めでアメリカへ渡り³、金玉均は日本に残って甲申政変時の日本政府の介入を暴露すると同時

¹ 『日本外交文書』17巻、351頁。

² 『時事新報』1884年12月18日；『朝野新聞』1884年12月23日、社説。

³ 『時事新報』1885年5月28日。

に、甲申政変の過程を回顧した『甲申日録』を執筆した。

朝鮮と日本との間に甲申政変に対する責任問題は「漢城条約」の締結によって一段落した。しかし、朝鮮政府の金玉均など亡命者に対する引渡しの要求はその後も続いた。それに対し、日本政府は朝鮮とは「犯罪人引渡し条約」を結ばず、亡命者たちは国事犯であるため、万国公法の規定によって引渡すことはできないと拒んだのである⁴。

3. 亡命直後の日本社会の認識と対応

朝鮮政府は金玉均引渡しの要求が日本政府から拒まれ続けると、最終手段として刺客を派遣した。当時、張激奎（張甲福）や池運永など刺客たちの企図は金玉均などの策略によって失敗に終わった。その直後の1886年6月1日、金玉均は井上馨外務大臣に書簡を送付し身元保護を要請したものの、日本政府の回答は国外退去命令であった。

思いも寄らぬ国外退去命令に金玉均は、まずは日本の警察の力が届かない治外法権地域である横浜に居場所を移し、駐日外交団を通して自分の助命運動を展開した。当時、東京では不平等条約の改正のための列国会議が開かれていた⁵。金玉均は日本が国際的に注目されていたこの時期を利用し、自分の問題を公論化しようと試みたのである。そんな中、6月7日、井上馨は朝鮮駐在の高平小五郎臨時代理公使に以下のような訓令を下達した。

金（玉均）は証拠による全ての力を動員し、裁判の手続きを通して正式に日本政府の保護を要求しようとしている。もしそうなった場合、実に結果は深刻になるだろう。（略）政府は準備が整い次第、金（玉均）をわが領土の外側へと離れさせる。しかし、金（玉均）は依然として何人かの外国人をバックにして提訴しようとしている。こうした状況で最も効果的な方法は、池運永を日本不在にすることである。朝鮮政府にこの状況を知らせると同時に、朝鮮政府にあなた個人の提案として、池運永に電報を打って直ちに日本を離れてもらうようにとアドバイスせよ⁶。

このように日本政府は不平等条約の改正のための列国会議で「金玉均暗殺未遂事件」が公論化することを予め封殺するために池運永を朝鮮に帰国させようとした。しかし、池運永が日本政府の要請による朝鮮政府の帰国命令を拒否すると、日本政府は23日、彼を朝鮮に強制送還した⁷。一方、金玉均には11日付で内務大臣山縣有朋より正式に国外退去命令が下された⁸。

しかし、日本は決して金玉均の国外追放を願っていたわけではないように思われる。6月2日、外務大臣井上馨は金玉均の「国外退去」を命令し、それと同時に「李鴻章などの要請通り金玉均を逮捕し清や朝鮮に引渡してはいけない」ということを言明している⁹。とはいえ、日本政府は金玉均を東京に存置するわけにもいかなかった。それというのも、朝鮮による暗殺企図は続くだろうし、それは

⁴ 『日本外交文書』18巻、122～125頁。

⁵ 条約改正のための列国会議は、1886年5月から1887年4月まで全28回にわたって開催した（日本国際政治学会編、1957『日本外交史研究』明治時代、有信堂、208頁）。

⁶ 『日本外交文書』19巻、556頁。

⁷ 『日本外交文書』19巻、567～569頁。

⁸ 『日本外交文書』19巻、574～575頁。

⁹ 요시노부 세가와 (瀬川義信)、1981 「日本近代史에서 본 亡命者問題」『韓日關係研究所紀要』10・11、영남대 한일관계연구소 (嶺南大韓日關係研究所)、169쪽。

日本の不平等条約の改正に悪影響を及ぼすおそれがあったからである。そういった日本政府の態度は、外交官の栗野が朝鮮政府の要求に回答した次の答弁にもよく表れている。

政治犯引渡しは国際法に従い考慮すべき問題である。通常、犯罪人引渡しに関する条約が結ばれていなければ、引渡されないが、ましてや政治犯引渡しは不可能なものである。もしも金玉均を引渡す場合、日本政府の欧米各国との関係は困難なものになるかも知れない¹⁰。

不平等条約の撤廃を外交活動の主な目標としていた当時の日本政府は、積極的な西欧化政策を推進しつつ、列強から文明国として認められることを喫緊の課題としていた。したがって、政治的な亡命者に対する暗殺事件が日本で起こり、国内治安の問題で列強に口実を与えることを避けていた。

国外退去命令は金玉均を小笠原島（小笠原諸島の当時の名称）へ送致するための口実であった。彼を東京に存置することも、国外に追放することもできなかった日本政府が金玉均に対する対応として選んだのが流刑ともいえる送致であった。しかし、名目上亡命者であり、法律を違反してもいない金玉均を送致する名分がなかったので、国外退去命令に対する違反を口実にしたのである。7月、日本政府は金玉均に対する国外退去方針を小笠原島への送致に変更した¹¹。そして山縣有朋は警視総監や小笠原島出張所長に金玉均の処遇を細々と規定した訓令を送った。それに従い、金玉均の生活は毎月整理され内務省及び外務省に報告されたのである。

小笠原島での金玉均の生活は、定期船がある度に取材され日本の新聞を通して日本社会に報じられていたのだが、特記すべきことはなかった。彼は主に禅書を読み、囲碁をしながら時間を過ごしていた¹²。小笠原島の蒸し暑い気候は健康に悪影響を与え、金玉均は山縣に疾病のことを訴え続け、移住を求めたものの全く受け入れられなかった¹³。

しかし、1888年に入り、再び金玉均と日本国内の反政府勢力との結託が懸念され、暗殺企図の動きが察知され始めると、新任の外務大臣大隈重信は、むしろ金玉均を都市の近くに連れてきて監視した方が有利ではないかという判断を下し、同年8月、金玉均を北海道の札幌に移寓させたのである¹⁴。

4. 日本の対清政策の変化と金玉均の東京帰還

1890年、金玉均は東京に帰ってきた。内務大臣西郷従道の提案によって閣議を経て11月21日抑留が解除された。西郷が提示した抑留解除の理由は、金玉均と野党の民党（民権派各党の総称）との結託や朝鮮の刺客派遣などのその間の懸念が消えたこと、そして金玉均の療養のためであった¹⁵。しかし、内地自由居住許可の本当の理由は別のところにあったと思われる。

金玉均の東京居住への要求はすでに小笠原島に送致されていた時期から続いたが、その都度日本政

¹⁰ 國史編纂委員会所蔵、マイクロフィルム NO. 03059、MT1124「栗野愼一郎復命書」、00430～00431。

¹¹ 『日本外交文書』19巻、582～583頁。

¹² 金玉均は交流できそうな人がいなかったため、小笠原島の子供たちを友として過ごしたが、後日上海まで遂行した和田延次郎はその子供の一人であった（閔泰瑗、1947『甲申政變과 金玉均』국제문화협회（国際文化協会）、82 頁）。その他に柳赫魯が三ヶ月に一回ある定期船でやってきて朝鮮と日本の情勢を報告し、注文された揮毫を書いてもらって帰ったのと、1887年、本因坊秀栄が慰労を兼ねて訪れて三ヶ月ぐらい生活を共にした程度である。

¹³ 『日本外交文書』19巻、584～586頁。

¹⁴ 『日本外交文書』22巻、427～428頁。

¹⁵ 『日本外交文書』23巻、335頁。

府に拒否され、北海道に移寓させられただけであった。また、朝鮮の刺客派遣問題に対しても、朝鮮駐在の臨時代理公使である近藤真鋤は1889年の金玉均の1次東京居住の時からその可能性を警告していた¹⁶。そして金玉均と民党との結託に対する懸念もきれいに解消されたわけではなかった。

金玉均が内地に移住し清に向かうまでの期間は、日本の第1議会から第5議会に当る時期であった。当時、日本政府と民党は「海軍力の拡張」と「民力休養」、「条約改正」などの問題をめぐって熾烈に争っていた。依然として金玉均にまつわる政治および外交上の懸念は消えていなかったが、日本政府はいきなり内地自由居住を許可した。当時、日本の各新聞は金玉均の内地自由居住許可を「自由解放」であると報じたが、金玉均に対する日本政府の監視は続き、秘密文書として報告されたのである¹⁷。

これは、日本政府が金玉均の身边に変化が生じることを恐れていた以前の受動的な立場から積極的な立場に転換したことを意味する。1890年代に入り、日本政府は対外的に清国あるいは朝鮮から金玉均暗殺企図があれば、それを清との紛争の火種として利用しようとする目的が窺える。対内的には政府と対立中の民党勢力が金玉均を使って政府を攻撃しようとするなら、これを引き金に「大井憲太郎事件」の時と同様に、民党勢力を弾圧しようとする意図として捉えるべきである。

5. 金玉均暗殺事件と日本の対清開戦世論の助成

内地移住と自由活動が許可され金玉均が東京に戻ると、再び朝鮮政府は金玉均暗殺を計り始めた。金玉均暗殺の企画者である李逸植の来日は1892年4月9日であった¹⁸。彼は、権東寿・権在寿・金泰元・川久保常吉および上海での金玉均暗殺の実行者である洪鍾宇などを同調者に糾合し、亡命者たちに近寄った。和田の証言によれば、当時金玉均は李逸植・洪鍾宇らが刺客であることをすでに知っていたという。しかし、金玉均は彼らを通して李鴻章との談判のための清行の旅経費を拵えようとした。李逸植らは金玉均の渡清計画に合わせて暗殺計画を構想したと思われる。

金玉均の清行はその危険性のため朴泳孝や頭山満を始めとした知人から丁重に引きとめられ、金玉均自身もそれについて十分に認識していた。しかし甲申政変以来、同志であると信じ込んでいた福沢を始めとする日本の自由民権者らは急激に国権論者になっていき、対清開戦を想定した日本政府は軍備拡張に熱を上げ続けていた。あげくの果てに1890年帝国議会で内閣総理山縣有朋は「主権線・利益線」という演説を通して朝鮮半島における日本の利益線の実現を公言した。1894年当時、日本社会は対外膨張欲求が広がっていた。そうした日本社会の動きを捉えていた金玉均にとって、清行はリスクを伴うものであっても諦めることのできないものであったのである。上海に発つ前に金玉均が宮崎滔天と交わした対話は、彼が上海行をどのような覚悟で臨んでいたかを示してくれる。

(略) 人間万事運命だ、虎穴に入らずんば虎兇を得ずさ、李鴻章が僕を騙さうと思ふて辞を卑うして迎へる、僕が奴を騙さうと思ふて其舟に乗る、先方に行つて直ちに殺されるか幽囚さるれば即ち已む、五分間でも談話の時間を与ふれば僕のものだ、兎に角問題は一ヶ月で決する、(略)¹⁹

¹⁶ 『日本外交文書』22巻、428～429頁。

¹⁷ 金玉均の動静は完全に内務当局より把握されていた。とりわけ、これを記した文書の欄外には「秘」と筆で書かれている。(琴秉洞、1991『金玉均と日本—その滞日の軌跡』緑蔭書房、703～704頁)。

¹⁸ 古筠金玉均正傳編纂委員会、1984、「□逸植의 예심조서」『古筠金玉均正傳』電鑛産業社、473頁。

¹⁹ 河村一夫、1987「李鴻章と金玉均との関係」『日本外交史の諸問題』南窓社、14頁、孫引き。

1894年3月23日、金玉均は上海に向かった²⁰。その時、金玉均に同行したのは、お付きの和田、通訳であり駐日清国公使館員である吳葆仁、そして刺客の洪鍾宇、この三人である。金玉均は27日の午後、上海に着いたが、翌日の28日午後3時頃、宿泊先である東和洋行の客室で洪鍾宇に狙撃され死亡する。彼の死亡事件は、上海駐在の大越成徳総領事代理から金玉均の行動を監視しろという内命を受けていた東和洋行の主人吉島徳三²¹より租界地の警察当局である工部局警察部に通報された。

金玉均暗殺事件は直ちに朝鮮・清・日本の三国政府に知らされ、関連国が機敏に対応した。しかし、金玉均暗殺とその処理過程において最も素早く主導的に動いたのは日本政府であった。日本政府は、暗殺事件の約一カ月前から香港駐在の日本領事・中川恒太郎の報告を受け、具体的な暗殺陰謀をすでに察知していた。この報告は2月10日に外務省に受け付けられた。事案の特性上そして金玉均に関する措置が閣議で決まった以前の慣例からすれば、日本の内閣に金玉均暗殺陰謀が報告されていたに違いない。ところが、日本政府は全く動かなかつたのである。むしろ金玉均の死亡を待っていたのではないかという疑念が拭えない。

こうした日本政府の一面を示してくれるのが、金玉均暗殺の前日である3月27日、陸奥が前任の外務大臣青木駐英公使に感想を書き記した書簡である。この書簡で陸奥は、「何か人目を驚かす程の事業をなすにあらざれば、この騒々しき人心を鎮静すべからず」と強調した上で、「故なき戦争を起す訳にも参らず」、ゆえに「唯一の目当は条約改正の一事なり」と、政府の大変な状況を吐露した²²。

国会開設以来、政府と議会との対立は1894年に入り絶頂に達していた。しかし、議会の地租軽減および軍事費削減闘争は明治天皇の「建艦詔勅」一言で呆気なく崩壊してしまった。それ以来、議会が政府の対外政策を弱すぎると非難し国権拡張を主張したことからすれば、根本的に政府と対立したのではなかった。ところが、議会が十分に発言できず停会が続いただけでなく、理由を明かさなまま解散させる政府の圧制は反政府的な気運を議会から国民へと拡大させた。1894年3月の総選挙においても依然として民党の優勢であった。日本政府の指導者たちは国内の政治的不安を打開し危機から抜け出す道を、戦争に求めるようになったのである²³。

甲申政変以後、対清開戦を目標に日本は軍備を増強してきたので、ある程度戦争遂行の体制が整っていた。「理由なき戦争」として内外から糾弾されないためにも開戦の口実を見つけ出さねばならなかった。上の陸奥外務大臣の書簡は政府の当局者が密かに抱いていた思いを表明したものであったが²⁴、翌日上海で金玉均が暗殺された件が打電された²⁵。

暗殺の事実が伝わった28日、日本政府は迅速に朝鮮駐在の大鳥公使を通して「金玉均暗殺」を朝鮮政府および袁世凱に伝えた。朝鮮政府は袁世凱と協議し金玉均の遺骸引渡しを協議した。29日、検屍の後、遺骸は和田に引渡され、洪鍾宇は會審衙門に起訴された。この時点まで、上海駐在の日本総領事は和田による遺骸の日本への輸送を反対しなかった。しかし、そういう領事の方針は本国の訓令によって直ちに變更される。同日、陸奥外務大臣は「係わっている日本人が誰であれ、領事は絶対過度に保護しないこと」の訓令を大越総領事代理に下達した²⁶。翌日の31日には「金玉均の遺骸が日本に搬入されないように最善を尽くせ」という訓令を下達した²⁷。したがって、金玉均の遺骸を日本

²⁰ 『時事新報』明治27年3月27日。

²¹ 『日本外交文書』27-1巻、487頁。

²² 信夫清三郎、1974『日本外交史』1、毎日新聞社、166頁。

²³ 信夫清三郎、前掲書、150～166頁。

²⁴ 藤原彰、嚴秀鉉訳、1994『日本軍事史』時事日本語史、101頁。

²⁵ 『日本外交文書』27-1巻、484頁。

²⁶ 『日本外交文書』27-1巻、486頁。

²⁷ 『日本外交文書』27-1巻、495頁。

に移送しようとした和田の努力は日本領事館の妨害で阻止されたのである。

金玉均の遺骸と洪鍾宇は清国の軍艦・威靖号で朝鮮に移送され、4月14日、朝鮮政府に引き渡された。その日の夜、楊華鎮で金玉均の遺骸は陵遅処斬され、彼の首には「謀叛大逆不道罪人である（金玉均を本日楊華鎮で時を待たずに陵遅処斬する）」という木牌が掲げられた²⁸。

金玉均暗殺以後の三国の対応を見ると、朝鮮と清は初めから協力関係にあったことが明白である。しかし見逃すことのできないことは、日本政府はすでに金玉均に対する暗殺陰謀を把握していたという点と暗殺の全過程において朝鮮と清が協力できるように情報を提供したのはいつも日本であったという点である。そして暗殺をめぐる政局を主導的に利用したのも日本政府である。

金玉均暗殺事件は3月30日より新聞を通して日本社会に一斉に報じられた²⁹。その後、日本の新聞は数ヶ月間に渡って大々的に報道し続けたが、この暗殺事件は日本国民に大きな衝撃を与えたのである。最初はほとんど金玉均暗殺に対する哀悼の論調であったが、時間が経つにつれ、次第に変化し4月5日からは「金玉均追悼義損金」募集のために15社の新聞社が合同で紙上キャンペーンを行なった³⁰。30日から展開されたこのキャンペーンは、日本社会で類のないこととして、金玉均の追悼を社会全体に広げるのに十分なことであった。

そんな中、金玉均の遺骸が朝鮮で陵遅処斬されたことが報じられた。そして朝鮮政府の野蛮性を浮き彫りにする記事が連日続いた³¹。その段階で、新聞の論調は哀悼から次第に朝鮮と清の野蛮的な行為に対する糾弾へと発展していった³²。一方、事件直後、頭山満など金玉均の故友を名乗る在野の対外強硬派は「金氏友人会」を結成し大々的な追慕事業を展開した。世論は文明の力をもって野蛮を膺懲すべきであるという、すなわち対清開戦の要求へと発展していったのである。

こうした動きに対し、日本政府の措置は、表向きでは徹底した放棄であった。当時、反朝鮮・反清の世論を助成する代表的な新聞は福沢の『時事新報』と『東京日日新聞』であった。『時事新報』はすでに1885年、福沢の「脱亜論」をきっかけにして対外侵略論を堅持していた。そして『東京日日新聞』は明治政府の機関誌であった³³。このことは日本政府が言論を通して金玉均暗殺事件を対清開戦世論の助成に利用したことを物語る。

5月15日になると、衆議院では金玉均暗殺事件に対する政府の対応を批判すると同時に、対清開戦も辞さないという要旨の演説が行なわれた。31日は、政府の軟弱外交を批判し「内閣弾劾上奏案」が可決する。これに先立ち、20日には「金氏友人会」の主導で貴族院・衆議院議員および全国82社の新聞社代表が葬儀委員として参加し、「金玉均葬儀」が盛大に行なわれた³⁴。また、日本の文化界では金玉均の暗殺をテーマにした演劇が高い人気を誇っていた。それは金玉均暗殺をめぐる朝鮮および清への糾弾とそれに対する膺懲を描いていた³⁵。

金玉均の葬儀が行なわれた翌日、的野半介は玄洋社の代表として川上操六参謀次長を訪れ、清との開戦を主張した。川上は「何分にも伊藤首相が非戦論の親玉であるから、如何なる理由があつても戦争などとは思ひも寄らぬことである」と述べたが、直ちに語を改めて「誰か一人付け火をする者はな

²⁸ 『日本外交文書』27-1巻、507～509頁、506頁。

²⁹ 『時事新報』・『東京日日新聞』・『國民新聞』明治27年3月30日。

³⁰ 『時事新報』明治27年4月5日。

³¹ 『東京日日新聞』明治27年4月18日；『時事新報』明治27年4月18・24日；『國民新聞』明治27年4月29日。

³² 『東京日日新聞』明治27年4月17日・20日；『時事新報』明治27年4月24日。

³³ 松下芳男、1960『日本軍制と政治』くろしお出版、211～218頁。

³⁴ 『時事新報』明治27年5月22日。

³⁵ 琴乗洞、前掲書、867～868頁。

いか。火の手が擧がりさへすれば火消しは我々の任務」と答えた³⁶。このように日本政府は対清開戦世論の助成において公に乗り出さなかったものの、受動的に開戦世論に従うような姿勢をとったのであるが、それは日清戦争で列強の干渉を懸念した日本政府の一貫した方針であった³⁷。この頃、日本の世論は対清開戦に統一していた。実際、世論で強硬論と開戦要求は質的に違うものである。日本で一般的な対清強硬世論が具体的な対清開戦要求へと転換する決定的な役割を果たしたのが金玉均暗殺事件であった。

日本国内の統一した強硬世論を基に、日本は迅速に決戦体制に突入した。参謀本部はすでに5月下旬から朝鮮派兵のための輸送準備に着手し、6月5日に戦時大本営を設置、翌日の6日に清兵の派兵が知らされると、直ぐに朝鮮に派兵した。7月16日には新しい「日英通商航海条約」が調印されることで、日本政府が何より懸念していた清日開戦に対する列強の干渉も排除された³⁸。

このように、開戦に対する国内外の理解を得た日本は、23日韓国の景福宮占領を皮切りに日清戦争に突入したのである。

6. おわりに

亡命以降の金玉均の処遇は、日本政府の対朝鮮および対清政策によって変わっていった。日本政府は開化派の亡命直後、甲申政変の責任回避のために彼らが亡命した事実そのものを否定した。その後、「朝露密約」、巨文島事件によって朝鮮が列強の角逐の場として台頭すると、甲申政変後、朝鮮問題において直接的な対清牽制力を失っていた日本は金玉均引渡しの件を対清共助のための交渉カードとして利用した。しかし、朝鮮の暗殺企図が続き、日本国内の反政府勢力と金玉均との連携が気掛かりであった。それは当時日本の最大問題であった不平等条約の改正に悪影響を及ぼす恐れのある問題であった。金玉均を国外追放することもできず、かといって国内に存置することもできなかった日本政府は金玉均を小笠原島・北海道へ送致した。

1890年以後、日本政府の対外政策が変化するにつれ、金玉均の自由居住が許可されたが、監視は続いた。これは、金玉均の身の上の変化は朝鮮・清・日本、三国の外交紛争になり得る問題であるので、それを避けようとした日本がこの時点においては積極的な金玉均の活用政策へと立場を転換したと捉えることができる。そして、最後に金玉均の暗殺事件は日清戦争のための日本国内の世論統合と対外的な名分獲得に利用されたのである。

³⁶ 玄洋社社史編纂会、1917『玄洋社社史』435～437頁；黒龍会編、『東亞先覚志士記伝』上、原書房、143～144頁。

³⁷ 陸奥宗光・김승일(キム・スンイル)訳、1993『건국록(蹇蹇録)』、범우사(ボム社)、36頁。

³⁸ 『日本外交文書』27-1巻、113頁。

【発表論文9】

近代中国女性のモビリティ経験と 女性「解放」に関する再考

秦 方（首都師範大学）

[原文は中国語、翻訳：解放（東京外国語大学）]

本稿では 20 世紀初頭の中国人女性のモビリティ（移動）経験に焦点をあて、女性の「解放」思想を分析しようとする。所謂モビリティとは、士紳階級出身の女性が、女学校や慈善と政治運動などに参加することによって、その身体、イメージ、言説などが公的空間において流動することを指す。こうしたモビリティ経験は、物質的には 19 世紀後半から隆盛した新しい交通手段と現在の大衆メディアによって生まれ、また言説が「幽閉」から「解放」へと変化したことを反映している。当時の人々は、女性のモビリティ経験に対してある種の楽観的・美的イメージを抱いており、モビリティそのものは、女性の解放の象徴となった。しかし、歴史や歴史記述の視点から見れば、モビリティに対するこのような推奨は、当時の一般人や知識人が、近代性が持つ進歩性と解放性を受容していることを反映していると言える。女性の「解放」は決して自明な概念ではない。植民主義と言論覇権の歴史的フレームが内在している。したがって、私たちはモビリティに関連する女性の「解放」思想に対して十分に警戒しなければならない。

1905 年、秋瑾（1875-1907）は、若い女性の日本留学を励ますために、次のような浪漫に溢れたことを語っている。「我が国の女性は経済的に困窮していたため、許された期間があまりにも短く、志を持っていても実現できなかった。その後、動きやすく簡素な服装で、閉ざされた部屋から出て、楽しい気持ちで船に乗り、自由の空気を吸いながら、東にわたり、学業に励む準備をした。」¹ 実際、20 世紀初頭、秋瑾のように家の外の世界を楽観的に思い、胸を躍らせた女性は少なくない。数多くの士紳階級の女性は、学校教育のために、あるいは国や民族の政治に参加するために、頻繁に家を離れ、都市、省や国境を越え、公的にも私的にもモビリティする集団となったのである。例えば、当時の公的空間において最も活躍している女性教員と女子生徒は、それまではずっと家の中に閉じこもっていたが、女学校の出現によって、教授や学習のために家を出るようになった。距離が近い場合、彼女たちは毎日家から学校まで歩き、時には人力車に乗って学校から他の公的空間に移動して活動した。距離が遠い場合、蒸気船や汽車のような近代的な交通手段を利用して、新しい学校や都市、そして国家に移動して、教師や学生となった。

このようなモビリティは、身体の移動のみではなく、女性の言説、文字、更にイメージなどが社会において伝播され流通されることを含む。今まで比較的的に研究されてこなかった清王朝末期の女学生の写真に注目すればわかるように、19 世紀末から 20 世紀初頭、都会における撮影技術の流行にともない、数多くの女性教員と女子生徒は写真を撮り、互いに送り合い、もしくは出版していた。写真

¹ 秋瑾『実践女学校付属清国女子師範工芸速成科略章』、『秋瑾全集箋注』（郭長海編集、吉林出版社、2003 年、p368）

の撮影と流通は、身体の移動ほど頻繁ではなかったが、その流通の範囲と影響は身体の移動と同じ程度であった。写真は、文字ほどの解釈のシステムを持たないが、写真を撮られる側の社会的身分と地位を明確に示すことができる。被撮影者の姿勢や服装、装飾、背景などが被撮影者の身分を提示しているだけでなく、その写真の流通方法そのものも、自己の説明の有効な手段となっている。従って、身体の移動やイメージの伝播は共に「重要な能動性の場」²を形成している。その中で、女性は自らの身体や行為、イメージ、社会関係に対して検討、把握、コントロールするようになり、最終的に、新しいジェンダーの規範とモラルの境界を形成した。

もっと広い視点から見ると、モビリティの重要性は、単に清末の女性が家の外での経験を増やしたところにあるのではなく、「幽閉」から「釈放」へと言説の時代的転換が見られるところにある。中国の伝統社会、とりわけ、宋の時代以降では、儒教思想の世俗化によって、女性は意識的に「幽」（奥ゆかしさ）、「嫺」（上品さ）、「貞」（貞淑）、「静」（静粛）を自らのモラルの規範としてきた。もちろん、家の内と外を区分するという点で、女性が事実上全く家を出なかったというわけではない。明清歴史の専門家によれば、少なくとも、明清の時期には、多くの士紳階級の女性は、親戚を訪れたり、郊外で散歩したり、寺院を参拝したり、時には他の家で居候しながら家庭教師をしたり、もしくは家族と長旅に出たり、家事を手伝ったりしていた³。しかし、当時の女性は外出する際、外の世界と接触を慎みながら行動することで、個人のモラルと社会的地位を表そうとした。こうした行為の規範と公的空間への警戒は近代まで続いてきた。例えば、曾国藩の娘である曾紀芬（1852-1942）は、その自筆年譜の中で、「私は幼年にも関わらず、姉たちに従って一歩も外に出ることがなかった。」⁴と回想している。注目すべきことは、この記述は単に曾氏が青年期に「内外有別」規範を実践したことではなく、彼女が80歳の高齢にも関わらず、依然として当時の規律を忠実に守ったことを意識的に強調している点である。

しかし、こうした「幽」に傾倒する言説と実践は、19世紀後半から批判や否定されるようになった。西洋から中国にきた人々（主に宣教師）と中国のエリートたちは、自分たちこそが女性の解放者であると主張し、家に閉じ込められて慰み物化しているという中国人女性のイメージを作り出し、女性が家に閉じ込められることによって得られる奥ゆかしい上品さを批判している。かつて女性たちが能動的に美德として認識して選択した「幽」という徳目は、「困」（閉じ込められる）という受動的かつ無力感に溢れる俗悪と変容してしまった。林樂知の「幽閉」論は典型的な言説である。林樂知によれば、中国人女性を抑圧する三つの習俗のうち、二番目に「幽閉」を挙げている。「中国で高い身分の女性は、外の俗悪に染まることを恐れ、一生家を出ることがない。女性を釈放させないことは、教化が良いものではないということを示し、女性を永遠に幽閉していることは、教化が進んでいないことを意味する。」⁵ これに対して、林樂知は「釈放」という単語を提示し、「幽閉」を打破する良薬であるとしている。「女性を釈放するとは如何なることなのか？世界の人々を釈放することは、最も重要なことであり、女性を釈放することは、東の諸国を救う良い方法であろう。中でも中国は最

² Judith Butler, *Bodies that Matter: On the Discursive Limits of "Sex"*, New York & London: Routledge, 1993, px.

³ Timothy Brook, *The Confusions of Pleasure: Commerce and Culture in Ming China*, Berkeley: University of California Press, 1998, pp. 182-185; Dorothy Ko, *Teachers of the Inner Chambers: Women and Culture in Seventeenth-Century China*, Stanford: Stanford University Press, 1994, pp115-142, 219-224;

⁴ 『崇徳老人自訂年譜』、李又寧編集『近代中国婦人自叙文選』第一号、聯経事業出版社、1980年、p15

⁵ 林樂知編集、任保羅口述『論中国変法之本務』、『万国公報』、1903年第167号、pp7-8

も深刻であり、その病症への処方薬として、これを除いて効くものはないであろう。」⁶ 宣教師と中国の士紳階級の解釈と宣伝によって、中国人女性が本来の推奨されてきた「家の中で生活する」ライフスタイルと、そこから生まれるモラルは、この時期に徹底的に変容し、女性の原罪となり、改革しなければ存在できないものとなった。

こうした受動的、無力的に部屋に閉じ込められた女性のイメージと、顕著に比較されているのは、同時代に賛美されていた、逆境を乗り越え、明るい人柄を持ち、活気に生きる新女性像である。中国人女性、広く東洋の女性は、「網から逃れ、塀を越え、雷や波のごとく、束縛から抜け出すその進歩の速さは、驚くほどであった。」⁷とあるように、旧秩序を打破する行動の主体として期待された。立ちほだかる壁を打ち壊してこそ、女性は自由な新世界に入ることが可能となる。このような女性の気質に関する言説の変化は、清末の女性の身体、言語、イメージ、そして観点が事実と想像の空間におけるモビリティに対して合理性と合法性を提供した。

しかし、注目すべきことは、清末におけるモビリティの言説の背後に、当時の人間が現代的進歩、開放、文明の特質に対する楽観的な想像と過剰な美化が見られるが、その具体化と実現には相当に苦勞したという点である。女性たちが、国家のため、女学校のため、独立のために、都市空間とメディア空間の間を移動する時、モビリティが、彼女たちの活動範囲を拡大し、アイデンティティを変容させたのも事実であるが、同時に、内外の区別と、優雅と低俗の区別を曖昧化させてしまったため、かえって女性の文明的イメージを損なう結果となった。その結果、本来モビリティを推し進めてきた社会の雰囲気は、女性に対する伝統的性別の規範を守護し強化させ、最終的に、ある種の「自由であるが道徳範囲内」という混同された女性の気質を形成させた。⁸

先述したように、秋瑾は女性たちが楽しんで船に乗り日本へ行くことを勧めていたが、自分が日本刀を持参して旅したことについては隠していた。秋瑾の親友である呉芝瑛の回想によれば、「彼女は日本からの帰りに上海を渡った時、自分の大変だった留學生活について語りながら、新しく入手した日本刀を見せ、『弱い女性として、万里の道を三等の船倉でクーリーと一緒に数回往復した。暑い気温の中で、病気で倒れることも何度かあった。自己防衛として頼りになるのはこの刀だけだったので、身から離すことはなかった。』と語った。」⁹

また、遊女と新女性は写真を撮ることがよくあったが、前者はファッションの流行を導く存在ともなった。従って、優雅と低俗の区別を強調するために、新女性は写真を撮る際、姿勢、服装、背景などの細部を利用して、自らの文明性と近代性を表そうとしていた。それだけでなく、大部分の新女性の写真は、近代的啓蒙と啓発を趣旨としている雑誌に掲載されることが多い。（主に女性雑誌）¹⁰ こうした雑誌の創刊者の多くは、女性の教育や男女平等、国家と民族の危機などの話題に高い関心を持っていた。このような写真は、決して世俗的な娯楽を趣旨とするタブロイド誌には掲載されなかった。言い換えれば、新女性と遊女の写真は、ともに公に晒されているが、その掲載される媒体と写真の流布経路が、優雅と低俗を区別するものとなるため、新女性は、依然として公の視線の中で、自己の文明性と進歩性を保つことができたのである。

⁶ 前掲書、p7。

⁷ 『東洋女界之新現象』、『万国公報』、1906年第215号、pp63-64

⁸ 純夫『女子教育』（その一）、張玉法編集『近代中国女権運動資料』、龍文出版社、1995年、p642

⁹ 呉芝瑛『記秋女俠遺事』、中華書局上海局編集『秋瑾集』、中華書局、1960年、p190

¹⁰ 煉石『発刊詞』、『中国新女界雑誌』、1907年第1号、p3

しかし、注目すべきことは、こうしたモビリティに対する推奨が、実は権力的な言説が浸透したことによって生まれた一種の想像であり、それは同時代の中国人が、近代性が持つ進歩、開放と発展という特質に対する楽観的な想像と過剰の美化が反映されたものであるという点である。このような傾向は 21 世紀まで続き、最も批判精神を備えているフェミニストでさえ、十分な警戒を示さなかった。例えば、エリザベス・プリチャード (Elizabeth A. Pritchard) は、西洋のジェンダー歴史研究において、女性史研究家が、無意識にモビリティと西洋のポスト啓蒙時代の発展と進歩的言説とを関連付けたことによって、所謂、解放性を説くフレームが、時には女性の利益を損なう畏となってしまふということについて鋭く指摘している。¹¹

先述した秋瑾を例にすると、このような新女性は、大衆を相手に宣伝する際、美しい側面を強調するが、プライベートの交流と現実の生活においては、彼女たちは新しい交通手段とモビリティ経験に対してある種の警戒心を同時に抱いていた。このような警戒心は、女性の解放を核とする近代的言説が、女性が家を出ることを促しているが、その近代の言説自体 (ナショナリズム、フェミニズムなど) が、この時期にはまだ概念や意義についての議論が絶えなかったため、モビリティする女性に対して実践的規範を提供できなかったことによる。この行為規範は非常に重要であり、日常生活での絶えない実践を通してこそ、自然と心理的にも、また行為の基準として内在化できるものである。秋瑾の例が典型的である。¹² 彼女が家を出て、蒸気船で日中を往来する際に、そのモビリティへの期待と解放への憧れは、彼女に、乗船している他の階級の異性との共同生活によって生まれる危険性について何も教えなかった。結局、彼女は最も伝統的な自己防衛の手段を取ったのである。

従って、私たちは女性のモビリティ経験を歓迎する同時に、必ず一時停止のボタンを押さなければならない。そして、女性の解放という慣性的な思考と歴史的評価に対して考えなければならない。この思考には二つの側面があり、女性の解放は歴史的経験であり実存である同時に、アカデミックと社会運動における理論分析フレームと思考パターンでもある。

近代以降、数多くの社会思潮と観念が欧米から日本を経て中国に入った。例えば、国家、民主、科学などが挙げられる。こうした観念と言葉における中国での伝播と受容過程とを比較すると、私たちの女性の「解放」の背後に隠されている植民主義的イデオロギーに対する警戒心が足りないことがわかる。その結果、女性の「解放」は近代中国女性史において最も重要なキーワードとなり、また、多くの学者が使用する言葉となった。

なぜこのような現象が起きたのだろうか？ 筆者は以下の二つの側面から考察してみたい。まず、女性が動員される過程における道具性が指摘される。近代歴史の発展過程において、ナショナリストやフェミニスト、政党組織、または国家政権、これらいずれも、女性の動員を重要な課題としてきた。彼らは女性が国家と社会改造における重要な役割を果たす存在であると考え、女性の思想の解放について盛大に宣伝した。その結果として、20 世紀や 21 世紀でさえ、私たちが女性の解放を支持しようが、反対しようがと関係なく、それそのものが、私たちが女性の問題を考える上での基準となり、ある種の日常的で常套の思想となった。その次に、女性の解放の結果から見ると、これは確かに近代女性生活の経験を大きく変容させている。例えば、身体の変化や教育を受けること、職業の発展、経済の独立、自主意識の形成などが挙げられる。いつしか「解放」を経て、女性が自主性と主体性を持つ

¹¹ Elizabeth A. Pritchard, "The Way Out West: Development and the Rhetoric of Mobility in Postmodern Feminist Theory," *Hypatia* 15:3 (Summer 2000): 57.

¹² Tani E. Barlow, "Theorizing Woman: Funü, Guojia, Jiating," in *Body, Subject and Power in China*, eds., Angela Zito and Tani E. Barlow, Chicago: University of Chicago Press, 1994, p261.

集団となったので、これは非常に嬉しい成果と言える。

しかし、ジョアン・スコット (Joan W. Scott) が述べているように、私たちは、女性が主体性を得たことが解放の一種の勝利だと思っているが、この主体性という課題自体が虚偽の命題であることを看過してしまったのではないだろうか¹³。なぜ私たちは主体性を近代の女性解放の証と見なすのだろうか。この問題の背後には、伝統的女性は主体性を欠いた集団であることが暗示されているのではないか。こうした持つ/持たない、伝統/近代といった二元対立構造は、正に私たちが他の領域においても繰り返し問うてきたものではないだろうか。なぜ女性の「解放」もしくは、女性史に限って、私たちは簡単に楽観的、美化的に「解放」の勝利を祝うのだろうか。つまり、私たちは、自明となってしまった観念から脱皮し、女性史を記述し語る時、使用されている基本フレームと概念に対して歴史的に繰り返し省察しなければならない。21世紀の私たちは、未だこの近代性という居心地の良い場所 (comfort zone) の内から、こうしたフレームと概念を受容してきたのではないか省みなければならない。

筆者はいくつかの例を通して、こうした歴史性を孕む課題と思考が、どのように 21世紀の今日においても、私たちに歴史と現実の中の女性の問題を想像するために、自然に受容してきたかを明らかにしたい。

第一に、ある種の経歴は「解放」と見なされるということである。例えば、足を自由にさせる、学校の教育を受ける、家を出る、モビリティする、利益を生む、婚姻の自由など。一方、他の経歴は解放の対立面にある「抑圧」とされている。例えば、纏足、文字が読めない、家の中に閉じ込められる、他人の利益を分ける、親が配偶者を決める婚姻など。しかし、私たちはなぜ前者を「解放」の構造内に入れ、後者を「抑圧」の構造内に入れるのか反省することがない。これは、清末からの女性の気質に関わる「定義システム」 (defining system) の変化と直接的に関連している。長い間、士紳階級の女性は自分達を儒教の性別規範の定義者、実践者、守護者と考えてきた。しかし、清朝末期になると、今まで自らの身分を証明するものが全て否定されるようになった。纏足は野蛮の象徴となり、家の中で生活することは生産をしていないことになり、生産せず利益を分ける根源にもなっている。女であること、妻であること、母であることは、自分の小さな家しか意識せず、国家を無視するとして非難された。才女という役割は、国と民族の危機と相入れないため酷評される対象となった。このように彼女たちのエリートの地位は脅かされていた。このような状況で、彼女たちは自分達のエリートとしての資源と階級の優位性を利用して、足を自由にさせること、学校教育、公共道徳、国家と民族などの近代的な物差しを持って、「尊卑価値の秩序」¹⁴を再構築することで、彼女たちがこの新しい社会階級の最上階に位置しようとした。女性エリートの自らへの権力付与と、自分たちが女性の変革を牽引すべき存在であるという意識は、彼女たちが士紳階級出身の根深いエリート意識に由来している。従って、こうした現代のレッテルを基準とすれば、ある種の新しい権力政治が伝統的社会層の上に立つことになる。このような女性エリートたちは、新興の女性文化、ジェンダーメカニズム、社会階級において優位性と主導性を保ちリーダーシップを発揮しようとした。

第二に、女性地位論、即ち、「女性のレベルの高さは、国家の文明程度を象徴するもの」であるという論理である。今日にも、この観念は社会に広がり、疑う事のない真理と見なされている。しかし、この観念は実は 19世紀末に西洋の植民地主義的イデオロギーの拡張によって中国に入ってきたのである。林樂知などの宣教師が『万国公報』に掲載した文章の中で、「一国家の教化を論じる際、女性

¹³ Joan W. Scott, "The Evidence of Experience," *Critical Inquiry*, 17:4 (Summer, 1991): 773-797.

¹⁴ 劉人鵬『近代中国女権論述：国族、翻訳、性別政治』学生書局、2000年、pp166-167

の地位を観察しなければならない。そのことによって教化のレベルを定めなければならない。西洋の文明に教化された国では、女性は皆平等であり、東洋の半ば教化された国では、女性は皆平等ではない。全く教化されていない人々の中で、女性は、奴隷や家畜同様に扱われている。中華は東洋の国において、教化された大国であり、それは女性への態度から伺え、教化された国であることが直ちに証明される。」¹⁵と言及しているように、彼らは地位と性別、国家、民族を関連づけることによって、国家を単位とする一つの階級観念を構築した。この観念はグローバル的植民秩序と高度に一致している。例えば、女性の地位の低い国を論じる際、林樂知などはよく、インド、朝鮮、中国などのような、植民地拡張において遅れている国を挙げている。その後、フェミニストやナショナリストたちはなんの疑問も持たずに、こうした女性の地位を国と民族を評する基準として受容した。しかし、その背後に隠されている植民地イデオロギーに対しての省察はなかった。

第三に、男女の平等である。中国の近現代歴史において、女性は絶対的平等と相対的平等の間で揺らいでいることがわかるが、この揺らぎは数多くの歴史問題を生じさせ、今日に至るまで、多くの女性はこの両極端の間で揺らいでいる。例えば、女性は家を出て、男性と同じように働き、収入を得て、家族を養わなければならない。しかし同時に、女性は家での家事や育児という責任も負わされている。どちらも、立派にこなしても、できなくても、批判され否定されてしまうのである。現在の理想としての女性のイメージは、家の内でも外でも活躍できるスーパーウーマンであり、彼女たちは人から羨ましく思われる職業を持つと同時に、家事を、とりわけ育児を完璧にこなさなくてはならない。

男女の平等問題は、近代以降、女性の解放構造の中から生まれ、性別本質主義的な傾向を表している。簡単に言えば、中国の儒教による家族秩序の中では、男女、乾坤、陰陽は関連し、互いに補完している。男女は同じ「人間」として、地位は平等であるものの、上下という「区別」が見られる。¹⁶近代になり、儒教の倫理規範の関係性における身分に揺らぎが生じ、疑問視され、ついには転覆されて、ジョン・フィッツジェラルド (John Fitzgerald) が述べる「カテゴリー・アイデンティティ」(categorical identity) が形成されるようになった。「女性」というカテゴリーを例に、この分類の中では、全ての女性は共同の性別特質を享有すべきであり、秋瑾のような夫と子供と能動的に離れ、日本に留学する女性は、「女性世界のロールモデル」とされた。このように女性を一つのカテゴリーに分類し、男女の平等を一種の社会の理想とすることは、近代国家の出現と国民を新しい道徳的秩序と見なすことと同じ脈絡であり、更に、近代国家の平等と種族の平等が理想的な秩序となっているのと同じ脈絡である。¹⁷例えば、清末に、多くの新女性は「女性界」と自称し、「男性界」との相互援助を呼びかけていた。また、「女性界」は「商界」や「軍界」、「学界」などの表現と併記されている。興味深いのは、「男性界」は「女性界」としか対照されず、ほかの「各界」と並んで論じられることはなかった。これは、「商界」、「兵界」、「工界」、「学界」などが、当然として男性によってできた「界」であることを表している。

最後に、問わなければならないのは、女性は近代の基準で解放されてからも、なぜこの美しくて新しい世界の快楽を実感できないだけでなく、これまでと同じような苦悩と苦痛を感じているのだろうか

¹⁵ 前掲書 6

¹⁶ 前掲書 14、pp1-72

¹⁷ John Fitzgerald, "Equality, Modernity, and Gender in Chinese Nationalism," in Doris Croissant, Catherine Vance Yeh, and Joshua S. Mostow eds., *Performing 'Nation': Gender Politics in Literature, Theater, and the Visual Arts of China and Japan, 1880-1940*, Leiden; Boston: Brill, 2008, p24.

か。今まで、私たちはこうした家の内と家の外の二重の負担が生じた原因を、女性の解放が徹底的に行われていないことによるものと考えてきた。従って、この過程において生じた挫折は、性質的には保守的なものであり、時間的には一時的なものであるため、それは永遠に女性の前進を阻止することはできないと説明してきた。しかし、どのような標準で「解放」の徹底度を測ればいいのか。あるいは、私たちは思考を変え、解放が不徹底であるのか、それとも、解放という枠組み自体が最初から間違っていたのではないのかという問いを立ててみてはどうだろうか。私たちは、この枠組み自体に内在している権力的言説と構造に対して十分な警戒を持たず、もしくは意識しないまま、この枠組みが提示してきた近代性と合法性をそのまま受け入れ、そしてこの枠組みを使用して中国の社会と女性を改造しようとしていたのである。結局、新しい思想が中国の社会に相容れられず拒否反応が起こりその対価を払った（男性も同様であった）。従って、私たちは、女性の解放という思想パターンの歴史性を思想的に意識しなければならない。女性たちが解放された後に直面した複雑な局面を注視し、国家、社会、制度の側面からこうした複雑な局面においていかに対処すれば、女性たちが自ら真の選択ができ—「解放」を選択しようが「抑圧」を選択しようが—そのことによって政治的圧力や道徳的に困難な状況、生活の負担なども背負わなくて済むのか、真摯に悩まなくてはならない。

著者略歴

三谷 博／MITANI Hiroshi

1978年東京大学大学院人文科学研究科国史学専門課程博士課程を単位取得退学。東京大学文学部助手、学習院女子短期大学専任講師・助教授を経て、1988年東京大学教養学部助教授、その後東京大学大学院総合文化研究科教授などを歴任。現在、跡見学園女子大学教授、東京大学名誉教授。文学博士（東京大学）。

専門分野は19世紀日本の政治外交史、東アジア地域史、ナショナリズム・民主化・革命の比較史、歴史学方法論。

主な著作：『明治維新とナショナリズム—幕末の外交と政治変動』（山川出版社、1997年）、『明治維新を考える』（岩波書店、2012年）、『愛国・革命・民主』（筑摩書房、2013年）など。共著に『国境を越える歴史認識—日中対話の試み』（東京大学出版会、2006年）（劉傑・楊大慶と）など多数。

大久保 健晴／OKUBO Takeharu

慶應義塾大学法学部教授。博士（政治学）。専門は、東洋政治思想史・比較政治思想。特に、18-19世紀のオランダと日本との交流に光を当てながら、初期近代から近代へと至る西洋と東アジアの外交、経済、学術、法を巡る交渉史を、文化横断的な視座から解明している。東京都立大学大学院社会科学研究科で博士号を取得した後、明治大学政治経済学部専任准教授、オランダ・ライデン・International Institute for Asian Studies 客員研究員、慶應義塾大学法学部准教授などを経て、2019年より現職。

主な著作：『近代日本の政治構想とオランダ』（東京大学出版会、2010年）、The Quest for Civilization — Encounters with Dutch Jurisprudence, Political Economy and

Statistics at the Dawn of Modern Japan— (translated by David Noble, Brill, 2014)、がある。

韓 承勳／HAN Seunghoon

韓国 高麗大学 ドイツ語圏文化研究所 研究教授。高麗大学 韓国史学科で「19世紀後半朝鮮の対英政策研究（1874～1895）—朝鮮の均勢政策と英国の干渉政策の関係定立と亀裂」で博士論文を受けた。近代時期、韓国と西欧列強の関係定立と展開過程を主に研究している。最近では、全地球的グローバル化の歴史の中で韓国人の生の軌跡に関心が多い。

主な著作：「朝米修好通商条約（1882）」の締結当時、米国の「公平さ」が持つ含意、「変更の接触地帯<三島>と<巨文島>の誕生」、「1920年東亜日報のアイランド独立戦争報道態度とその意味」などの論文、□「韓国の対外関係と外交史—近代編」（共著）、□「3.1運動100年□1、4」（共著）など。

孫 青／SUN Qing

復旦大学歴史学科准教授。専門は、中国近現代史、文化史、教育史、史学史、中外文化交流、知識と近代社会、制度改革などである

主な著作：『晚清における「西政」の東漸と本土の回答』（世紀出版集団上海書店出版社、2009年10月）などがある。

大川 真／OKAWA Makoto

1974年群馬県生まれ。東北大学文学部卒業。同大学院文学研究科文化科学専攻日本思想史専攻分野博士後期修了。博士（文学）。東北大学大学院文学研究科助教、吉野作造記念館館長を経て現在、中央大学文学部人文社会学科哲学専攻・准教授。専門は日本思想史、文化史、精神史。日本政治思想史。

主な著作：『近世王権論と「正名」の転回史』（御

茶ノ水書房、二〇一二年)。主要論文「サムライの国に持ち運ばれた「アメリカ」—日本のデモクラシーを考える—」(『淡江日本論叢』32号、淡江大学日本語文学系、2015年)、「吉野作造の中国論—対華二十一ヶ条からワシントン会議まで—」(『吉野作造研究』第14号、2018年)など。

南 基玄 / NAM KiHyun

成均館大学校史学科修士、博士卒業。カナダブリティッシュコロンビア大学韓国学センター訪問学者。嘉泉大学校、慶雲大学校、金烏工科大学校講師。成均館大学校東アジア歴史研究所研究員。現在、成均館大学校博物館学芸員。

主な著作：

- ・「日帝下、朝鮮土地調査事業計画案の変更過程」、『史林』第32号、2009年
- ・「朝鮮土地調査事業の進行方式の多様性、昌原郡と馬山府の比較」、『大東文化研究』第82号、2013年
- ・「昌原郡における朝鮮土地調査事業の進行過程」、『日帝の昌原郡における朝鮮土地調査事業』ソニン、2014年
- ・「景武台前発砲事件」責任者の処罰裁判に関する考察、『人文科学研究』第22号、2016年
- ・「1909年の国民大演説会前後における大韓協会の行歩」、『人文科学研究』第24号、2017年

郭 衛東 / GUO Weidong

中国北京大学歴史学部教授。1986年北京大学大学院中国近現代史専攻修士後、北京大学で教鞭を執る。中国中外関係史研究会理事、北京市歴史学会理事。研究分野は中外関係史、中国近現代史。主な著作：『不平等条約と近代中国』、『中土基督』、『転換—早期中英関係と南京条約を中心に—』、『中国近代特殊教育史研究』、『中外旧約章補編(清朝)』など。

塩出 浩之 / SHIODE Hiroyuki

1974年生まれ。1997年、東京大学教養学部卒業。2004年、東京大学大学院総合文化研究科博士課程修了。博士(学術)。現在、京都大学文学研究科准教授。研究分野は日本近代史・日本政治史。主な著作：『岡倉天心と大川周明：アジアを考えた知識人たち』(山川出版社、2011年)、『越境者の政治史：アジア太平洋における日本人の移民と植民』(名古屋大学出版会、2015年)、『公論と交際の東アジア近代』(編著、東京大学出版会、2016年)。

韓 成敏 / HAN Sungmin

学歴：東国大学校史学科学士。東国大学校一般大学院史学科修士。東国大学校一般大学院史学科博士。

経歴：2006年3月～2014年12月、東国大学校講師。2009年9月～現在、大田大学校講師、講義専担教授。2009年2月～2014年2月、東国大学校対外交流研究院研究員。2012年1月～2013年8月、韓国外国語大学校講師。

主な著作：

「開港後(1882～1894)における清国の治外法権行使と朝鮮の対応」『韓国近現代史研究』第43号、2007年12月。

「乙巳條約以後、韓清間における治外法権研究(1906～1910)」『韓国近現代史研究』第46号、2008年9月。

「日本政府の安重根裁判介入とその不法性」『史学研究』第96号、2009年12月。

「倉知鐵吉の「韓国併合」計画立案と活動」『韓国近現代史研究』第54号、2010年9月。

「皇室特派留学生の同盟退校運動に対する日本の対応」『歴史と現実』第93号、2014年9月。

「第2回ハーグ万国平和会議の特使に対する日本の対応」『韓日関係史研究』第51号、2015年8月。

「乙巳條約以後、日本の「韓国併合」の過程研究」博士学位論文、2016年8月。

「日本政府の「韓国併合」実行計画の樹立過程：

「倉知案」と「秋山案」の比較を中心に、『日本歴史研究』第47号、2018年6月。

「亡命者・金玉均に対する日本政府の処遇と朝鮮政策(1884～1890)』、『歴史と現実』第109号、2018年9月。

世紀末における天津天足会を中心に、『婦女研究論叢』、2016年5月第3号。(該当文章は、『歴史記述における女性の言葉の建築：中国婦女/性別史研究抜粋』(中国書籍出版社、2017年)に転載される。)

秦方 / QIN Fang

首都師範大学歴史学院准教授。

2005～2011、ミネソタ大学、博士学位

2002～2005、南開大学歴史学院、修士学位

1998～2002、南開大学歴史学院、学士学位

主な著作：

「覚えられることと忘れられること：近代における〈七出〉〈三不去〉の言論の変遷」、『婦女研究論叢』、2018年12月第6号。(該当文章は、『人大複写新聞資料・婦女研究』2019年第2号に転載される。)

「呂碧城の作り上げ：清末女性の公衆イメージの形成と伝播」、『南開学報』(哲学社会科学版)、2018年3月第2号。(該当文章は、『歴史と社会(文摘)』2018年6月第2号、『人大複写新聞資料・婦女研究』2018年8月第4号、『新華文摘』(インターネット版)2018年第14号などに転載される。)

「幽閉から家出へ：清末民初の女性の窮境—解放に関する言論の形成と実践」、『婦女研究論叢』、2017年7月第4号。(該当文章は、『人大複写新聞資料・婦女研究』2017年10月第5号、『新華文摘』(インターネット版)2018年第5号、南開婦女・性別史学術フォーラム(インターネット版)に転載される。)

Co-authored with Emily Bruce, “Our Girls Have Grown Up in the Family” : Educating German and Chinese Girls in the Nineteenth Century, *Journal of Modern Chinese History*, vol. 1, 2016; Later the revised version was collected in *A History of the Girl: Formation, Education, and Identity*, edited by Mary O’ Dowd and June Purvis, Palgrave Macmillan, 2018, pp. 103-122.

「近代反纏足の輿論のもとでの視角の差異：19

メンバーリスト

氏名(ローマ字)	氏名(日本語)	氏名(韓国語)	氏名(中国語)	所属(日本語)
発表者				
1 Okubo Takeharu	大久保健晴	오쿠보 다케하루	大久保健晴	慶應義塾大学
2 Han Seunghoon	韓承勳	한 승훈	韩承勳	高麗大学
3 Sun Qing	孫青	쑤ん 칭	孙青	復旦大学
4 Okawa Makoto	大川真	오카와 마코토	大川真	中央大学
5 Nam Kihyun	南基玄	남 기현	南玄基	成均館大学
6 Guo Weidong	郭衛東	꾸어 웨이동	郭卫东	北京大学
7 Shiode Hiroyuki	塩出浩之	시오테 히로유키	盐出浩之	京都大学
8 Han Sungmin	韓成敏	한 성민	韩成敏	大田大学
9 Qin Fang	秦方	친 팡	秦方	首都師範大学
実行委員/発表者				
10 Cho Kwang	趙珖	조 광	赵珖	韓国国史編纂委員会
11 Mitani Hiroshi	三谷博	미타니 히로시	三谷博	跡見学園女子大学
12 Song Zhiyong	宋志勇	송 지용	宋志勇	南開大学
実行委員				
13 Liu Jie	劉傑	류 지에	刘杰	早稲田大学
14 Mura Kazuaki	村和明	무라 가즈아키	村和明	東京大学
15 Li Enmin	李恩民	리 언민	李恩民	桜美林大学
16 Xu Jingbo	徐静波	쑤 쟙보	徐静波	復旦大学
17 Peng Hao	彭浩	펑 hao	彭浩	大阪市立大学
18 Kim Kyongtae	金キョンテ	김 경태	金 Kyong tae	高麗大学
19 Kim Bumsu	金範洙	김 범수	金范洙	東京学芸大学
20 Nam Kijeong	南基正	남 기정	南基正	ソウル大学
21 Sun Junyue	孫軍悦	쑤쑤 위예	孙军悦	東京大学
22 Min Dongyup	閔東晔	민 동엽	闵东晔	東京大学
23 Liang Yihua	梁奕華	량 이후아	梁奕华	東京外国語大学
同時通訳				
24 Ding Li	丁莉	정 리	丁莉	北京大学
25 Song Gang	宋剛	송 강	宋剛	北京外国語大学
26 Jin Danshi	金丹実	김 단실	金丹实	フリーランス
27 Lee Hyeri	李惠利	이 헤리	李惠利	韓國外国語大学
28 Ahn Younghee	安暎姫	안 영희	安暎姫	ソウル外国語大学院大学
29 Cai Lianchun	蔡連春	차이 리엔춘	蔡连春	北京大学
招待討論者				
30 Aoyama Harutoshi	青山治世	아오야마 하루토시	青山治世	アジア大学
31 Hirayama Noboru	平山昇	히라야마 노보루	平山升	九州産業大学
32 Park Hanmin	朴漢珉	박 한민	朴汉珉	東国大学
33 Sun Weiguo	孫衛國	쑤 웨이궈	孙卫国	南開大学
翻訳				
34 Piao Xian	朴賢	박 현	朴贤	京都大学
35 Cho Guk	趙国	조 국	赵国	ソウル大学
36 Hong Yongil	洪龍日	홍 용일	洪龙日	東京大学
37 Luo Feng	駱豊	뤄 펑	骆丰	早稲田大学
38 Hong Sungmin	洪性珉	홍 성민	洪性珉	早稲田大学
39 Cho Suil	趙秀一	조 수일	赵秀一	東国大学
40 Xie Fang	解放	씨에 팡	解放	東京外国語大学
41 Li Kotetsu	李鋼哲	리 코테츠	李剛哲	北陸大学
42 Han Kyoungja	韓京子	한 경자	韩京子	青山学院大学
レポート編集者				
43 Nagai Ayumi	長井亜弓	나가이 आयु미	长井亚弓	渥美財団
実行委員/スタッフ				
44 Imanishi Junko	今西淳子	이마니시 준코	今西淳子	渥美財団
45 Tsunoda Eiichi	角田英一	쓰노다 에이이치	角田英一	渥美財団
46 Honda Yasuko	本多康子	혼다 야스코	本多康子	渥美財団

第63回 SGRA フォーラム

**第4回日本・中国・韓国における国史たちの対話の可能性 円卓会議
「東アジア」の誕生－19世紀における国際秩序の転換－**

〈予稿集〉

編集・発行 公益財団法人 渥美国際交流財団関口グローバル研究会（SGRA）

〒112-0014 東京都文京区関口 3-5-8

電話 03-3943-7612 FAX.03-3943-1512

SGRA ホームページ：<http://www.aisf.or.jp/sgra/>

電子メール：sgra.office@aisf.or.jp

発行日 2020年1月5日

発行責任者 今西淳子

日本語版監修 長井亜弓

© 関口グローバル研究会 禁無断転載 本誌記事のお尋ねならびに引用の場合はご連絡ください。

©Sekiguchi Global Research Association. Copying is Prohibited. For inquiries or quotes, please contact us.